

平成 25 年度文部科学省委託調査

「生涯学習施策に関する調査研究～アジア諸国等における
資格枠組みと職業教育に関する調査研究～」報告書

平成 25 年 11 月 29 日

WIP ジャパン株式会社

目 次

調査研究の概要	- 1 -
第 1 部 調査の結果	- 3 -
第 1 章 韓国における	- 3 -
資格枠組みと職業教育に関する調査研究	- 3 -
1 韓国における資格枠組みの調査	- 3 -
(1) 資格枠組み	- 3 -
ア 資格枠組みの内容	- 3 -
イ 実施に関わる公的機関	- 15 -
ウ 実施に関わる民間機関	- 17 -
(2) IT 各分野における職業資格の概要	- 21 -
ア 各職業資格の各レベルに対応した評価基準及び教育プログラムの認証基準とそれらの作成・更新方法	- 21 -
イ 資格認定団体の活動概要	- 27 -
ウ 認証プログラム提供機関数	- 27 -
エ 資格取得者数の推移	- 28 -
2 韓国における職業教育機関の調査	- 31 -
(1) 職業教育制度の概要	- 31 -
ア 職業教育の体系	- 31 -
イ 所管主体	- 32 -
ウ 財源（過去 5 年間の推移）	- 37 -
エ 職業教育機関への進学率（過去 5 年間の推移）	- 39 -
オ 学生数	- 40 -
カ 機関数	- 47 -
キ 修了者の就業・進学状況	- 48 -
(2) 後期中等教育後の職業教育機関	- 52 -
ア 教員組織に係る基準	- 52 -
イ 教員の資格に係る基準	- 53 -
ウ 教育課程に係る基準	- 56 -
エ 教育施設・設備に係る基準	- 60 -

第2章	オーストラリアにおける	- 62 -
	資格枠組みと職業教育に関する調査研究	- 62 -
1	オーストラリアにおける資格枠組みの調査	- 62 -
	(1) 資格枠組み	- 62 -
	ア 資格枠組みの内容	- 62 -
	イ 実施に関わる公的機関	- 74 -
	ウ 実施に関わる民間機関	- 76 -
	(2) IT各分野における職業資格の概要	- 76 -
	ア 各職業資格の各レベルに対応した評価基準及び教育プログラムの認証基準とそれらの作成・更新方法	- 82 -
	イ 資格認定団体の活動概要	- 84 -
	ウ 認証プログラム提供機関数	- 84 -
	エ 資格取得者数の推移	- 85 -
2	オーストラリアにおける職業教育機関の調査	- 89 -
	(1) 職業教育制度の概要	- 89 -
	ア 職業教育の体系	- 89 -
	イ 所管主体	- 91 -
	ウ 財源(過去5年間の推移)	- 92 -
	エ 職業教育機関での世代別受講率	- 93 -
	オ 学生数	- 93 -
	カ 機関数	- 100 -
	キ 修了者の就業・進学状況	- 102 -
	ク 取得学位・就業資格等：取得学位と就業資格の関係性	- 104 -
	(2) 後期中等教育後の職業教育機関	- 105 -
	ア 教員組織に係る基準	- 105 -
	イ 教員の資格に係る基準	- 106 -
	ウ 教育課程に係る基準	- 107 -
	エ 教育施設・設備に係る基準	- 108 -
	オ その他	- 109 -
第2部	分析の結果	- 111 -
第1章	比較分析結果	- 111 -
1	資格枠組みの調査	- 111 -
2	職業教育機関の調査	- 117 -

第2章 本調査結果から得られた示唆・課題等	- 122 -
1 我が国における資格枠組みの確立の必要性.....	- 122 -
2 我が国における職業教育と産業界の連携強化.....	- 123 -

調査研究の概要

1 件名

アジア諸国等における資格枠組みと職業教育に関する調査研究

2 目的

科学技術の進展や急速な技術革新、経済・社会の急激な変化と多様化・複雑化・高度化、グローバル化、情報化等を受け、職業に必要な知識・技能が高度化している。

また、産業構造や就業構造が変化する中、従来の企業内教育・訓練を主とする職業能力の開発に課題が見られる。このような状況においては、学校から社会・職業に移行した後も、高等教育機関等における学習を通じて必要な知識・技能を身に付けることにより、職業生活の維持・向上や新たな就業が可能となることが重要である。

諸外国に目を向けると、様々な分野の職業に必要な能力を段階的に可視化するとともに、各段階と学位等の高等教育に関する資格の対応関係を含めた統合的な枠組みが構築されつつある。このような枠組みは、上記のような生涯にわたる学習の継続を促進する上でも有意義とされている。

とりわけ、我が国と距離的に近く、経済面でも密接な関係を有するアジア諸国等における資格枠組み構築の動向を把握することは、今後、我が国において同様の枠組みの構築に向けた検討を行う際の参考になるとともに、アジア諸国等と様々な職業分野で人材育成における協力を進める上で重要である。

以上のような状況を踏まえ、アジア諸国等における資格枠組みについて現状を把握し、基礎資料を得るとともに、各国の職業教育機関において、どのように職業能力の開発が行われているかについて調査研究を行う。

3 調査内容

(1) アジア諸国等における資格枠組みの調査

韓国及びオーストラリアにおける資格枠組み（様々な分野の職業に必要な能力を段階的に可視化するとともに、各段階と学位等の教育に関する資格の対応関係を含めた統合的な枠組み）の内容並びにその実施に関わる公的機関や民間団体の概要及び役割について調査する。

また、IT 分野について、各分野の職業資格の概要（各職業資格の各レベルに対応した評価基準及び教育プログラムの認証基準とそれらの作成・更新方法、資格認定団体、認証プログラム提供機関数、資格取得者数の推移等）について調査する。

上記二点の調査結果については、その内容を詳述したものに加えて、その概要を一覧し、比較可能な形式の表を盛り込む。

調査研究の概要

さらに、調査結果について比較し、各調査対象の資格枠組みの特徴や機能している程度、また、我が国が資格枠組みの構築に向けた検討を行う際に当該調査結果から得られる示唆等について分析を行う。

(2) アジア諸国等における職業教育機関の調査

韓国及びオーストラリアについて、職業教育制度の概要（職業教育の体系、所管主体、財源、職業教育機関への進学率、学生数、機関数、分野別の学生分布、修了者の就業・進学状況、取得学位・職業資格等）並びに後期中等教育後の職業教育機関について、その教員組織、教員の資格、教育課程及び施設・設備などに係る基準を調査する。

また、IT 分野について、後期中等教育後の職業教育機関を各国 2 機関ずつ選び（事業計画書には学識経験者等による指導・助言を得た上で、抽出した調査対象の候補及び候補とする理由を示すこと。最終的に調査対象は文部科学省の担当官と協議した上で決定すること。3 機関以上を調査対象とする場合には加点対象とする。）修了者が取得可能な資格、社会人向け学習プログラム及び各業界団体との連携の状況など資格枠組みに関連する取組を調査する。その際、職業教育機関の質保証のための取組についても調査する。

その上で、各国の職業教育機関の特徴や課題等について比較分析を行う。

4 調査研究方法

- ・文献調査
- ・ヒアリング調査

5 外部有識者

本調査研究の特性に鑑み、金沢工業大学基礎教育部金永鍾准教授（韓国調査研究）、東北大学高等教育開発推進センター杉本和弘准教授（オーストラリア調査研究）に 2 回の意見聴取を行い、報告書の監修をいただいた。

第1部 調査の結果

第1章 韓国における 資格枠組みと職業教育に関する調査研究

1 韓国における資格枠組みの調査

(1) 資格枠組み

ア 資格枠組みの内容

(ア) 発展の経緯

韓国の資格制度の概要

韓国における資格制度は、施行主体別に国家資格と民間資格に分けられ、国家資格は「国家技術資格法¹」による「国家技術資格²」と、個別法令による「国家専門資格³」に区分でき、民間資格は純粋な「民間資格」と国家が公信力を認めた「公認民間資格」、企業が所属する労働者に特定技術を取得させるため水準を認証する「事業内資格」に区分できる。

国家資格は、雇用労働部「国家技術資格法」により管理される「国家技術資格」（2012年時点で512種）と関連法により各部処（日本でいう省庁などにあたる、以下同じ）で管理される「国家専門資格」（2012年時点で488種）となっており、民間資格は、「資格基本法⁴」により管理される「公認民間資格⁵」（2013年7月時点

¹ 国家技術資格法

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=105628&efYd=20130101#0000>

² 国家技術資格（韓国産業人力公団 Q-Net ウェブサイト）

<http://www.q-net.or.kr/crf005.do?id=crf00501&gSite=Q&gId=&depth=0101>

³ 国家専門資格（韓国産業人力公団 Q-Net ウェブサイト）

<http://www.q-net.or.kr/crf005.do?id=crf00502&gSite=Q&gId=>

⁴ 資格基本法

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=136626&efYd=20130323#0000>

⁵ 民間資格情報サービス

<http://www.pqi.or.kr/inf/qul/infQulSitCprView.do>

で91種)、「民間資格」(2013年7月時点で4,462種)、「雇用保険法⁶」により管理される「事業内資格⁷」(116種)となっている。

表 1-1 資格の現況

区分		種	関連法	関係機関
国家資格	国家技術資格	512	国家技術資格法 (雇用労働部)	雇用労働部・ 18 部処
	国家専門資格	488	関連法 (関係部処)	14 部処
民間資格	公認民間資格	91	資格基本法 (教育部)	11 部処
	民間資格	4,462	資格基本法 (教育部)	
	事業内資格	116	雇用保険法 (雇用労働部)	雇用労働部

その他、雇用労働部と韓国産業人力公団が2002年から開発している「国家職務能力標準(National Competency Standards: NCS)⁸」がある。産業現場で業務を遂行するために要求される職業能力(知識・技術・態度)を産業分野別・水準別に体系化したもので、学歴社会ではない能力社会を目指している朴槿恵(パク・クネ)政府の中心的な国政課題である。国家職務能力標準(NCS)は、教育訓練課程の開発・運営や資格種目の開発等に用いられており、国家職務能力標準(NCS)の開発は分野別に雇用労働部、政府関連部処、関連企業団体によって行われている。また、雇用労働部と教育部は協業システムを構築して、2013年中に68職務の国家職務能力標準(NCS)を開発し、来年度には182職務の国家職務能力標準(NCS)の開発を完了するという。そしてこれらは国家資格枠組み(The National Qualifications Framework: NQF)の改編とともに行われる予定である。

国家技術資格制度の概要

資格制度とは、人間の能力を一定の基準と手続きにより評価または認定するためのシステムで、国家がこれらを管理・運営する制度を国家資格制度という。国家資格のうち、技術資格は「資格基本法による国家資格のうち、産業と関連のある技術・技能分野及びサービス分野の資格」(「国家技術資格法」第2条)と定められ

⁶ 雇用保険法

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=140966&efYd=20130604#0000>

⁷ 事業内資格(韓国産業人力公団 Q-Net ウェブサイト)

<http://www.q-net.or.kr/crf008.do?id=crf0080401>

⁸ 国家職務能力標準ウェブサイト

<http://www.ncs.or.kr/>

ており、国家技術資格制度は国家の技術資格の管理及び運営に関するシステム全般を意味する。

1973年12月31日に制定された「国家技術資格法」により導入された国家技術資格制度は、韓国の産業化を推進して経済・産業構造を再編するために必要な技術人材を供給する目的で導入されたもので、これまで国家により管理され持続的に発展してきた⁹。

韓国の国家技術資格制度の発展は7段階に分けることができる。

分散管理期（第1期：1958～1973年）

統合管理体系の導入期（第2期：1973～1981年）

資格拡大及び事後管理体系の強化期（第3期：1982～1996年）

資格制度の変化政策転換期（第4期：1997～2006年）

第1次国家技術資格制度の発展基本計画 時期（第5期：2007～2009年）

第2次国家技術資格制度の発展基本計画 時期（第6期：2010～2012年）

第3次国家技術資格制度の発展基本計画 時期（第7期：2013～2017年）¹⁰

特に2007年からは政府が国家技術資格制度発展基本計画を設けて、これまで提起されていた資格制度の産業現場性の不足、職業能力に関する検定機能の弱体化、種目間の重複問題などを解決して、産業現場の需要に基づいた国家技術資格制度を運営することに寄与している¹¹。

第1次国家技術資格制度の発展基本計画（2007～2009年）（以下、第1次基本計画とする）では、

資格制度運営システムの改善

資格検定の現場性の強化

資格取得者の活用性

の向上の3大政策領域で12課題を推進した¹²。

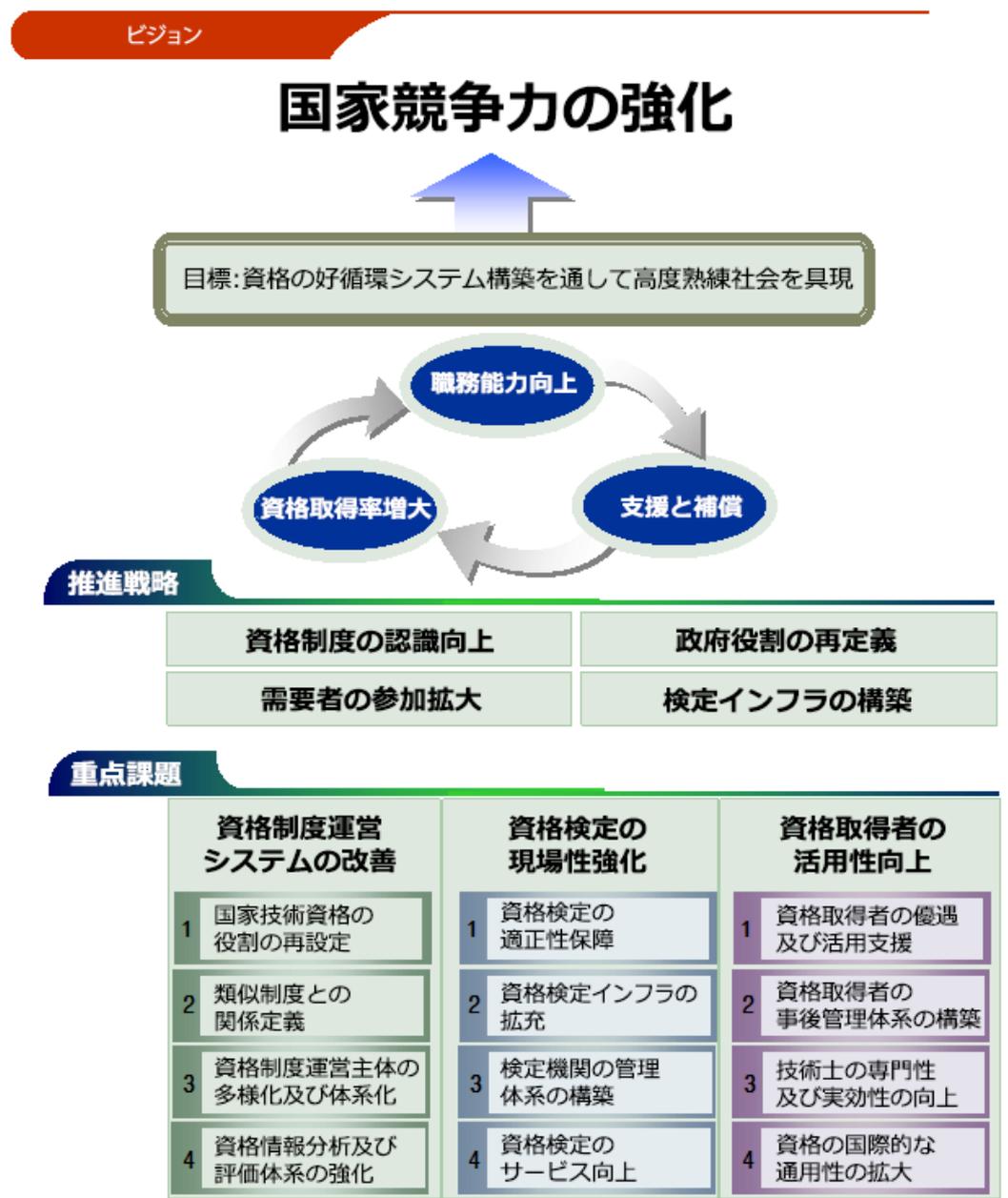
⁹ 「第3次国家技術資格制度発展基本計画樹立意義及び方向」（チヨ・ジョンユン・韓国職業能力開発院）

¹⁰ 「第3次国家技術資格制度発展基本計画樹立意義及び方向」（チヨ・ジョンユン・韓国職業能力開発院）

¹¹ 「第3次国家技術資格制度発展基本計画樹立意義及び方向」（チヨ・ジョンユン・韓国職業能力開発院）

¹² 「第1次国家技術資格制度の発展基本計画」（雇用労働部、2006.12）

図 1-1 第1次国家技術資格制度のビジョンと目標¹³



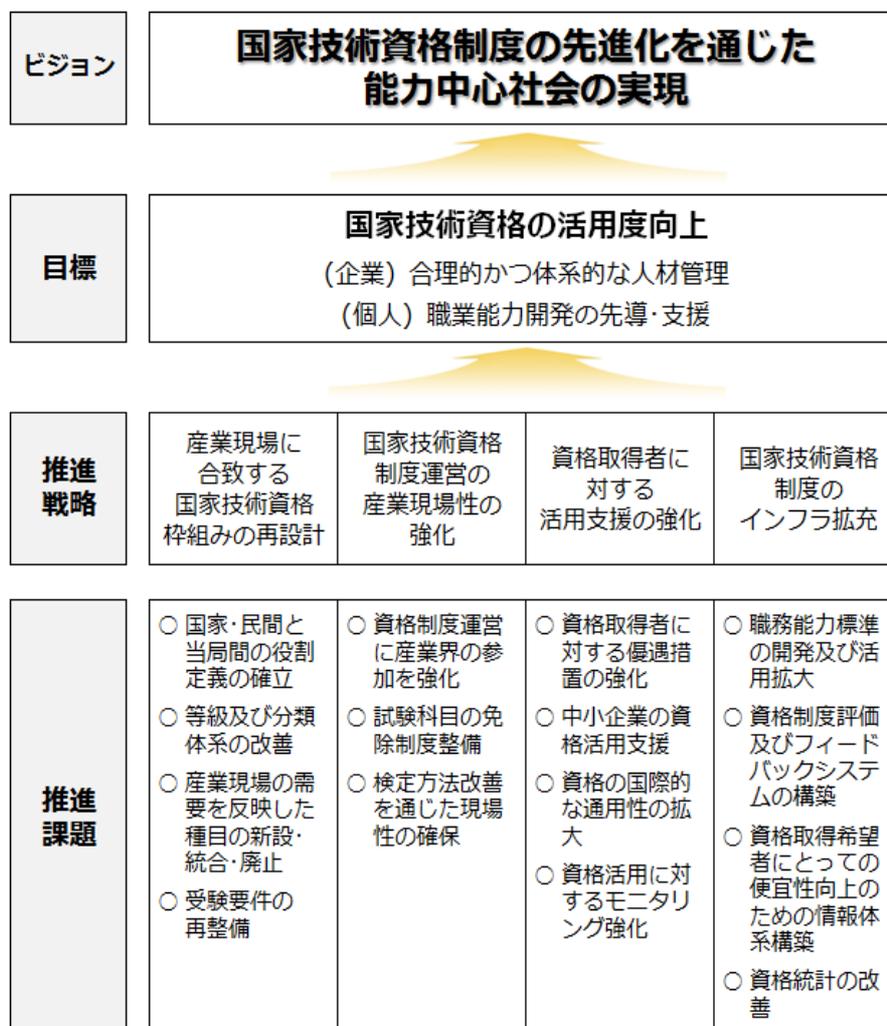
第2次国家技術資格制度の発展基本計画(2010~2012)(以下、第2次基本計画とする)では、

- 産業現場に合致する国家技術資格制度の再設計
- 国家技術資格制度運営の産業現場性の強化
- 資格取得者に対する活用支援の強化

¹³ 「第1次国家技術資格制度の発展基本計画」(雇用労働部、2006.12)

国家技術資格制度インフラの拡充
の4大政策領域で15課題を推進した¹⁴。

図1-2 第2次国家技術資格制度のビジョンと戦略¹⁵



第3次国家技術資格制度の発展基本計画(2013~2017)(以下、第3次基本計画とする)では、

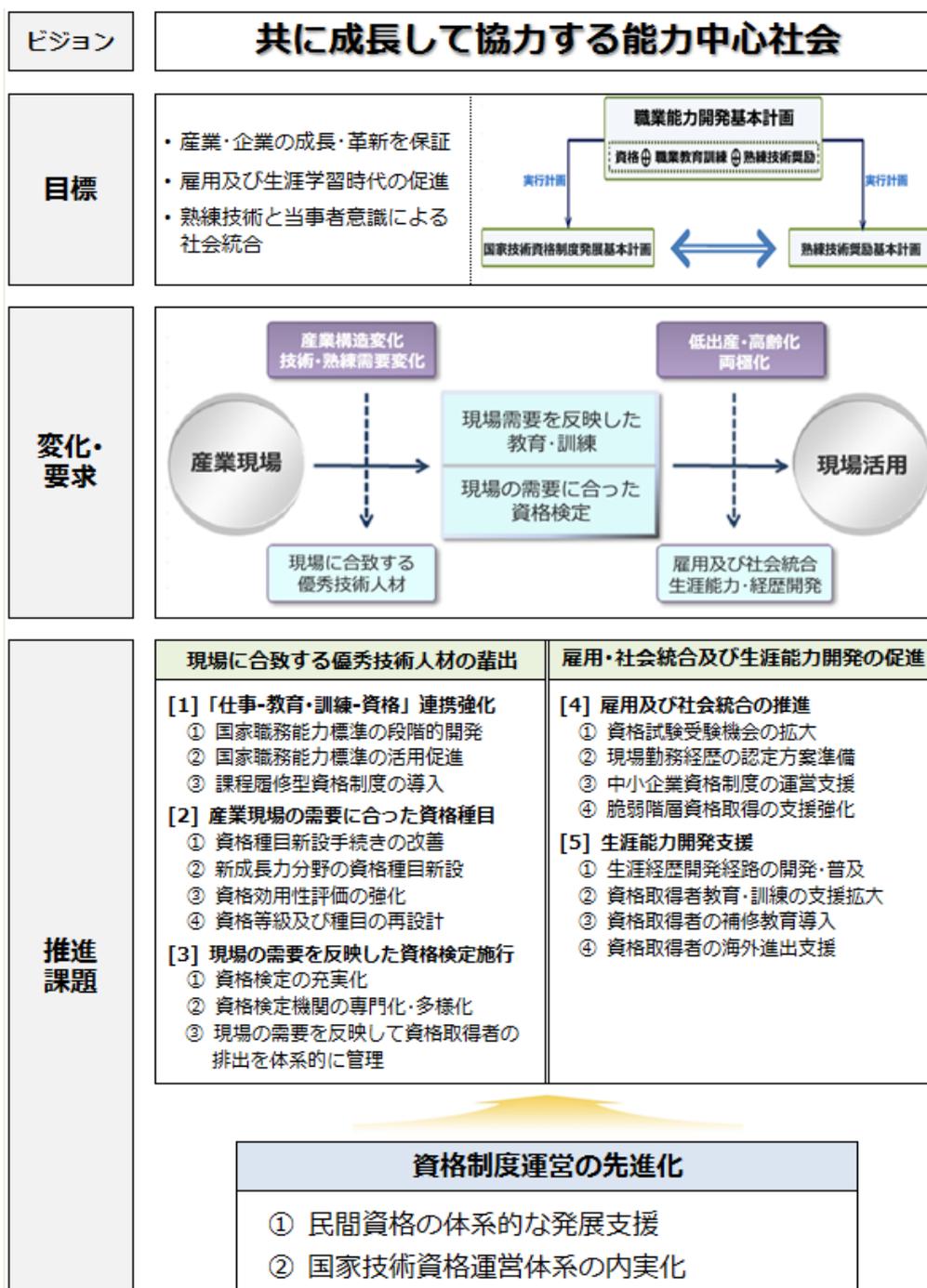
- 「仕事 - 教育 - 資格」の連携強化
- 産業現場に応じた資格種目・等級運営
- 現場性の高い資格検定の施行
- 雇用及び社会統合の促進
- 生涯能力開発の支援

¹⁴ 「第2次国家技術資格制度の発展基本計画」(雇用労働部、2010.3)

¹⁵ 「第2次国家技術資格制度の発展基本計画」(雇用労働部、2010.3)

の5大政策領域で18課題を推進した¹⁶。

図1-3 第3次国家技術資格制度のビジョンと戦略¹⁷



¹⁶ 「第3次国家技術資格制度の発展基本計画」(関係部処合同、2012.12)

¹⁷ 「第3次国家技術資格制度の発展基本計画」(関係部処合同、2012.12)

国家職務能力標準（NCS）の概要

国家職務能力標準（NCS）¹⁸とは、「企業が必要とする人材の知識や技術、素養などについて、産業分野別・水準別に体系化したもの」と「資格基本法」第2条において定めている。雇用・教育・資格を体系化した統合的なシステムで、産業現場で要求される国家職務能力標準（NCS）の構成内容は韓国資格枠組み¹⁹（Korean Qualification Framework: KQF）により管理されている。

国家職務能力標準（NCS）の開発は、分野別に雇用労働部や政府関連部処、関連企業団体によって行われ、教育訓練課程の開発・運営や資格種目の開発などに用いられている。

国家職務能力標準（NCS）の推進目的は以下のとおりである²⁰。

教育・訓練及び資格の現場適合性の向上

教育・訓練履修者及び資格取得者の雇用可能性（Employability）の向上

教育・訓練 - 資格の連携を通じて、運営管理に国家の人材及び予算が重複投資されている問題の解消

仕事中心の生涯学習の促進

資格の国際化の促進

特に朴槿恵（パク・クネ）政府は国家競争を担う青年人材育成と生涯にわたる職業能力開発を促進するために「学歴社会ではなく能力中心社会の具現」を提示し、優先的に国家職務能力標準（NCS）を構築して、標準中心の教育課程の改編を実践課題として示している。また、すべての職種に要求される職務能力を国家次元で標準化して提示し、高校以降の職業教育を、国家職務能力標準（NCS）を活用した仕事中心の教育に転換する計画である。そして、職業教育と資格連携を強化するために、「課程履修型資格制度」を導入し、教育訓練履修、資格証、経歴などが総じて認められる統合的な国家システムを構築することを目指している。

¹⁸ 国家職務能力標準ウェブサイト
<http://www.ncs.or.kr>

¹⁹ KQF（Korean Qualification Framework）とは、学位、職業などの様々な学習結果を資格として認めるための資格水準体系（Qualification Level System）で、各資格間の垂直的・水平的な連携関係をあらわす資格の連携地図として、様々な資格を総合的に比較することができる。

²⁰ 国家職務能力標準ウェブサイト
<http://www.ncs.or.kr>

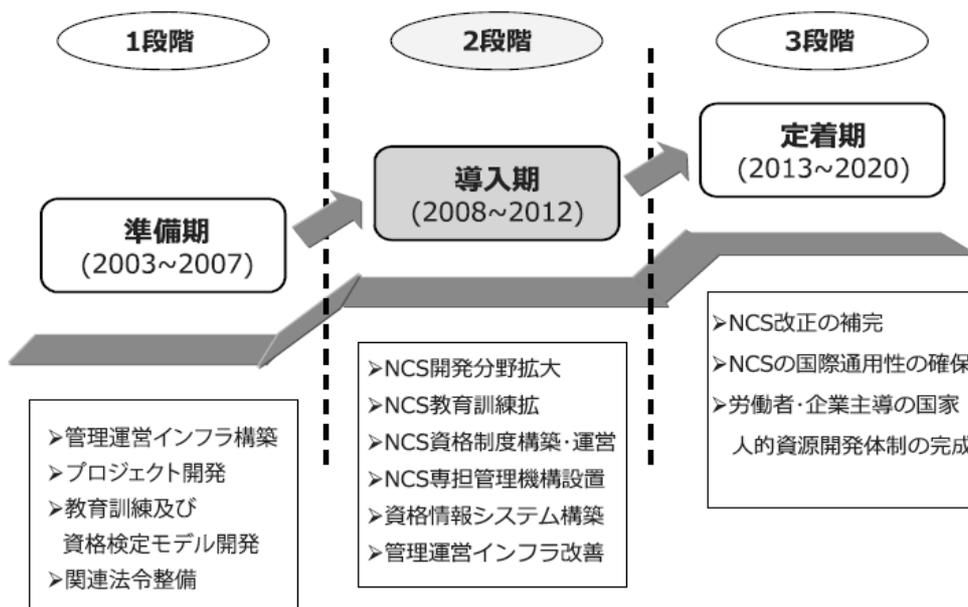
表 1-2 国家職務能力標準（NCS）関連の国政課題²¹

国政目標 4 戦略 14 国政課題 140		
専門人材養成のための 職業教育の強化	専門大学を高等職業教育の 中心機関として集中育成	学歴でなく能力中心の 社会づくり
国政 課題	課題 概要	[1] 職業系高校の職業教育システムを強化し、高卒在職者の学位取得及び 経歴開発のインフラを構築 [2] 専門大学の学位課程の多様化及び財政投資の拡大、生涯職業教育機能 及び国際化力量の強化などを通して高等職業教育中心機関として育成 [3] スペック超越採用システムの定着及び国家職務能力標準（NCS）の開 発・普及等を通じ、学歴よりも実力と能力が重んじられる社会を実現
	主な 推進 計画	1-1 関連部処・自治体及び産業界の連携特性化高校の育成 1-2 特殊分野の専門人材を養成するマイスター高校指定の多様化 1-3 国家職務能力標準（NCS）中心の教育課程の編成・運営 1-4 素質・適性・就業意思のある学生の職業教育機会の拡大 1-5 高卒者業の拡大及び就業者の学位取得インフラの構築 2-1 特性化専門大学（100校）の集中育成 2-2 専門大学の学位課程及び修業年数の多様化 2-3 専門大学「産業技術名匠大学院」の設置 2-4 生涯職業教育大学の育成 2-5 専門大学生の海外進出の活性化 3-1 実力中心のスペック超越採用システムの定着 3-2 国家職務能力標準（NCS）の構築 3-3 職務能力評価制度の導入 3-4 生涯職業能力開発体制の構築

注)1. 国政課題別の該当産業分野は新成長産業、文化コンテンツ・SW・人文芸術融合産業、サービス産業、融合サービス及び高付加価値社会サービス分野、青年向け及び高齢向けの産業分野、青少年相談・保護及び家族サービス分野などである
Specification の略。学歴に加え、良好な単位取得状況(例えば A+)や資格取得状況、外国語習得状況等の学業成績等に関わるあらゆる実績。

²¹ 朴槿恵（パク・クネ）政府国政ビジョン及び国政目標。第18代大統領引継ぎ委員会。

図1-4 国家職務能力標準（NCS）準備・導入・定着段階別の重要推進事項²²



国家職務能力標準（NCS）は、個人が産業現場で自分の業務を成功的に遂行するために要求される職業能力(知識、技術、態度)を科学的かつ体系的に標準化したもので、職業能力は職務遂行能力と職業基礎能力に区分することができる。²³

²² 「国家職務能力標準（NCS）事業の懸案及び政策方案」(THE HRD REVIEW 2010 AUTUMN、韓国職業能力開発院)

²³ 国家職務能力標準ウェブサイト
<http://www.ncs.go.kr/nos/index.html>

図 1-5 国家職務能力の構造²⁴



職務遂行能力は必須職業能力、選択職業能力、産業共通職業能力に分けられる。

必須職業能力は、該当分野で特定職務を遂行するために必要な職業能力で、該当職業に就業するために備えるべき職業能力である。

選択職業能力は、該当分野で企業間の業務範囲、装備等の相違点に関する柔軟性を有するための職業能力で、該当職業に就業するために必ず備えるべき職業能力ではないが、企業の特性によって備える必要のある職業能力である。

産業共通職業能力は、該当分野で職業または職務に関係なく共通して備えるべき能力である。

そして、職業基礎能力は、職種や職位に関係なく、すべての職業分野で職務を成功的に遂行するために必要な能力である。職業基礎能力は次の 10 開発領域と 34 下位能力で構成されている。

²⁴ 国家職務能力標準ウェブサイト
<http://www.ncs.go.kr/nos/index.html>

表 1-3 職業基礎能力²⁵

開発領域	下位能力
意思疎通能力	文書理解能力、文書作成能力、傾聴能力、言語工視力、基礎外国語能力
資源管理能力	時間資源管理能力、予算管理能力、物的資源管理能力、人的資源管理能力
問題解決能力	思考力、問題処理能力
情報能力	コンピューター活用能力、情報処理能力
組織理解能力	国際感覚能力、組織体制理解能力、経営理解能力、業務理解能力
数理能力	基礎演算能力、基礎統計能力、図表分析能力、図表作成能力
自己開発能力	自己認識能力、自己管理能力、経済開発能力
対人関係能力	チームワーク能力、リーダーシップ能力、葛藤管理能力、交渉能力、顧客サービス能力
技術能力	技術理解能力、技術選択能力、技術適用能力
職業倫理	勤労倫理、共同体倫理

(イ) 資格枠組みの活用状況

韓国において、専門大学の目的は、「高等教育法²⁶」第 47 条で、「社会各分野に関する専門的な知識と理論を教育・研究し、才能を研磨して国家社会発展に必要な専門職業人を養成すること」と定めている。

韓国の専門大学は社会的・経済的な環境変化に応じて持続的に拡大し、教育の内容や機能も変化してきた。初級大学から実業高等専門学校、専門学校に発展してきたが、1979 年 12 月 31 日、従来からあった短期大学、専門学校、看護学校等を短期教育機関と一元化し、入学資格を強化した他、教育内容を充実化・専門化させ、教育施設を強化する目的で専門大学を設立し、専門大学制度を施行した。

専門大学の入学資格は、高等学校卒業者またはこれと同等以上の学歴があると認められた者で、2~3年の教育課程を履修した者には専門学士学位を与える。専門大学は、短期高等教育を受けて就業しようとする者に職業に関連した実践的な専門教育を行う。そのため、修業年数は、医学または保健系列等の特殊分野の学科は3年、その他の学科は2年と規定している。

また、専門大学は専門大学を卒業した者の継続教育のため、「高等教育法²⁷」第

²⁵ 国家職務能力標準ウェブサイト
<http://www.ncs.go.kr/nos/index.html>

²⁶ 高等教育法
<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=136604&efYd=20130323#0000>

²⁷ 高等教育法

45条に基づき、大統領令で定めるところにより、専攻深化課程を設置・運営することができる。専攻深化課程に入学して定められて課程を履修した者には学士学位を与えることができる。専攻深化課程に入学できる資格は、同一系列の専門大学を卒業した者で、関連分野で在職した経歴のある者とする。

教育課程の運営は大学別に異なるが、専門職業人を養成する短期高等教育機関としての教育目標を効率的に達成するために、産学連携の実践的な教育課程を開発しており、職業教育を活性化するために必要な場合には、産業需要に特化した高等学校や大学、産業大学及び企業と総合連携して教育課程を運営している。

表 1-4 設立類型別専門大学の学校及び学生数（2012年度）²⁸

区分	学校数	学科数		学生数（単位：名）	
		専門学士 学位課程	学士学位 専攻深化課程	専門学士 学位課程	学士学位 専攻深化課程
国立	2	28	4	553	-
公立	7	161	4	3,965	40
私立	133	6,095	309	204,806	4,336
総計	142	6,284	317	209,324	4,376

表 1-5 職務水準と韓国資格枠組み（KQF）の水準比較²⁹

職務水準				NCS 資格	KQF	
水準	管理/事務職	技術職	専門職		水準	学歴
8	高級管理職	-	-	KVQ8	8	博士
7	中級管理職	高級技術職	高級専門職	KVQ7	7	碩士（修士）
6	初級管理職	中級技術職	中級専門職	KVQ6	6	学士
5	中間実務職	初級技術職	初級専門職	KVQ5	5	専門学士 + 1年
4	実務職	単純技術職	準専門職	KVQ4	4	専門学士（高卒 + 2年）
3	初級実務職			KVQ3	3	高卒 + 1年
2	-	-	-	KVQ2	2	高卒
1	-	-	-	KVQ1	1	高卒未満

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=136604&efYd=20130323#0000>

²⁸ 2012年教育統計年報（教育統計サービスシステム）

<http://cesi.kedi.re.kr>

²⁹ 「国家資格体制(KQF)構築方案」（THE HRD REVIEW 2010 AUTUMN、チョ・ジョンユン/イム・キョンボム）

(注) KVQ: Korean Vocational Qualification、国家職務能力標準 (NCS) に基づく資格

イ 実施に関わる公的機関

韓国において、国家資格は雇用労働部の「国家技術資格法」により管理される「国家技術資格」(2012年時点で512種)と、関連法により各部処で管理される「国家専門資格」(2012年時点で488種)に分かれている。

図 1-6 国家技術資格制度の運営³⁰



国家技術資格³¹は、韓国産業人力公団³²、韓国コンテンツ振興院³³、韓国放送通信電波振興院³⁴、韓国鉱害管理公団³⁵、大韓商工会議所³⁶、韓国原子力安全技術院³⁷、韓国インターネット振興院³⁸、映画振興委員会³⁹、韓国技術資格検定院⁴⁰が実施してい

³⁰ 国家技術資格 (韓国産業人力公団 Q-Net ウェブサイト)
<http://www.q-net.or.kr/crf006.do?id=crf00612&gSite=Q&gId=>
³¹ 国家技術資格 (韓国産業人力公団 Q-Net ウェブサイト)
<http://www.q-net.or.kr/crf005.do?id=crf00501&gSite=Q&gId=&depth=0101>
³² 韓国産業人力公団 (www.hrdkorea.or.kr)
³³ 韓国コンテンツ振興院 (www.kocca.kr)
³⁴ 韓国放送通信電波振興院 (www.kca.kr)
³⁵ 韓国鉱害管理公団 (www.mireco.or.kr)
³⁶ 大韓商工会議所資格評価事業団 (http://license.korcham.net/index.html)
³⁷ 韓国原子力安全技術院 (www.kins.re.kr)
³⁸ 韓国インターネット振興院 (www.kisa.or.kr)

る。各資格の関連部処は企画財政部⁴¹、教育部⁴²、統計庁⁴³、未来創造科学部⁴⁴、国防
部⁴⁵、安全行政部⁴⁶、警察庁⁴⁷、消防防災庁⁴⁸、文化体育観光部⁴⁹、農林畜産食品部⁵⁰、
農村振興庁⁵¹、山林庁⁵²、産業通商資源部⁵³、保健福祉部⁵⁴、環境部⁵⁵、気象庁⁵⁶、雇
用労働部⁵⁷、国道交通部⁵⁸、海洋水産部⁵⁹、食品医薬品安全処⁶⁰、公正取引委員会⁶¹が
ある。

国家専門資格⁶²は、保健福祉部、環境部、雇用労働部、海洋水産部、中小企業庁⁶³、
警察庁、公正取引委員会、消防防災庁、文化体育観光部、放送通信委員会⁶⁴、文化財
庁⁶⁵、関税庁⁶⁶、女性家族部⁶⁷、未来創造科学部、安全行政部、農林畜産食品部、産
業通商資源部、国道交通部、教育部、国税庁⁶⁸、特許庁⁶⁹、海洋警察庁⁷⁰、法務部⁷¹、
法院行政庁、金融委員会⁷²により、資格の新設や廃止、管理運営が行われている。国
家専門資格は、医師や弁護士などの、有資格者だけに許可された専門的な職業のた
めの資格である

³⁹ 映画振興委員会 (www.kofic.or.kr)
⁴⁰ 韓国技術資格検定院 (www.ktitq.or.kr)
⁴¹ 企画財政部 (www.mosf.go.kr)
⁴² 教育部 (www.moe.go.kr)
⁴³ 統計庁 (www.kostat.go.kr)
⁴⁴ 未来創造科学部 (www.msip.go.kr)
⁴⁵ 国防部 (www.mnd.go.kr)
⁴⁶ 安全行政部 (www.mospa.go.kr)
⁴⁷ 警察庁 (www.police.go.kr)
⁴⁸ 消防防災庁 (www.nema.go.kr)
⁴⁹ 文化体育観光部 (www.mcst.go.kr)
⁵⁰ 農林畜産食品部 (www.mafra.go.kr)
⁵¹ 農村振興庁 (www.rda.go.kr)
⁵² 山林庁 (www.forest.go.kr)
⁵³ 産業通商資源部 (www.motie.go.kr)
⁵⁴ 保健福祉部 (www.mw.go.kr)
⁵⁵ 環境部 (www.me.go.kr)
⁵⁶ 気象庁 (www.kma.go.kr)
⁵⁷ 雇用労働部 (www.moel.go.kr)
⁵⁸ 国道交通部 (www.molit.go.kr)
⁵⁹ 海洋水産部 (www.mof.go.kr)
⁶⁰ 食品医薬品安全処 (www.mfds.go.kr)
⁶¹ 公正取引委員会 (www.ftc.go.kr)
⁶² 国家専門資格 (韓国産業人力公団 Q-Net ウェブサイト)
<http://www.q-net.or.kr/crf005.do?id=crf00502&gSite=Q&gId=>
⁶³ 中小企業庁 (www.smba.go.kr)
⁶⁴ 放送通信委員会 (www.mof.go.kr)
⁶⁵ 文化財庁 (www.cha.go.kr)
⁶⁶ 関税庁 (www.customs.go.kr)
⁶⁷ 女性家族部 (www.mogef.go.kr)
⁶⁸ 国税庁 (www.nts.go.kr)
⁶⁹ 特許庁 (www.kipo.go.kr)
⁷⁰ 海洋警察庁 (www.kcg.go.kr)
⁷¹ 法務部 (www.moj.go.kr)
⁷² 金融委員会 (www.fsc.go.kr)

ウ 実施に関わる民間機関

韓国において、民間資格⁷³は、「資格基本法⁷⁴」により管理される「公認民間資格⁷⁵」(2013年7月時点で91種)、「民間資格」(2013年7月時点で4,462種)、「雇用保険法⁷⁶」により管理される「事業内資格⁷⁷」(116種⁷⁸)となっており、国家以外の個人・法人・団体が新設・運営する資格を意味する。

民間資格制度の管理・運営のために、韓国職業能力開発院が設けられ、民間資格国家公認制度の施行、民間資格登録制度の施行、民間資格広告モニターリングの調査、民間資格制度に関する相談、その他の資格制度に関する政策研究などを行っている。

民間資格登録⁷⁹を行うためには、民間資格管理者が、民間資格を管理・運営していることを、資格の種目名及びレベル、資格の管理運営機関に関する事項、登録申請日及び決定日などを提出して登録管理機関に登録しなければならない。

⁷³ 民間資格情報サービス

<http://www.pqi.or.kr>

⁷⁴ 資格基本法

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=136626&efYd=20130323#0000>

⁷⁵ 民間資格情報サービス

<http://www.pqi.or.kr/inf/qul/infQulSitCprView.do>

⁷⁶ 雇用保険法

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=140966&efYd=20130604#0000>

⁷⁷ 事業内資格(韓国産業人力公団 Q-Net ウェブサイト)

<http://www.q-net.or.kr/crf008.do?id=crf0080401>

⁷⁸ 基準日情報は不明である。

⁷⁹ 民間資格登録制度

<http://www.pqi.or.kr/int/intRegSysView.do>

図 1-7 民間資格登録制度⁸⁰



民間資格国家公認制度⁸¹とは、政府が民間資格に対する信頼を確保して社会的な有効性を高めるために、1年以上かつ3回以上の検定実績(資格付与実績)があって、法人が管理・運営している民間資格管理機関に登録した資格のうち、優秀な資格を資格政策審議会の審議を経て公認する制度である。

なお、上図において、職業能力開発院と関係中央政府機関の間で、禁止該非協議を行うのは、当該民間資格が禁止分野に該当するか否かを確認要請し、使用してもよい場合には協議するという手続きを意味している。

⁸⁰ 民間資格登録制度
<http://www.pqi.or.kr/int/intRegSysView.do>

⁸¹ 民間資格国家公認制度
<http://www.pqi.or.kr/int/intOffcView.do>

図 1-8 民間資格の国家公認の手順⁸²

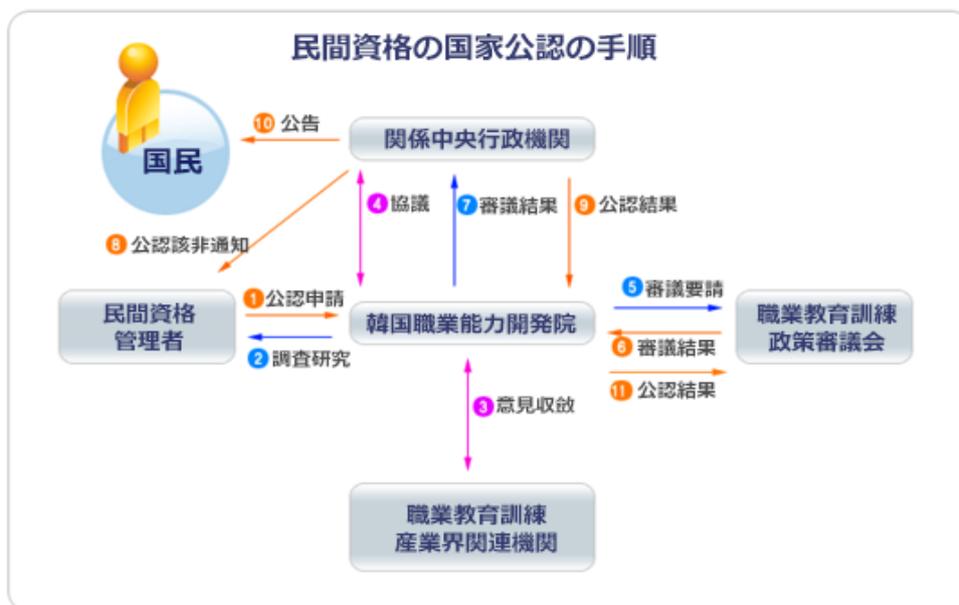


表 1-6 部処別の公認民間資格の登録現況 (2013年7月時点)⁸³

関係部処	資格数	割合 (%)
教育部	28	30.77
未来創造科学部	18	19.78
産業通商資源部	8	8.79
金融委員会	7	7.69
企画財政部	5	5.49
法務部	1	1.10
安全行政部	3	3.30
文化体育観光部	5	5.49
保健福祉部	3	3.30
雇用労働部	5	5.49
国土交通部	1	1.10
警察庁	3	3.30

⁸² 民間資格登録制度
<http://www.pqi.or.kr/int/intOffcView.do>

⁸³ 公認民間資格現況
<http://www.pqi.or.kr/inf/qul/infQulSitCprView.do>

関税庁	1	1.10
山林庁	3	3.30
総計	91	100

事業内資格制度⁸⁴とは、事業主が単独または同業界内の他事業者との共同で労働者の職業能力開発のために運営する資格制度である。事業内資格は、特定職種の労働者について、一定検定基準による職業能力評価を行った結果に応じて付与される。

事業内資格の認定手続きは、まず申請機関（＝事業主）が韓国産業人力公団に対し、事業内資格検定の認定許可を得るため事業申告を行い、その後、書類審査及び現場審査が行われる。資格認定の適合性が証明された場合は、韓国産業人力公団が申請機関（＝事業主）にその旨を通知し、韓国産業人力公団のホームページ上に新規の事業内資格認定に関する公告を掲載する。

事業内資格検定を申請した機関（＝事業主）は、事業内資格検定の開発費を韓国産業人力公団に申請する。事業内資格開発費用負担の妥当性検証のため、書類審査が行われ、事業内資格検定の開発費用負担の可否が決定される。費用負担が行われることが決定された場合は、申請機関（＝事業主）にその旨が通知され、資格開発に係った費用額が支給される。

また、事業内資格の運営費の負担可否については、韓国産業人力公団が毎年支援金審査委員会で妥当性について審査を行い、運営費負担の妥当性が認められた資格については費用負担することになっている。

⁸⁴ 事業内資格制度

<http://www.q-net.or.kr/crf008.do?id=crf0080403>

図 1-9 事業内検定試験⁸⁵



(2) IT 各分野における職業資格の概要

ア 各職業資格の各レベルに対応した評価基準及び教育プログラムの認証基準とそれらの作成・更新方法

韓国において、IT 分野の国家資格は、「国家技術資格法」により管理・運用されている国家技術資格と民間機関で管理・運用されている国家公認民間資格に分かれている。国家技術資格の等級は「国家技術資格法」第9条により、技術・技能分野の技術士、技能長、技師、産業技師、技能士と、サービス分野の種目別の3等級に分かれている。

技術・技能分野の国家技術資格の受験資格は次のとおりである。

⁸⁵ 事業内資格制度

<http://www.q-net.or.kr/crf008.do?id=crf0080403>

表 1-7 技術・技能分野の国家技術資格の受験資格⁸⁶

等級	受験資格
技術士	技師資格取得後、同一・類似職務分野の実務経験4年以上 産業技士取得後、同一・類似職務分野の実務経験5年以上 技能士取得後、同一・類似職務分野の実務経験7年以上 4年制大学卒業後(関連学科)、同一・類似職務分野の実務経験6年以上 同一・類似職務分野の他の種目の技術士等級を取得 3年制専門大学卒業後(関連学科)、同一・類似職務分野の実務経験7年以上 2年制専門大学卒業後(関連学科)、同一・類似職務分野の実務経験8年以上 国家技術資格の種目別に技師水準に該当する教育訓練を実施する雇用労働部令で定める教育訓練機関の技術訓練課程の履修者で、同一・類似職務分野の実務経験6年以上 国家技術資格の種目別に産業技師水準に該当する教育訓練を実施する雇用労働部令で定める教育訓練機関の技術訓練課程の履修者で、同一・類似職務分野の実務経験8年以上 同一・類似職務分野の実務経験9年以上 外国で同一種目に該当する資格を取得
技能長	同一・類似職務分野の産業技士または技能士資格取得後、「勤労者職業能力法」により設立された技能大学の技能長課程の履修者または履修予定者 産業技士以上の資格取得後、同一・類似職務分野の実務経験5年以上 技能士資格取得後、同一・類似職務分野の実務経験7年 同一・類似職務分野の実務経験9年以上 同一・類似職務分野の他の種目の技能長等級を取得 外国で同一種目に該当する資格を取得
技師	産業技士取得後、同一・類似職務分野の実務経験1年以上 技能士資格取得後、同一・類似職務分野の実務経験3年以上 同一・類似職務分野の他の種目の技師等級以上を取得 3年制専門大学卒業後(関連学科)、同一・類似職務分野の実務経験

⁸⁶ 国家技術資格法 施行令

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=136488&efYd=20130323#AJAX>

	<p>1年以上</p> <p>2年制専門大学卒業後(関連学科)、同一・類似職務分野の実務経験2年以上</p> <p>同一・類似職務分野の技師水準の技術訓練課程の履修者または履修予定者</p> <p>同一・類似職務分野の産業技師水準の技術訓練課程の履修者として履修後、受験種目が属する同一・類似職務分野の実務経験2年以上</p> <p>同一・類似職務分野の実務経験4年以上</p> <p>外国で同一種目に該当する資格を取得</p>
産業技師	<p>技能士資格取得後、受験する種目が属する同一・類似職務分野の実務経験1年以上</p> <p>受験種目が属する同一・類似職務分野の他の種目の産業技師等級以上の資格を取得</p> <p>関連学科の2年制または3年制専門大学卒業者などまたはその卒業予定者</p> <p>関連学科の4年制大学卒業者など、またはその卒業予定者</p> <p>同一・類似職務分野の産業技師水準の技術訓練課程の履修者または履修予定者</p> <p>受験種目が属する同一・類似職務分野の実務経験2年以上</p> <p>雇用労働部令で定める技能競技大会の入賞者</p> <p>外国で同一種目に該当する資格を取得</p>
技能士	<p>学歴・経歴制限なし</p>

表 1-8 国家技術資格の検定基準⁸⁷

等級	検定基準
技術士	<p>該当国家技術資格の種目に関して、高度な専門的知識と実務的な経験に基づき、計画・研究・設計・分析・調査・試験・施工・監理・評価・診断・事業監理・技術管理などの業務を遂行できる</p>
技能長	<p>該当国家技術資格の種目に関して、最上級の熟練技能を有し、産業現場で作業監理、所属技能人材の指導及び監督、現場訓練、経営者と技能人材を有機的な方法で結びつけるなど、現場管理などの業務を遂行できる</p>
技師	<p>該当国家技術資格の種目に関して、工学的な技術理論知識を有し、</p>

⁸⁷ 国家技術資格法 施行令

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=136488&efYd=20130323#AJAX>

	設計・施工・分析などの業務を遂行できる
産業技師	該当国家技術資格の種目に関して、技術基礎理論知識または熟練技能に基づき、複合的な基礎技術及び技能業務を遂行できる
技能士	該当国家技術資格の種目に関して、熟練技能を有し、製作・操作・運転・補修・整備・採取・検査または作業管理及びこれらに関する業務を遂行できる

表1-9 サービス分野の国家技術資格の等級

等級	検定基準
単一等級	専門階級相当の技能を有し、関連する業務を迅速かつ正確に実行できる能力
1級	上級熟練技能を有し、関連する業務を迅速かつ正確に実行できる能力
2級	中級熟練技能を有し、関連する業務を迅速かつ正確に実行できる能力
3級	初心者階級相当の技能を有し、関連する業務を迅速かつ正確に実行できる能力

「国家技術資格法」により管理されている国家資格は26分類に分かれているが、そのうちIT分野とされる「情報通信分野」について以下にまとめた。

表1-10 国家技術資格法におけるIT分野の国家資格⁸⁸

職務分野 (26)	中職務分野 (職務分野 の 下位分類) (61)	技術・機能分野(493)					サービス分野(32)			
		技術士	技能長	技師	産業技師	技能士	1級	2級	3級	単一等級
		84	27	109	114	159	10	10	3	9
情報通信 (3つの 中職務分 野があり、資格 は30)	情報技術 (14)									ゲームグラフィック専門家
										ゲーム企画専門家
										ゲームプログラム

⁸⁸ 国家技術資格法 施行規則

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=137571&efYd=20130323#AJAX>

第1部 第1章 韓国における資格枠組みと職業教育に関する調査研究

										専門家
										マルチメディア制作 専門家 コンテンツ
				事務 自動化						
			電子計 算機組 織応用							
	情報 管理									
					情報機 器運用					
			情報 処理	情報 処理	情報 処理					
	コンピ ュータ ーシス テム 応用									
		情報 保安	情報 保安							
放送・無線 (6)			放送 通信	放送 通信	放送 通信					
			無線 設備	無線 設備	無線 設備					
通信 (10)			電波 電子 通信	電波 電子 通信	電波 電子 通信					
	情報 通信		情報 通信	情報 通信						
					通信 機器					
				通信 線路	通信 線路					
		通信 設備								

表 1-11 IT分野の部処別公認民間資格の現況⁸⁹

所管処署	資格内容	等級	資格管理者	
未来 創造 科学部 (18)	e-Test Professionals	1,2,3,4 級	(株)サムスン SDS	
	PC 活用能力評価試験(PCT)	A,B 級	(株)PCT ⁹⁰	
	インターネット情報管理士	専門家, 1・2 級	(社)韓国情報通信振興協会 ⁹¹	
	LINUX マスター	1,2 級		
	デジタル情報活用能力(DIAT)	初,中,高級	(社)韓国情報通信資格協会 ⁹²	
	ネットワーク管理士	2 級		
	PC 整備士	1,2 級	韓国生産性本部 ⁹³	
	情報技術資格(ITQ)試験	A,B,C 級		
	PC Master(整備士)		(社)韓国情報評価協会 ⁹⁴	
	データアーキテチャー専門家		(財)韓国データベース振興院 ⁹⁵	
	SQL 資格	専門家,開発者	(財)韓国データベース振興院 ⁹⁶	
	情報保護専門家(SIS)		2 級	(社)韓国インターネット振興院 ⁹⁷
			1 級	
	ERP 物流情報管理士	1,2 級	韓国生産性本部 ⁹⁸	
	ERP 生産情報管理士			
	ERP 人事情報管理士			
	ERP 会計情報管理士			
	情報技術プロジェクト管理専門家(IT-PMP)		大韓情報通信技術(合) ⁹⁹	
RFID 技術資格検定	RFID-GL, RFID-SL	(社)韓国 RFIDUSN 融合協会 ¹⁰⁰		
雇用 労働部 (5)	機械設計製図士		大韓商工会議所 ¹⁰¹	
	コンピューター運用士			
	家具設計製図士			
	文書実務士	1,2,3,4 級	(社)韓国情報管理協会 ¹⁰²	
	電算税務会計	電算税務 1,2 級	韓国税務士会 ¹⁰³	

⁸⁹ 民間資格情報サービスウェブサイト <http://www.pqi.or.kr/inf/qul/infQulSitCprView.do>

⁹⁰ (株)PCT (<http://www.pct.or.kr/>)

⁹¹ (社)韓国情報通信振興協会 (<http://www.ihd.or.kr/>)

⁹² (社)韓国情報通信資格協会 (<http://www.icqa.or.kr/>)

⁹³ 韓国生産性本部 (<http://www.itq.or.kr/>)

⁹⁴ (社)韓国情報評価協会 (<http://www.cqma.or.kr/>)

⁹⁵ (財)韓国データベース振興院 (<http://www.kdb.or.kr/>)

⁹⁶ (財)韓国データベース振興院 (<http://www.kdb.or.kr/>)

⁹⁷ (社)韓国インターネット振興院 (<http://www.kisa.or.kr/>)

⁹⁸ 韓国生産性本部 (<http://www.itq.or.kr/>)

⁹⁹ 大韓情報通信技術(合) (<http://www.it-pmp.com/>)

¹⁰⁰ (社)韓国 RFIDUSN 融合協会 (<http://www.karus.or.kr/>)

¹⁰¹ 大韓商工会議所 (<http://www.korcham.net/>)

¹⁰² (社)韓国情報管理協会 (<http://www.kaim.co.kr/>)

¹⁰³ 韓国税務士会 (<http://www.kacpta.or.kr/>)

イ 資格認定団体の活動概要

代表的な資格認定団体のうち、代表的な機関の活動概要を以下にまとめた。

機関名	活動概要
(社)韓国 情報通信 振興協会 http://www.ihd.or.kr/	放送通信サービス料未納者に対し、放送通信事業者と共同で対応する。その他、不健全利用者のサービス利用制限、料金未納防止、事業者被害の抑制、適切な放送通信サービスの利用文化の確立と健全なクレジット社会を実現するためのサービスを提供している。
(社)韓国 インター ネット振 興院 http://www.kisa.or.kr/	インターネット情報関連の以下の活動を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット情報保護方針研究 ・インターネット情報保護に関する中長期政策、主要なITトレンドと課題分析、専門誌発行の推進 ・インターネット情報の保護調査分析 ・インターネット情報保護に関する実態調査、インターネット指数算出及び経済性の分析、国民へのインターネット情報保護の統計情報の提供 ・インターネット情報保護法制の分析 ・インターネット情報保護に関連する法令整備計画の立案、インターネット振興と新規ITサービス関連法の研究、法整備動向の分析
(社)韓国 RFIDUS N 融合協 会 http://www.karus.or.kr/	<ul style="list-style-type: none"> ・産業及び国民生活の安全のためのRFID/USNの導入義務化法整備関連活動 ・RFID/USN技術、製品、サービス、信頼性向上のための標準化強化 ・サプライヤー・バイヤー企業間に基づくサービス需要創出、事業問題の解決支援 ・RFID/USN関連企業の現状把握、問題点の打開策及び改善策の検討 ・サプライヤー・バイヤー企業間の交流の強化、RFID/USN企業間の協力基盤の強化促進 ・特許など知的財産権の情報共有システムの基盤強化 ・国内外の特許情報分析と検索サービスの提供 ・RFID/USN融合技術やサービス関連開発人材の養成 ・RFID/USN現場の専門人材の養成及び新規人材養成の支援

ウ 認証プログラム提供機関数

表 1-10「国家技術資格法におけるIT分野の国家資格」及び表 1-11「IT分野の部処

別公認民間資格の現況」を参照されたい。

工 資格取得者数の推移

以下の図表のとおりである。

図 1-10 資格取得者年度別等級別推移¹⁰⁴

(単位：名)

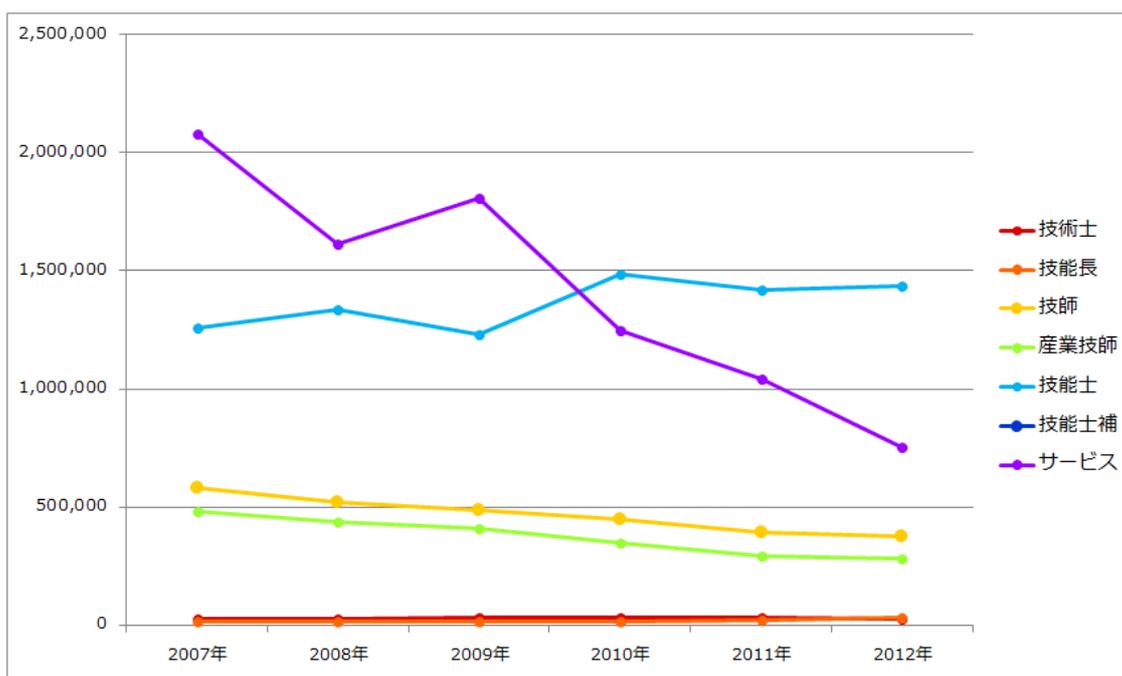


表 1-12 資格取得者年度別等級別推移¹⁰⁵

(単位：名)

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
技術士	27,361	28,453	31,390	32,382	30,397	26,755
技能長	13,882	13,964	16,627	18,320	23,105	30,520
技師	580,163	519,374	489,113	448,389	390,714	374,315
産業技師	483,038	437,804	410,755	347,803	293,011	279,670
技能士	1,257,155	1,336,872	1,231,138	1,483,806	1,421,160	1,436,147

¹⁰⁴ Q-Net 資格検定統計 (<http://www.q-net.or.kr>)

¹⁰⁵ Q-Net 資格検定統計 (<http://www.q-net.or.kr>)

第1部 第1章 韓国における資格枠組みと職業教育に関する調査研究

技能士補 ¹⁰⁶	-	-	-	-	-	-
サービス	2,078,488	1,613,020	1,809,604	1,246,213	1,041,901	755,000

図 1-11 資格取得者年度別年齢別推移（取得当時の年齢基準）¹⁰⁷

（単位：名）

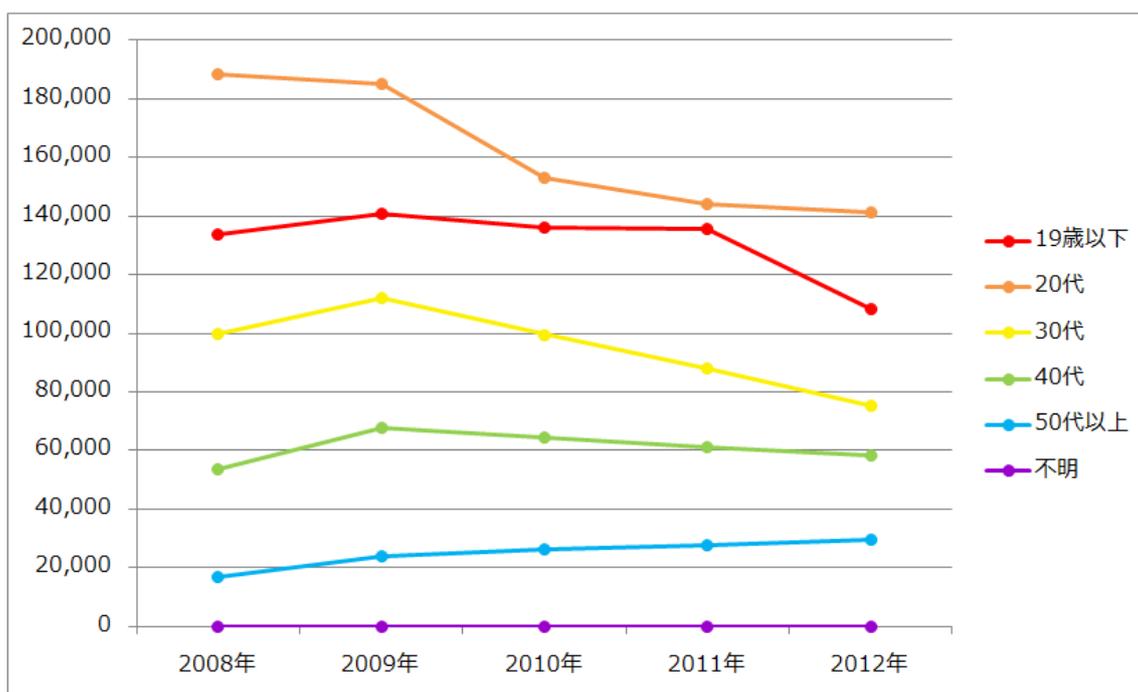


表 1-13 資格取得者年度別年齢別推移（取得当時の年齢基準）¹⁰⁸

（単位：名）

	~2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
19歳以下	4,551,079	133,820	140,877	136,301	135,666	108,070
20代	4,156,588	188,449	185,056	153,174	144,222	141,187
30代	1,399,813	99,581	112,234	99,549	87,959	75,199

¹⁰⁶ 「技能士補」は1999年3月27日まで存在した国家技術資格で、技能系資格の中で最下位等級に位置づけられる資格である。技能士補資格を取得した者は基礎的な技術で、主に技能士の業務を補助する。国家技術資格法改正によって、1999年3月28日に廃止されたが、廃止前までにあった204種目の技能士補資格は現在も有効で、このうち162種目については、関連経歴が存在する場合、関連種目の技能士に昇格することができる。1997年12月31日他法改正の国家技術資格法施行令の別表2において、技能士補の資格内容について確認することができる（以下のURL参照）。

<http://law.go.kr/lInfoP.do?lsiSeq=12942&ancYd=19971231&ancNo=15598&efYd=19980101&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#AJAX>

¹⁰⁷ Q-Net 資格検定統計（<http://www.q-net.or.kr>）

¹⁰⁸ Q-Net 資格検定統計（<http://www.q-net.or.kr>）

第1部 第1章 韓国における資格枠組みと職業教育に関する調査研究

40代	498,851	53,473	67,855	64,428	61,012	58,116
50代以上	101,443	16,619	23,735	26,170	27,463	29,690
不明	7,364	0	2	2	1	10

図 1-12 資格取得者年度別性別推移¹⁰⁹

(単位：名)

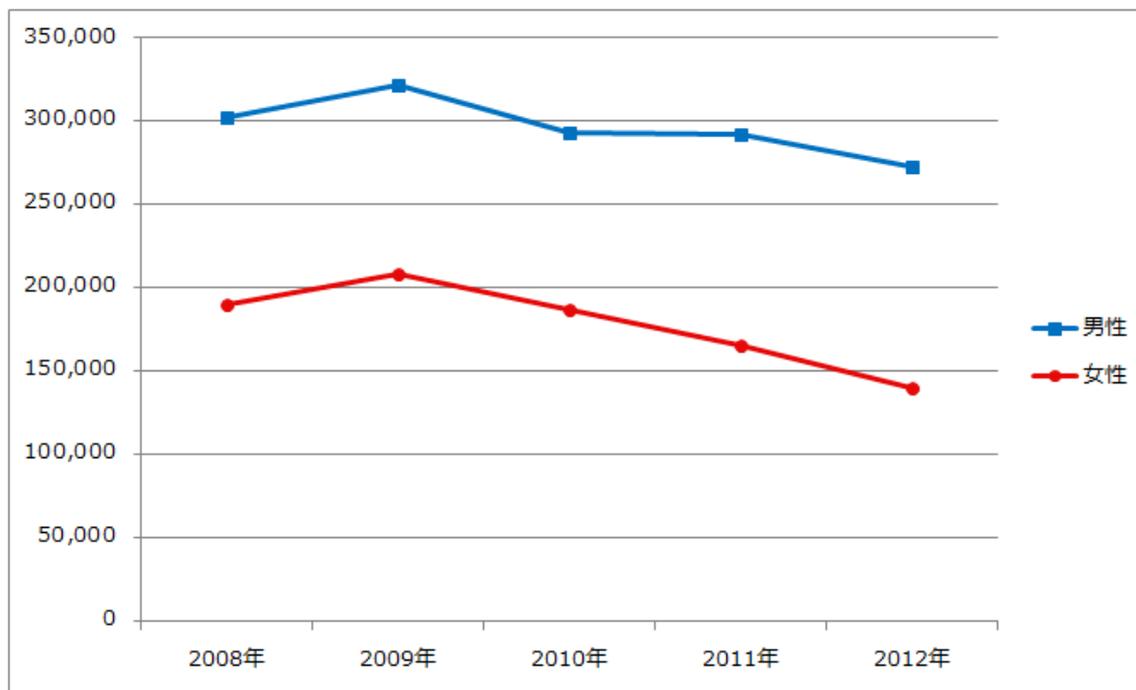


表 1-14 資格取得者年度別性別推移¹¹⁰

(単位：名)

	~2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
男性	7,844,906	302,063	321,889	292,767	291,493	272,115
女性	2,870,232	189,879	207,870	186,857	164,830	140,157

¹⁰⁹ Q-Net 資格検定統計 (<http://www.q-net.or.kr>)

¹¹⁰ Q-Net 資格検定統計 (<http://www.q-net.or.kr>)

2 韓国における職業教育機関の調査

(1) 職業教育制度の概要

ア 職業教育の体系

韓国の職業教育制度は、1960年に経済開発計画の一部として開始され、制度確立及び成長期（1961～1981年）、1980年代と1990年代の産業構造改編による職業訓練体系の改編に時代を区分することができるが、これをさらに細分化すると、1967から1974年にかけての「導入期」、1975～1998年にかけての職業訓練義務制度の施行時期に相当する「試行期」、雇用保険職業能力開発事項導入後「勤労者職業訓練促進法」が施行された1999年から2008年にかけての「転換期」の3期に分類することができる。¹¹¹

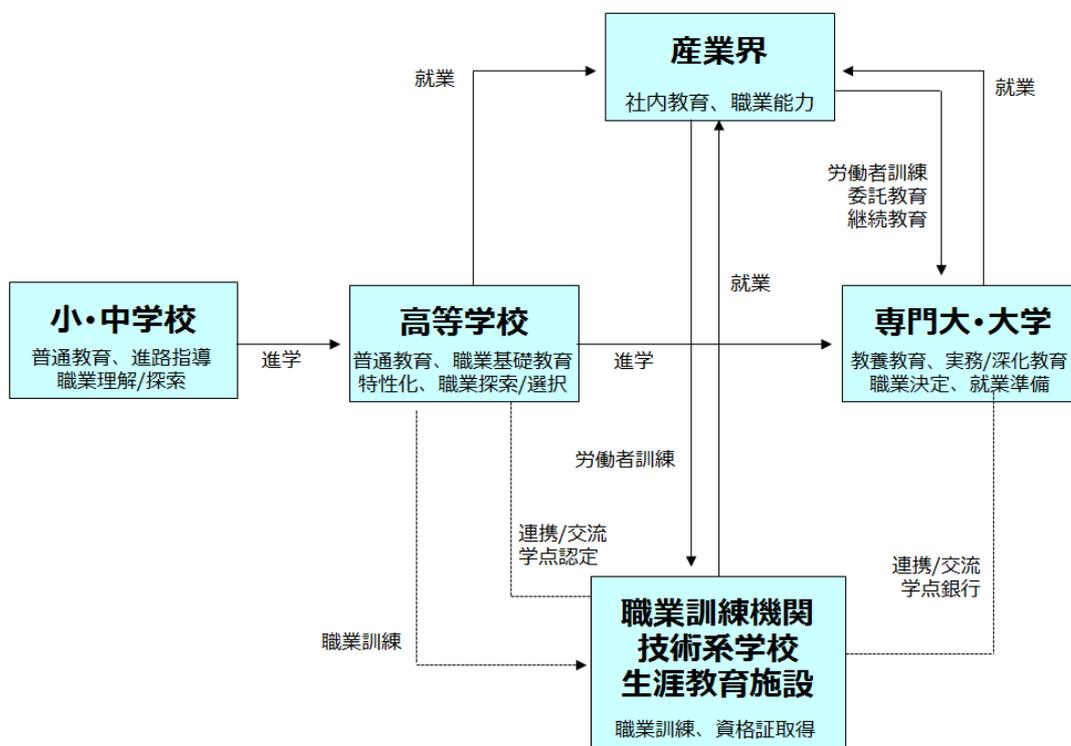
「転換期」後期である2008年時点の職業訓練では、失業者、低所得層などの就業困難層に対する就業促進と在職勤労者の職業能力向上に主眼を置いた施策が展開されていた。例えば、2004～2008年の「中期雇用政策基本計画」では、生涯職業能力開発体制の整備によって年間300万人に職業訓練の機会を与えることに政策目標の主眼が置かれていた。

以下の図は、韓国の教育制度から連携する職業教育体系に関するもので、高等学校から職場へ、職場から学校へ、生涯にわたる職能志向の職業教育体制を表している。¹¹²

¹¹¹ 『職業能力開発制度の変転と課題』（韓国職業能力開発院、チョン・テクス、2008）

¹¹² 『職業教育体制革新方案』（大統領諮問教育革新委員会、2005.5.12）

図 1-13 学校 - 産業界 - 学校の職業教育体制¹¹³



(注) 学点銀行：学点認定等に関する法律に基づき、学校及び学校外での学習や取得資格を単位として認めることによって、生涯学習社会を目指す制度のこと。

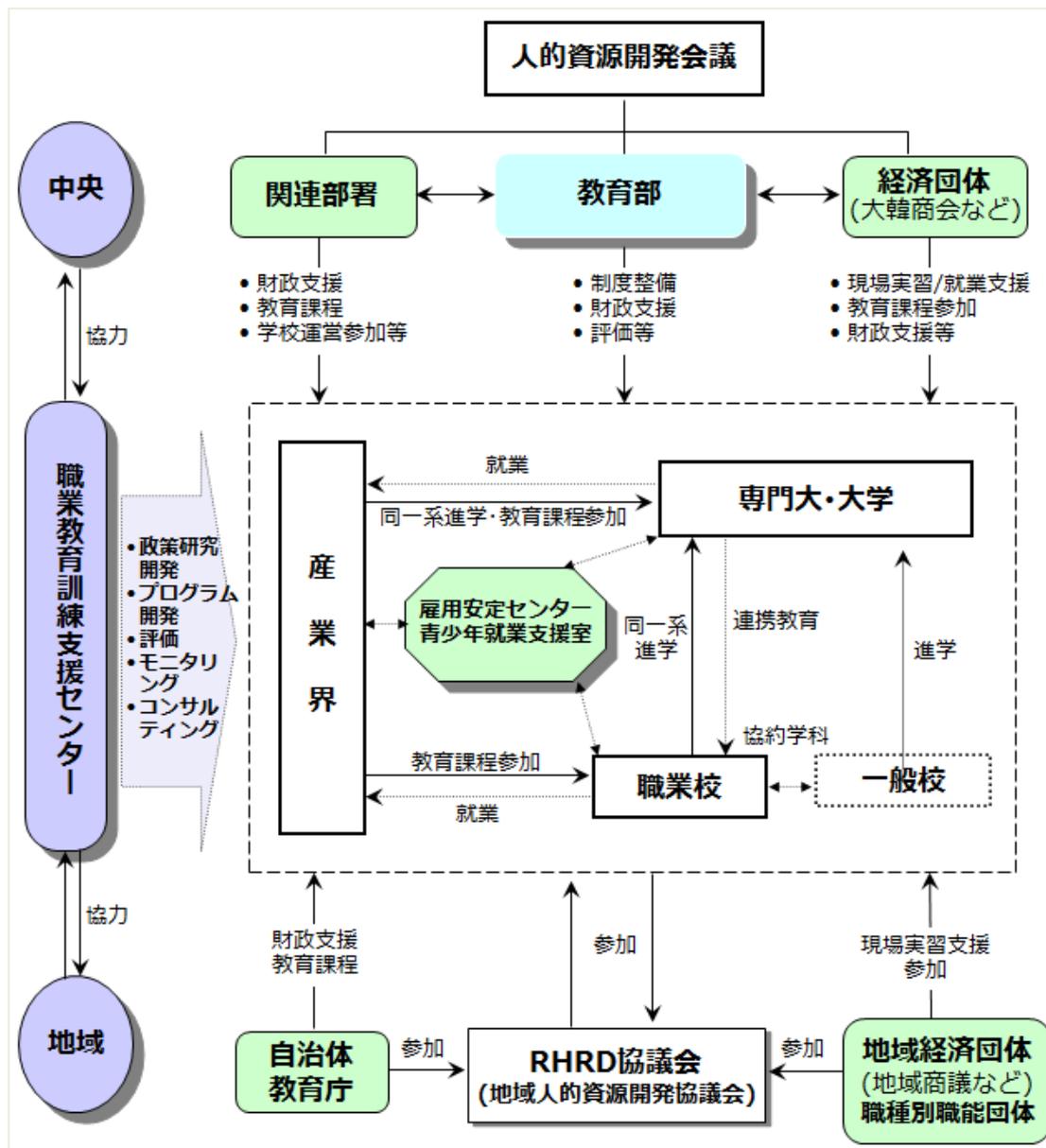
イ 所管主体

韓国においては、政府が主導した経済発展計画による産業発展の段階別に必要な知識と技術を保有した人材も養成・提供してきた。韓国の産業人材養成制度は、職業教育と職業訓練に分けて運営されている。

職業教育は教育部管轄であり正規教育制度内で遂行され、職業訓練は雇用労働部を中心に一般勤労者の職業能力を養成・向上する他、転職のための訓練も担当している。

¹¹³ 『職業教育体制革新方案』（大統領諮問教育革新委員会、2005.5.12）

図 1-14 職業教育推進体制¹¹⁴



職業教育の所轄主体

韓国の職業教育の所轄主体は、教育の所轄主体である教育部が正規教育制度内で実施している。

韓国の学校教育は以下の図のように初等教育6年、中等教育の中学校3年と高等学校3年、高等教育で構成されている。初等学校6年と中学校3年の9年間は義務教育期間で、国民共通教育に該当する。

¹¹⁴ 『職業教育体制革新推進計画』（韓国職業能力開発院、2005.12.22 ぐすお）

図 1-15 韓国の学校教育制度¹¹⁵

大学院				
(4年)	大学校 放送通信大学校、社内大学校	産業 大学	(2~3年) 専門大学	ポリテック大学
(3年)	一般系高等学校 特殊目的高等学校、自律高等学校	職業系高等学校 特性化高等学校、マイスター高等学校		
(3年-義務教育)		中学校		
(6年-義務教育)		初等学校		
(3年)		幼稚園		

職業教育は高等学校から始まるが、中学校卒業者は進学時に一般系高等学校と職業系高等学校を選択することができる。現在¹¹⁶の韓国職業系高等学校は特性化高等学校、マイスター高等学校の2つの類型で区分することができる。

「特性化高等学校」は、「初・中等教育法 施行令¹¹⁷」第91条第1項による「素質と適性及び能力が類似する学生を対象に特定分野の人材育成を目的とする教育または現場実習などの体験を主とする教育を専門的に実施する高等学校」である。

「マイスター高等学校」は、特性化高等学校の中で少数精鋭で選別された学校である。マイスター高等学校は特定の産業体との協約により産業需要にカスタマイズされた教育課程を運営して、労働市場での要求される中心的な技能人材を養成することを目的とする。

特性化高等学校は、2012年時点で全国で483校で、産業現場の需要を反映して学習者の適性を考慮するための教育として職業系高等学校と専門大学間の2+2教育課程（合計4年）あるいは3+2教育課程（合計5年）の連携運営制度を設けている。高等学校と専門大学がこの連携クラス学生のための教育課程を開発・運営して、高等学校から専攻分野に関する職業技術教育を、専門大学を経て産業大学まで連結性・一貫性・体系性のある職業技術教育を提供している。

韓国政府は、2008年から特性化高等学校の中で、職業教育が充実している特性化高等学校を選定して、国家が積極的に支援している就業力育成学校概念によるマイスター高等学校政策を推進している。

¹¹⁵ 『韓国の職業教育訓練』（韓国職業能力開発院、2013.7.19）

¹¹⁶ 本報告書執筆中の2013年11月時点。

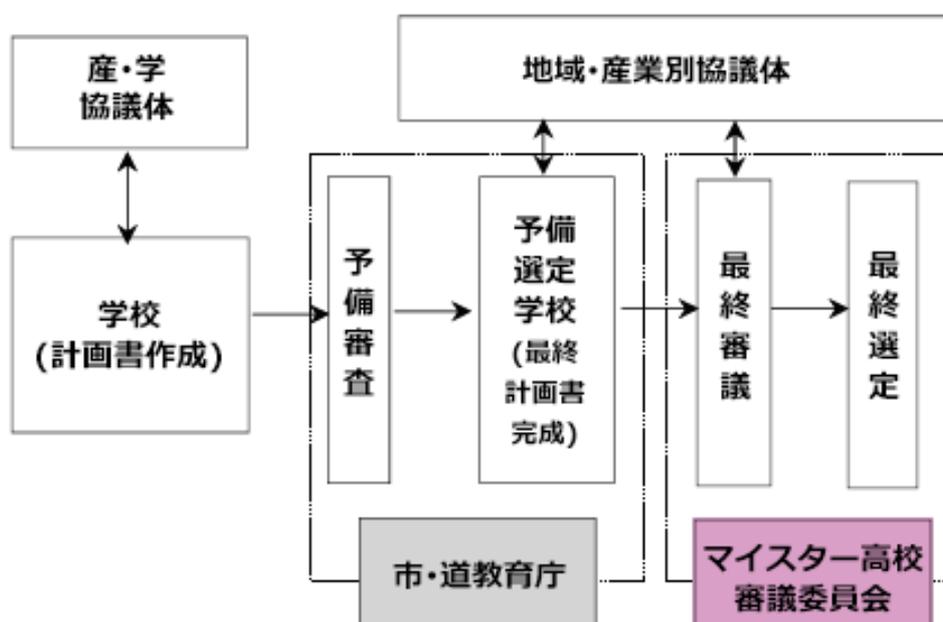
¹¹⁷ 初・中等教育法 施行令

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=136535&efYd=20130323>

特性化高等学校は、卒業後に就業か進学かを学生個人が選択できる制度である。一方、マイスター高等学校は卒業後、就業のみを選択できる制度である。

教育部はマイスター高等学校の職業教育に集中投資を行っている。2010年156億ウォン、2011年579億ウォン、2012年700億ウォン規模の予算を投入している。2010年3月に総計21校のマイスター高等学校が開校し、2013年現在総計35校のマイスター高等学校が運営されている。学生数は5,288名で、特性化高等学校学生数全体の約4.0%である。

図1-16 マイスター高等学校の推薦及び審議



高等教育の所轄主体

高等学校の卒業生が進学する高等教育機関のうち、一般的には4年制の「大学」と2～3年制の「専門大学」の割合が大き。大学校への進学率は1995年に50%を超え、2012年現在に高等学校の卒業生のうち71.3%が大学校等¹¹⁸に進学している。

4年制大学が主にアカデミズムの追及を目的とする教育機関であるのに対し、専門大学は実践的な職業教育に主眼を置いた短期高等教育機関であり、専門大学は韓国における後期中等教育後の職業教育機関として、最も大きな割合を占めている。韓国の専門大学は正規の高等教育機関として位置づけられており、卒業生には「専門学士」という正式な学位が授けられる。この他にも職業教育を担う正

¹¹⁸ 専門大学や産業大学も含む数値である点に注意されたい。

規の高等教育機関としては、4年制の産業大学や技術大学、韓国ポリテック大学、企業大学などがあるがその数は比較的少ない。

この他、教育科学技術部以外の部処が主管する職業教育機関や関連組織も存在する。以下は主な職業教育機関等である。

韓国人力公団

労働部と科学技術部の2省庁が所管していた職業訓練、資格検定などの部門を統合して1982年に設立された組織。勤労者の生涯学習支援や職業能力開発支援、資格検定試験の管理、訓練媒体の開発等、その機能は多岐にわたる。

学校法人韓国ポリテック大学（旧称：技能大学）

労働部が教育訓練のために設立した教育訓練機関であり、専門学士学位の授与も可能。地域別に11大学38キャンパスがあり、2年制の専門学士学位課程、半年～1年間の技能士課程、在職者の職務能力向上課程、離職者訓練など多様な教育訓練プログラムを有する。

韓国技術教育大学校

労働部によって1992年に設立された工科大学で、職業訓練分野の教員養成及び訓練教師の再教育を行う。

韓国職業能力開発院（KRIVET）

職業教育訓練政策及び資格制度に関する研究と職業教育訓練プログラムの開発・普及等、職業能力開発に関する研究事業を効率的に遂行すると共に職業教育訓練の活性化及び国民の職業能力向上に寄与する目的で1997年設立された。

KRIVETは国務総理が所管する国策研究機関で、「教育訓練 - 雇用の連携を先導するグローバル職業能力政策研究機関」を目指して、国家人材開発と職業教育訓練に関する政策研究の他、資格制度、教育・訓練プログラムの開発、職業訓練機関及び訓練課程に関する評価、国家公認民間資格管理及び運営、職業・進路情報及び相談サービス提供など、様々な研究と事業を推進している。

大韓商工会議所人力開発院

労働部の韓国産業人力公団傘下の8箇所の人力開発院が、民間企業の需要を反映させるために大韓商工会議所に移管されたことにより設立。教育訓練事業には正規課程と職務能力向上課程があり、正規課程は29歳以下の高校卒業者を対象に、2年間、実務中心に無償で教育訓練を行っている（4,000名規模）。職務能力向上課程では、中小企業労働者、離職者の職務能力向上のための訓練が行われている。

ウ 財源（過去5年間の推移）

職業訓練の参加人数は1998年以降増加しており、1,018名(1998年)から3,849名(2012年)と約4倍増えている。在職者訓練人数も1998年以降増加しており、2007年からは4,000名を超えているが、これは1999年在職労働者を対象に導入したインターネット通信を利用した訓練の活性化及び中小企業労働者の職業訓練拡大のために推進した訓練コンソシアム拡大、学習組織化支援、中心的な職務能力向上支援等の事業拡大の効果と見られる。――

職業訓練参加人数及びそれに係る予算の推移は以下のとおりである。

図1-17 職業能力開発訓練の実施現況¹¹⁹



(注) 棒グラフは人数、折れ線グラフは各訓練の予算総計である。

表1-15 職業能力開発訓練の実施現況¹²⁰

(単位：千名、億ウォン)

		2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
人員	総計	1,876	2,187	2,654	3,086	4,085	4,464	5,403	4,618	3,787	3,849

¹¹⁹ e - 国指標

http://www.index.go.kr/egams/stts/jsp/potal/stts/PO_STTS_IdxMain.jsp?idx_cd=1500

¹²⁰ e - 国指標

http://www.index.go.kr/egams/stts/jsp/potal/stts/PO_STTS_IdxMain.jsp?idx_cd=1500

	事業主及び 在職者訓練	1,725	2,033	2,456	2,942	3,930	4,313	5,210	4,269	3,362	3,477
	失業者及び 脆弱階層訓 練	90	82	93	84	93	94	133	286	369	309
	人材不足 分野訓練	61	72	105	60	62	57	60	63	56	63
予 算	総計	7,716	8,485	9,305	10,794	12,431	12,761	15,115	13,728	12,722	12,652
	事業主及び 在職者訓練	2,554	3,037	3,726	4,628	5,898	6,411	7,456	6,382	5,808	5,484
	失業者及び 脆弱階層訓 練	1,905	1,970	1,949	1,910	2,165	2,166	3,556	3,376	2,690	2,341
	人材不足 分野訓練	3,257	3,478	3,630	4,256	4,368	4,184	4,103	3,888	4,224	4,827

大学研究開発費とは、大学で新しい製品・技術を開発・創造するために行われる調査・研究活動に支出された費用のことをいう。以下は韓国における産学協力の現況を示す大学研究開発費の推移である。

図 1-18 大学研究開発費¹²¹



¹²¹ e - 国指標

http://www.index.go.kr/egams/stts/jsp/potal/stts/PO_STTS_IdxMain.jsp?idx_cd=1554

表 1-16 大学研究開発費¹²²

(単位：件、%、億ウォン)

		2006	2007	2008	2009	2010	2011
大学研究 開発費	予算 (億ウォン)	27,219	33,341	38,447	42,043	47,455	50,338
	比率 ¹²³ (%)	10	10.7	11.1	11.1	10.8	10.1

出典：KISTEP「研究開発活動調査」

(注) 1.2007年からは研究開発費の調査対象が変更され、人文・社会科学分野が含まれる。

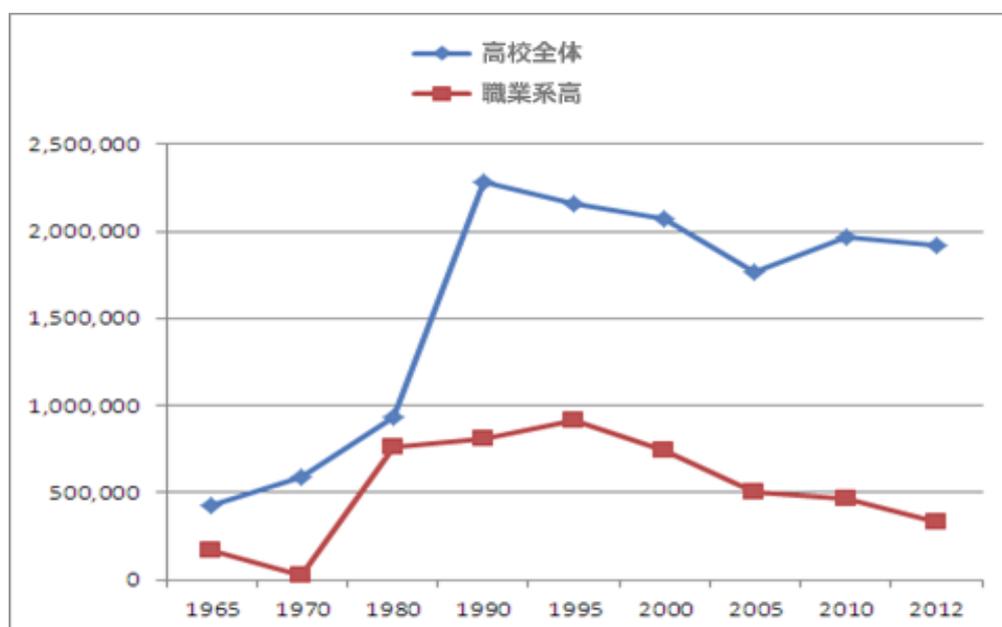
2.大学は国公立大学である。

エ 職業教育機関への進学率（過去5年間の推移）

2012年現在職業系高等学校の数は653校で、学生数は423,544名で、高等学校学生数全体の22.1%を占めている。ただし、職業系高等学校の学生数の割合は、6.1%（2000年）28.5%（2005年）23.8%（2010年）22.1%（2012年）と年々減少している。

図 1-19 一般系と職業系高等学校の在 student 数（1965~2012年）¹²⁴

(単位：名)



¹²² e - 国指標

http://www.index.go.kr/egams/stts/jsp/potal/stts/PO_STTS_IdxMain.jsp?idx_cd=1554

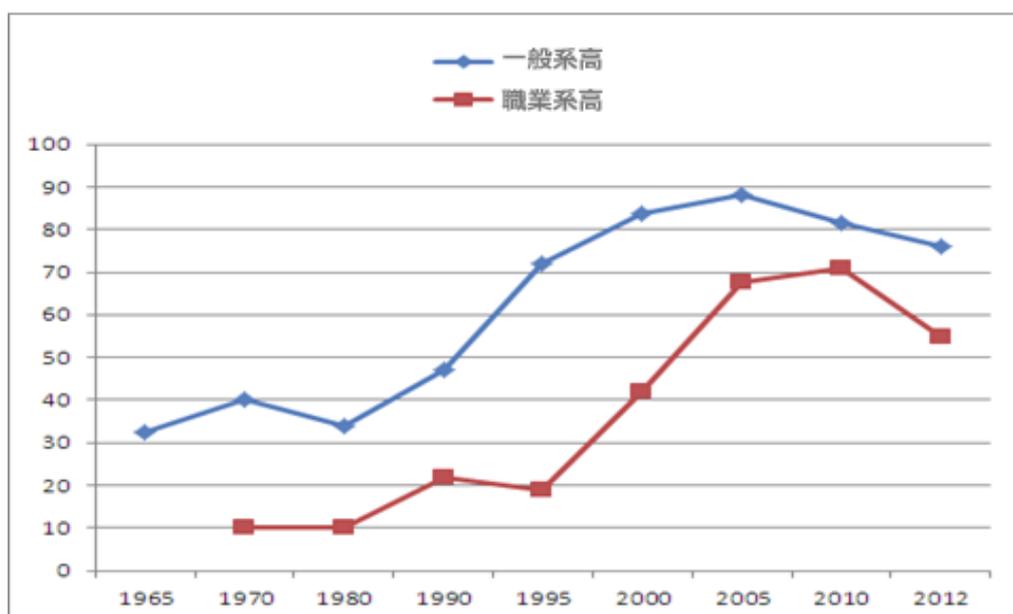
¹²³ 比率は総研究開発費に対する大学の研究開発費の比率である。

¹²⁴ 『韓国の職業教育訓練』（韓国職業能力開発院、2013）

職業系高等学校の卒業者が大学に進学する比率は22%(1990年)、41.9%(2000年)、67.6%(2005年)、71.1%(2010年)へと増加している。

図 1-20 高等学校卒業者の進学率の変化推移 (1965~2012年)¹²⁵

(単位：%)



オ 学生数

全体学生数の過去5年間の推移

表 1-17 高等学校年度別の学生数¹²⁶

(単位：名)

年度	一般系 高等学校	職業系 高等学校		合計
1999	1,399,389	851,751		2,251,140
2000	1,324,482	746,986		2,071,468
2001	1,259,975	651,198		1,911,173
2002	1,220,146	575,363		1,795,509
2003	1,224,452	542,077		1,766,529

¹²⁵ 『韓国の職業教育訓練』(韓国職業能力開発院、2013)

¹²⁶ 教育統計サービス (<http://cesi.kedi.re.kr/>)

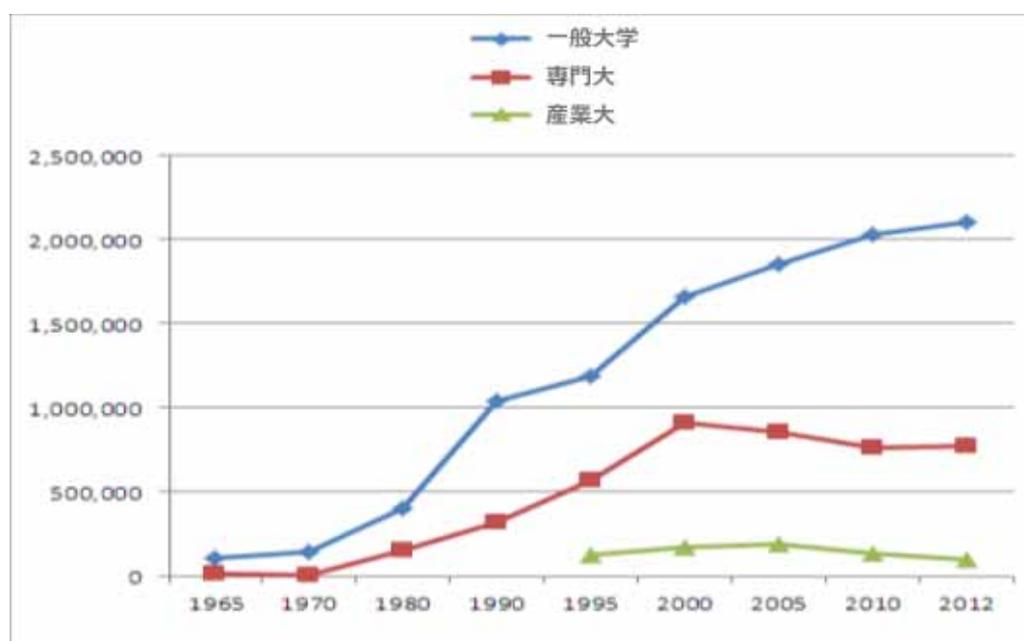
第1部 第1章 韓国における資格枠組みと職業教育に関する調査研究

2004	1,232,010	514,550			1,746,560
2005	1,259,792	503,104			1,762,896
2006	1,281,508	494,349			1,775,857
2007	1,347,363	494,011			1,841,374
2008	1,419,486	487,492			1,906,978
2009	1,484,966	480,826			1,965,792
2010	1,496,227	466,129			1,962,356
年度	一般系 高等学校	特殊目的 高等学校	自律高等学校	特性化 高等学校	合計
2011	1,425,882	63,727	113,962	340,227	1,943,798
2012	1,381,130	64,468	143,692	330,797	1,920,087

専門大学と産業大学の学生数が全体高等教育機関で占める割合は26.5%（1990年）36.8%（1996年）39.4%（2000年）と年々増加したが、2005年から減少している。これは、学齢人口が減少したため職業教育よりは一般大学のほうに学生が進学している影響と見られる。

図1-21 高等教育機関在学生数の変化推移（1965~2012年）¹²⁷

（単位：名）



¹²⁷ 『韓国の職業教育訓練』（韓国職業能力開発院、2013）

表 1-18 大学年度別の在学生数（在籍学生数から休学生数を除く）¹²⁸

（単位：名）

年度	専門大学	産業大学	放送通信大学	技術大学	一般大学
1999	575,030	106,442	203,246	-	1,103,251
2000	599,789	114,157	202,937	100	1,157,219
2001	612,493	116,211	208,175	196	1,198,585
2002	604,502	117,558	207,440	189	1,215,717
2003	568,097	119,272	196,402	194	1,254,320
2004	551,805	117,018	183,476	191	1,267,585
2005	530,149	116,468	186,646	180	1,263,932
2006	527,614	111,171	179,998	189	1,290,680
2007	519,698	107,011	181,622	170	1,318,029
2008	503,397	103,233	182,068	165	1,330,080
2009	488,913	93,131	183,503	155	1,358,714
2010	494,018	87,251	178,688	140	1,391,867
2011	503,493	81,414	172,680	126	1,437,058
2012	492,681	60,357	160,600	168	1,484,231

分野別の学生数の分布

職業系高等学校の専攻分野を系列別に区分すると、以下の表で示すように、学生の45.9%が技術・工業分野で最も多く、商業等に該当する社会系列が19.9%、人文系列が14.3%、芸・体能（芸術・体育）系列11.1%、そして自然、医薬、教育の順である。

表 1-19 職業系高等学校の専攻分野別の学生数及び割合（2012年）¹²⁹

系列	学生数（名）	割合（%）
人文	20,404	14.3
社会	28,404	19.9
教育	459	0.3
工学	65,516	45.9
自然	8,938	6.2
医薬	2,108	1.5
芸・体能	15,845	11.1

¹²⁸ 教育統計サービス（<http://cesi.kedi.re.kr/>）

¹²⁹ 『韓国の職業教育訓練』（韓国職業能力開発院、2013）

特殊学級	1,108	0.8
合計	142,779	100.0

表 1-20 系列類型別の学生数¹³⁰

	工業			農生命			商業・情報		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
特性化高	123,242	25,816	149,058	11,225	7,357	18,582	36,604	98,266	13,4870
マイスター高	12,964	1,977	14,941	437	315	752	0	0	0
一般高	4,952	2,244	7,196	2,201	1,398	3,599	6,596	10,775	17,371
	水産・海運			家事・実業			一般		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
特性化高	0	0	0	1,915	478	2,393	5,115	12,110	17,225
マイスター高	0	0	0	833	0	833	0	0	0
一般高	2,208	3,746	5,954	0	0	0	21	41	62

専門大学の専攻分野は工業、農業、商業、看護、水産業、保健、家庭、芸術、栄養、体育、園芸、美容等の様々な分野に分類できる。専攻分野を系列別に区分すると、社会系列が27.6%で最も多く、工学24.52%、芸・体能(芸術・体育)18.2%、医薬18.2%等の順である。

表 1-21 専門大学の専攻分野別の学生数及び割合(2012年)¹³¹

系列	学生数(名)		割合(%)	
	専門学士 学位課程	学士学位 専攻深化課程	専門学士 学位課程	学士学位 専攻深化課程
人文	7,620	100	3.6	2.3
社会	57,823	900	27.6	20.6
教育	10,459	255	5.0	5.8
工学	51,235	1,215	24.5	27.8
自然	16,410	190	7.8	4.3

¹³⁰ HiFive ウェブサイト

http://www.hifive.go.kr/stats/schStuStats.do?rootMenuId=05&menuId=050202&edu_seq=&sType=A1

¹³¹ 『韓国の職業教育訓練』(韓国職業能力開発院、2013)

医薬	27,672	945	13.2	21.6
芸・体能	38,105	771	18.2	17.6
合計	209,324	4,376	100.0	100.0

分野別の学生数の過去5年間の推移
該当する情報が得られなかった。

分野別の志願者数の推移

表 1-22 高等学校年度別の入学者数¹³²

(単位：名)

年度	男子	女子	合計
1999	235,178	210,295	445,473
2000	217,394	195,697	413,091
2001	217,293	195,954	413,247
2002	215,705	195,302	411,007
2003	216,360	198,762	415,122
2004	221,768	202,290	424,058
2005	231,079	207,278	438,357
2006	231,661	208,879	440,540
2007	259,272	236,358	495,630
2008	268,083	242,205	510,288
2009	268,973	238,376	507,349
2010	268,716	237,599	506,315
年度	一般系高等学校		
2011	253,363	235,482	488,845
2012	237,431	226,291	463,722
年度	特殊目的高等学校		
2011	9,988	11,704	21,692
2012	10,323	11,629	21,952
年度	自律高等学校		
2011	23,474	12,977	36,451

¹³²教育統計サービス (<http://cesi.kedi.re.kr/>)

2012	29,448	17,588	47,036
年度	特性化高等学校		
2011	66,367	52,068	118,435
2012	62,866	49,692	112,558
年度	合計		
2011	665,423		
2012	645,268		

表 1-23 大学年度別の志願者数¹³³

(単位：名)

年度	専門大学	産業大学	放送通信大学	一般大学	技術大学
1999	1,620,615	178,471	67,656	1,471,641	
2000	1,688,238	175,223	62,689	1,617,314	261
2001	2,050,711	180,316	67,151	1,756,800	149
2002	1,884,786	245,669	61,573	1,760,525	232
2003	1,436,909	181,152	52,449	1,711,357	151
2004	1,273,508	150,300	45,384	1,792,947	130
2005	1,120,027	147,623	43,313	1,953,016	138
2006	1,114,372	173,178	40,608	2,168,570	133
2007	1,240,910	215,967	42,108	2,393,447	95
2008	1,346,090	218,200	45,225	2,485,116	115
2009	1,290,218	186,309	43,946	2,612,067	78
2010	1,531,208	180,427	39,699	2,982,101	82
2011	1,812,982	189,522	40,153	3,536,371	101
2012	1,757,022	30,777	37,318	3,757,378	77

入学選考方法

高等学校の学生選考及び転・編入学に関する規程は、「初・中等教育法 施行令¹³⁴」に規定されている。学生の選考時期は法令第 80 条において、「高等学校新入生の選考は前期と後期に分けて行い、専門系高等学校、芸・体能系高等学校、特殊目的高等学校、特性化高等学校、マイスター高等学校などは前期に選考し、前期に該当しないすべての高等学校は後期に選考する」と明示されている。

¹³³ 教育統計サービス (<http://cesi.kedi.re.kr/>)

¹³⁴ 初・中等教育法 施行令

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=136535&efYd=20130323>

近年高卒就業の拡大政策により、早期就業を希望する学生が増えたことに従い、職業教育機会の拡大のため、2014年度には特性化高校「就業希望者特別選考」の募集人数の規模を2013年比5倍増やし、特性化高校新入生全体選考学生数の10.9%とした。

マイスター高校の場合も、内申成績の反映率を最大50%まで考慮し（特別選考の場合は最大30%）、職業適性と学生の希望を重点に置きながらも、職業適性や学生の希望に関するあらゆる側面を考慮したデプス・インタビュー形式の面談を通じた、新入生選考方式を採用している。

就業希望者特別選考推移：2,483名(2.1%、2013年) 11633名(10.9%、2014年)

就業希望者特別選考拡大目標：13% (2015年) 17% (2016年) 20% (2017年)

入学定員

表 1-24 大学年度別の入学定員数¹³⁵

(単位：名)

年度	専門大学	産業大学	放送通信大学	一般大学	技術大学
1999	294,250	31,065	66,400	311,240	-
2000	294,175	32,955	66,400	314,410	100
2001	292,035	33,220	66,400	316,780	100
2002	293,174	34,445	66,400	324,309	100
2003	285,922	35,193	66,400	327,040	100
2004	277,223	31,678	66,400	327,740	100
2005	266,090	29,899	64,900	323,537	100
2006	247,604	21,587	59,700	321,107	100
2007	238,069	21,309	59,700	319,882	100
2008	240,374	21,283	59,700	321,752	100
2009	240,523	18,575	59,700	325,408	100
2010	232,779	16,407	59,700	327,624	25
2011	221,116	14,411	59,700	331,517	25
2012	209,324	2,838	59,700	341,908	25

¹³⁵教育統計サービス (<http://cesi.kedi.re.kr/>)

表 1-25 高等教育機関数及び入学定員¹³⁶

系列	大学数(校)(比率、%)	入学定員(名)(比率、%)
専門大学	146 (42.1)	220,718 (35.2)
大学・教育大学	191 (55.5)	332,965 (53.1)
産業大学	9 (2.6)	14,253 (2.3)
放送通信大学	1 (0.3)	59,700 (9.4)
合計	348 (100.0)	627,636 (100.0)

カ 機関数

全体機関数の過去5年間の推移

表 1-26 高等学校年度別の学校数¹³⁷

(単位：校)

年度	一般系 高等学校	職業系 高等学校			合計
1999	1,181	762			1,943
2000	1,193	764			1,957
2001	1,210	759			1,969
2002	1,254	741			1,995
2003	1,297	734			2,031
2004	1,351	729			2,080
2005	1,382	713			2,095
2006	1,437	707			2,144
2007	1,457	702			2,159
2008	1,493	697			2,190
2009	1,534	691			2,225
2010	1,561	692			2,253
年度	一般系 高等学校	特殊目的 高等学校	自律 高等学校	特性化 高等学校	合計
2011	1,554	120	109	499	2,282
2012	1,529	128	147	499	2,303

¹³⁶ 『韓国の職業教育訓練』（韓国職業能力開発院、2013）

¹³⁷ 教育統計サービス（<http://cesi.kedi.re.kr/>）

表 1-27 大学年度別の学校数¹³⁸

(単位：校)

年度	専門大学	産業大学	放送通信大学	大学	技術大学
1999	161	19	1	158	-
2000	158	19	1	161	1
2001	158	19	1	162	1
2002	159	19	1	163	1
2003	158	19	1	169	1
2004	158	18	1	171	1
2005	158	18	1	173	1
2006	152	14	1	175	1
2007	148	14	1	175	1
2008	147	13	1	174	1
2009	146	12	1	177	1
2010	145	11	1	179	1
2011	147	9	1	183	1
2012	142	2	1	189	1

分野別の機関数の分布

表 1-19「職業系高等学校の専攻分野別の学生数及び割合(2012年)」、表 1-20「系列類型別の学生数」、表 1-21「専門大学の専攻分野別の学生数及び割合(2012年)」を参照されたい。

分野別の機関数(過去5年間の推移)

該当する情報が得られなかった。

キ 修了者の就業・進学状況

政府が高等学校の職業教育政策を2008年から職業教育の主な政策として推進した結果、特性化高等学校の卒業者の就業率が増加している。また、専門大学卒業者の就業率が一般大学卒業者の就業率より高く、専門大学は成人労働者のための生涯学習機関としての役割を期待されている。

¹³⁸教育統計サービス (<http://cesi.kedi.re.kr/>)

図 1-22 高等学校卒業者の就業率変化推移 (1970~2012年)¹³⁹

(単位：%)

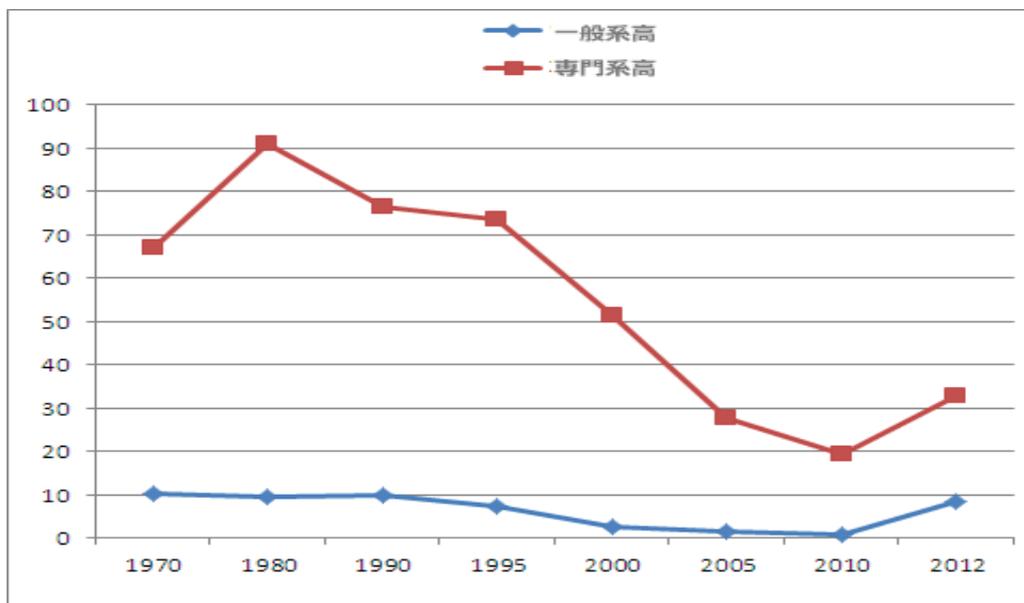
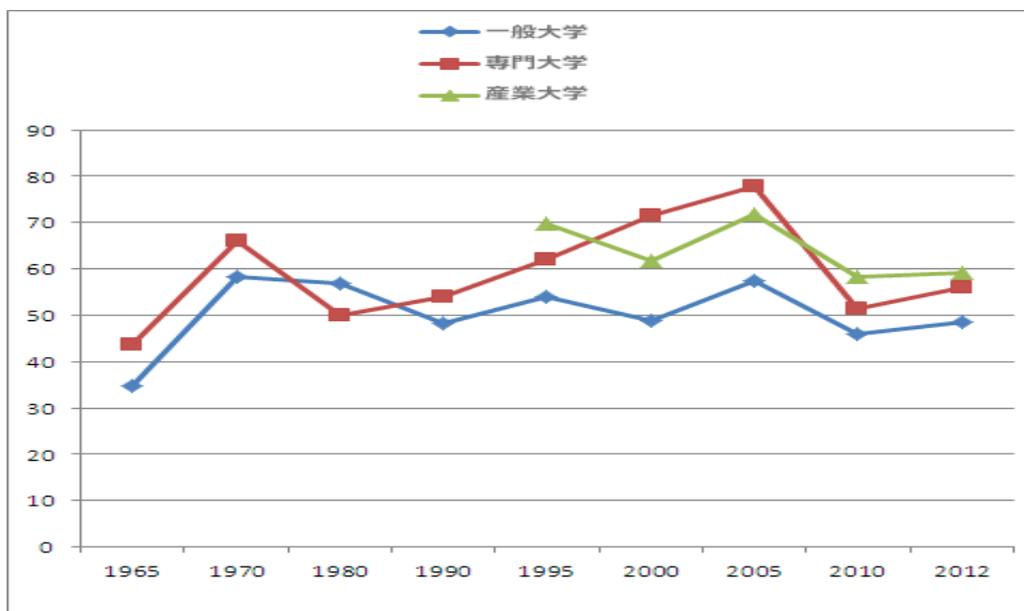


図 1-23 大学校等卒業者の就業率変化推移 (1970~2012年)¹⁴⁰

(単位：%)



¹³⁹ 『韓国の職業教育訓練』(韓国職業能力開発院、2013)

¹⁴⁰ 『韓国の職業教育訓練』(韓国職業能力開発院、2013)

表 1-28 高等学校年度別の卒業後の状況数¹⁴¹

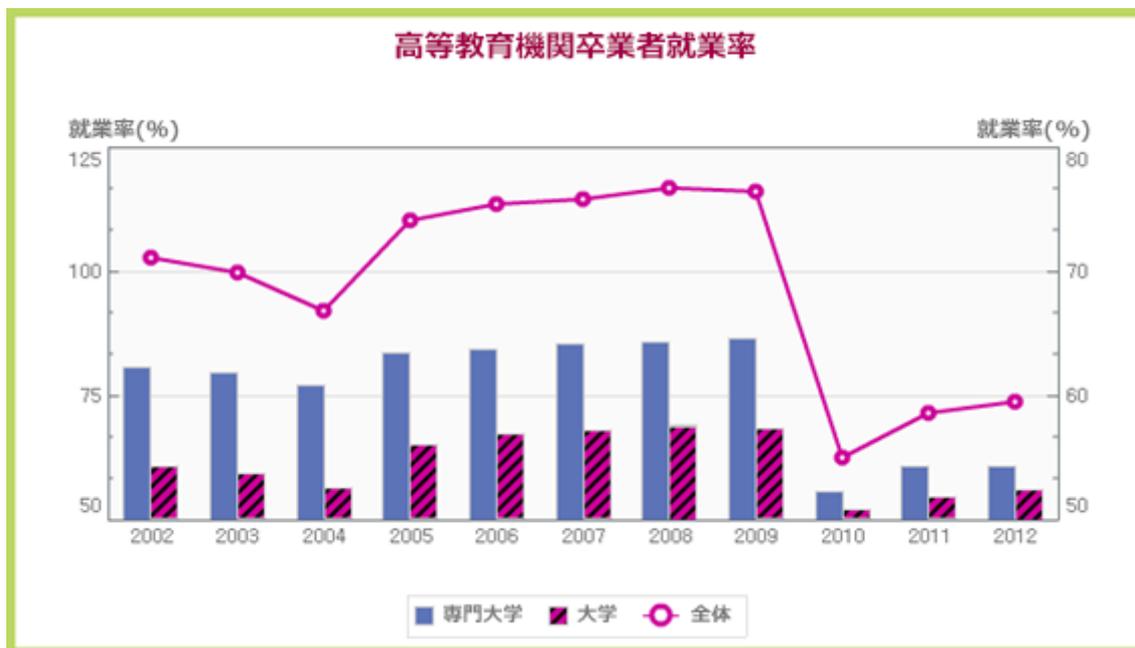
(単位：名)

年度	卒業者	進学者	就業者	入隊者	無職	不明
1999	456,831	386,053	12,726	437	19,461	38,154
2000	473,665	397,641	11,729	361	21,265	42,669
2001	465,778	397,227	12,890	326	17,018	38,317
2002	439,586	382,380	10,291	302	13,450	33,163
2003	400,903	361,468	6,909	116	9,475	22,935
2004	405,715	364,458	5,748	306	12,870	22,333
2005	399,013	352,344	5,625	341	22,238	18,465
2006	405,455	354,647	4,967	297	31,680	13,864
2007	412,649	359,478	3,605	260	39,001	10,305
2008	423,513	372,102	3,434	250	44,417	3,310
2009	424,888	360,895	3,061	403	56,364	4,165
2010	477,470	389,241	4,266	540	63,420	20,003
年度	一般系高等学校					
2011	470,605	356,828	8,776	662	69,688	34,651
2012	453,242	347,250	8,136	653	77,534	19,669
年度	特殊目的高等学校					
2011	22,779	15,349	2,142	66	3,914	1,308
2012	23,283	14,943	2,723	65	4,441	1,111
年度	自律高等学校					
2011	40,394	27,986	383	70	9,201	2,754
2012	51,249	37,222	410	74	10,079	3,464
年度	特性化高等学校					
2011	114,690	69,968	29,756	1,142	8,584	5,240
2012	108,950	54,484	41,791	781	7,999	3,895

高等教育機関のうち、専門大学の就業率は 61.2%と前年比 0.4%上昇したが、一般大学の就業率は 55.6%と前年比 0.6%下落している。また、マイスター高校の場合、90.3%、特性化高校 38.4%と前年比増加している。

¹⁴¹教育統計サービス (http://cesi.kedi.re.kr/)

図 1-24 高等教育機関卒業生就業率¹⁴²



(注) 左のメモリは棒グラフ、右のメモリは折れ線グラフの%を表している。

表 1-29 高等教育機関卒業生就業率¹⁴³

(単位：%)

年	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
高等教育機関全体	69.9	66.8	74.1	75.4	75.8	76.7	76.4	55	58.6	59.5
専門大学	79.7	77.2	83.7	84.2	85.2	85.6	86.5	55.6	60.7	60.9
大学	59.2	56.4	65	67.3	68	68.9	68.2	51.9	54.5	56.2

出展：韓国教育開発院「教育統計年報」、「就業統計資料集」

(注) 1. 高等教育機関全体には、専門大学、大学、産業大学、教育大学、各種学校などが含まれる。

2. 2010年からは健康保険DB連携高等教育機関卒業生就業統計調査に代わり、2010年より前の資料と基準が異なるため、単純な比較は難しい。

¹⁴² e - 国指標

http://www.index.go.kr/egams/stts/jsp/potal/stts/PO_STTS_IdxMain.jsp?idx_cd=1551

¹⁴³ e - 国指標

http://www.index.go.kr/egams/stts/jsp/potal/stts/PO_STTS_IdxMain.jsp?idx_cd=1551

- ク 取得学位・就業資格等：取得学位と就業資格の関係性
該当する情報が得られなかった。

(2) 後期中等教育後の職業教育機関

ア 教員組織に係る基準

職業能力開発訓練教師は「勤労者職業能力開発法¹⁴⁴」第33条において、雇用労働部長官から資格証を取得して訓練機関で訓練生に職業訓練を行う者と定められている。

急激的な産業社会の変化に対応するために技能人材の養成訓練の他、在職者の技能向上訓練、再訓練等の重要性が増している。そのため、1995年7月「雇用保険法¹⁴⁵」に基づいた職業能力開発事業の導入により職業訓練の重点が技能人材養成から労働者の生涯職業能力開発に拡大・発展した。

1999年1月1日から民間の自立的な職業訓練を促進し、労働者に多様な能力開発の機会を与えるために支援する「勤労者職業訓練促進法(現勤労者職業能力開発法)¹⁴⁶」が施行された。この法により、職業能力開発訓練のために訓練生に教育を行える者は職業能力開発訓練教師とその他の該当分野の専門知識のある者と定められている。

職業能力開発訓練教師養成のための訓練施設または訓練課程を設置・運営する基準は「勤労者職業能力開発法¹⁴⁷」第36条において定められている。国家及び地方自治団体でない者が訓練施設または訓練課程を設置・運営するためには雇用労働部長官の承認を受けなければならない。承認を受ける者の要件は以下のとおりである。

- 職業能力開発訓練教師養成のための訓練施設または訓練課程を適切に運営できる人材・施設及び装置・設備を備えていること
- 該当承認を受けようとする者はその訓練施設または訓練課程を適切に運営できる教育訓練経歴を有する者であること
- 勤労者職業能力開発法第29条各号の欠格事由に該当しないこと
- その他、職業能力開発訓練教師養成のために必要であると大統領令で定める要件を備えていること

¹⁴⁴ 勤労者職業能力開発法
<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=137090&efYd=20130323>

¹⁴⁵ 雇用保険法
<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=140966&efYd=20130604>

¹⁴⁶ 勤労者職業能力開発法
<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=137090&efYd=20130323>

¹⁴⁷ 勤労者職業能力開発法
<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=137090&efYd=20130323>

イ 教員の資格に係る基準

後期中等教育後の職業教育機関の教員になるために必要な資格

職業教育機関の教員になるためには、「勤労者職業能力開発法 施行令¹⁴⁸」で定める職業能力開発訓練教師やその他の該当分野で専門知識のある者としている。

「勤労者職業能力開発法 施行令¹⁴⁹」第28条 別表2により定められて職業能力開発訓練教師の資格基準は以下の表のとおりで、該当分野で専門知識のある者は「勤労者職業能力開発法 施行令」第27条¹⁵⁰において定められている。

表 1-30 職業能力開発訓練教師の資格基準¹⁵¹

	資格基準
1級	職業能力開発訓練教師2級の資格を取得し、3年以上の教育訓練経歴のある者で向上訓練を受けた者
2級	職業能力開発訓練教師3級の資格を取得し、3年以上の教育訓練経歴のある者で向上訓練を受けた者 技術士または技能長資格証を取得し、雇用労働部令で定める訓練を受けた者 専門大学・技能大学及び大学の助教授以上で2年以上の教育訓練経歴のある者
3級	職業能力開発訓練教師の養成のための訓練課程(4年制課程)を修了した者で、産業技師以上の資格を取得した者 雇用労働部長官が定めて告示する職種の学士学位以上の学位を取得し、3年以上の教育訓練経歴または実務経歴のある者で、雇用労働部令で定める訓練を受けた者 サービス及び事務関連分野の資格職種の中等学校教師または実技教師資格以上の資格を取得した者

¹⁴⁸ 勤労者職業能力開発法 施行令

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=141403&efYd=20130701>

¹⁴⁹ 勤労者職業能力開発法 施行令

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=141403&efYd=20130701>

¹⁵⁰ 勤労者職業能力開発法 施行令 第27条(職業能力開発訓練のために勤労者を教えられる者)

1. 「高等教育法」による専門大学または大学を卒業したか、これに同等する水準以上の学歴を有する者で該当分野の教育訓練を担当した経歴のある者
2. 「政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」、「科学技術分野政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」による研究機関及び企業付設研究所等で該当分野の研究経歴のある者
3. 「国家技術資格法」やその他の法律による該当分野の資格証を取得した者
4. 該当分野で1年以上の実務経歴のある者
5. その他、該当分野の訓練生に教育を行える専門知識のある者で雇用労働部令で定める者

¹⁵¹ 勤労者職業能力開発法 施行令

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=141403&efYd=20130701>

	資格基準
	<p>一般教養関連分野の学士学位以上の学位を取得し、3年以上の教育訓練経歴または実務経歴のある者で、雇用労働部令で定める訓練を受けた者か一般教養関連分野資格職種の中等学校教師以上の資格を取得した者</p> <p>技師資格を取得し、1年以上の教育訓練経歴または実務経歴のある者で、雇用労働部令で定める訓練を受けた者</p> <p>産業技師資格を取得し、3年以上の教育訓練経歴または実務経歴のある者で、雇用労働部令で定める訓練を受けた者</p> <p>技能士またはサービス及び事務管理分野の資格を取得し、5年以上の教育訓練経歴または実務経歴のある者で、雇用労働部令で定める訓練を受けた者</p> <p>雇用労働部長官が定めて告示する職種で7年以上の教育訓練経歴または実務経歴のある者で、雇用労働部令で定める訓練を受けた者</p> <p>その他、雇用労働部長官が定めて告示する基準に適合する者で、雇用労働部令で定める訓練を受けた者</p>

教員の質を担保するための施策
該当する情報が得られなかった。

教員資格

職業能力開発訓練教師の資格職種は、機械、金属、電気、工芸などの23分野で機械加工、産業設備、金属などの191職種に区分されている。その中で機械分野が最も多く、機械加工、機械製図などの12職種である。続いて、貴金属加工などの工芸分野の10職種、産業デザインなどの産業応用分野の9職種、一般教養の9職種、高圧ガスなどの化工及び窯業の8職種などの順となる。

資格基準に規定された経歴年数の換算率は「勤労者職業能力開発法 施行令¹⁵²⁾」第28条別表2に、以下のように定められている。

表 1-31 経歴年数換算率の適用原則¹⁵³⁾

区分	経歴内容	換算率
第1類	取得しようとする教師資格職種と同一職種での教育訓練・研究または実務経歴	100%

¹⁵²⁾ 勤労者職業能力開発法 施行令
<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=141403&efYd=20130701>

¹⁵³⁾ 勤労者職業能力開発法 施行令
<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=141403&efYd=20130701>

区分	経歴内容	換算率
第2類	取得しようとする教師資格職種が属する分野の類似職種での教育訓練・研究または実務経歴	70%

表 1-32 職業能力開発訓練教師の資格職種¹⁵⁴

分野	資格基準
1. 機械	1-1 機械加工、1-2 機械製図、1-3 機械工程設計、1-4 工場自動化、1-5 産業設備、1-6 高圧ガス機械、1-7 車両整備、1-8 エレベータ設置、1-9 時計修理、1-10 列車操作、1-11 重機運転、1-12 機械整備
2. 金属	2-1 金属、2-2 表面処理
3. 化工及び窯業	3-1 高圧ガス、3-2 皮革処理、3-3 石油精製、3-4 化学製品製造、3-5 ガラス成型、3-6 製紙、3-7 窯業、3-8 医薬品製造
4. 電気	4-1 電気、4-2 電気部品製造、4-3 信号保安
5. 電子	5-1 電子、5-2 電子部品製造
6. 通信	6-1 通信
7. 造船	7-1 造船
8. 航空	8-1 航空
9. 土木	9-1 土木、9-2 水中施工、9-3 環境
10. 建築	10-1 木材加工、10-2 建築構造、10-3 建築設計、10-4 建築施工、10-5 塗装、10-6 壁紙張替え
11. 繊維	11-1 衣裳、11-2 織物加工、11-3 紡織、11-4 編物、11-5 繊維デザイン
12. 鉱山	12-1 鉱山
13. 情報処理	13-1 情報処理、13-2 マルチメディア
14. 国土開発	14-1 造園
15. 農林	15-1 農林、15-2 食品製造、15-3 畜産
16. 水産	16-1 水産
17. 工芸	17-1 貴金属加工、17-2 金属工芸、17-3 螺鈿漆器、17-4 陶磁器工芸、17-5 石工芸、17-6 木工芸、17-7 藤竹細工芸、17-8 刺繍工芸、17-9 表具、17-10 印章工芸

¹⁵⁴ 勤労者職業能力開発法 施行令

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=141403&efYd=20130701>

分野	資格基準
18. 産業応用	18-1 印刷、18-2 産業デザイン、18-3 室内デザイン、18-4 家具デザイン、18-5 煙草製造、18-6 履物製造、18-7 ピアノ調律、18-8 発明品開発、18-9 写真
19. サービス	19-1 製菓、19-2 美容、19-3 理容、19-4 調理、19-5 観光、19-6 洗濯
20. 事務管理	20-1 事務自動化、20-2 商業、20-3 速記、20-4 秘書
21. 金融保険	21-1 金融、21-2 貿易、21-3 保険、21-4 マーケティング
22. 医療	22-1 臨床病理、22-2 放射線治療、22-3 物理治療、22-4 看護、22-5 歯科技工、22-6 歯科衛生、22-7 医務及び医療行政
23. 一般教養	23-1 職業生活、23-2 体育、23-3 工業美術、23-4 工業経営、23-5 工業英語、23-6 工業物理、23-7 工業化学、23-8 工業数学、23-9 就職のための再教育)

ウ 教育課程に係る基準

教育課程に係る基準

職業能力開発訓練教師の養成のための訓練課程に関しては「勤労者職業能力開発法 施行規則¹⁵⁵」第18条により定められている。

職業能力開発訓練教師を養成するための訓練課程は養成訓練課程、技能向上訓練課程及び教職訓練課程に区分できる。訓練課程別訓練施設、入学資格、訓練機関及び教科の編成は以下のとおりである。

表 1-33 職業能力開発訓練教師の養成のための訓練課程¹⁵⁶

区分	訓練施設	入学資格	訓練期間	教科編成基準
1. 養成訓練	1. 韓国産業人力公団の出捐 ¹⁵⁷ で設立された学校法人が設立した大学 2. 雇用労働部長官から職業能力開発訓練教師養成訓	「高等教育法」第33条第1項による大学入学資格のある者	4年	「高等教育法」第21条の学則で定めるところに従う

¹⁵⁵ 勤労者職業能力開発法 施行規則
<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=126070&efYd=20120702>

¹⁵⁶ 勤労者職業能力開発法 施行規則
<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=126070&efYd=20120702>

¹⁵⁷ 当事者の一方が自分の意思で、財産上の損失をし、他方に利益を得させること。日本語の「抛出」と同義と推察される。

区分	訓練施設	入学資格	訓練期間	教科編成基準
	練課程の設置・運営の承認を受けた訓練施設			
2. 向上訓練	1. 韓国産業人力公団の出捐で設立された学校法人が設立した大学 2. 雇用労働部長官から職業能力開発訓練教師向上訓練課程の設置・運営の承認を受けた訓練施設	1. 職業能力開発訓練教師資格を取得し、職業能力開発訓練業務に従事する者 2. 職業能力開発訓練教師資格を取得し、上位等級を取得しようとする者	1週以上	訓練教師1級課程と2級課程に編成
3. 教職訓練	1. 韓国産業人力公団の出捐で設立された学校法人が設立した大学 2. 雇用労働部長官から職業能力開発訓練教師教職訓練課程の設置・運営の承認を受けた訓練施設	施行令別表1の職業能力開発訓練教師資格基準に該当する者	1週以上	教養と教職領域に編成

実施されているカリキュラム

職業能力開発訓練教師の養成機関である韓国技術教育大学（KUT: Korea University of Technology and Education）の能力開発教育院で実施する職業能力開発訓練教師教職訓練課程は、教職訓練課程と向上訓練課程がある。教職訓練課程は韓国技術教育大学校の正規教師養成課程以外に職業能力開発訓練教師の需要に備えて企業経歴を持つ優秀な人材を職業能力開発訓練教師として養成する短期教師養成課程がある。また、職業能力開発訓練教師向上訓練課程は職業能力開発訓練教師に新教授技法及び職業訓練動向等の上位等級資格取得に必要な法定訓練を実施する課程である¹⁵⁸。

雇用労働部が発行した「2013年雇用労働白書」によると、韓国技術教育大学の正規養成課程(2012年現在)は4,164名が修了して、分野別には産業経営が最も多い729名で、電気電子通信(676名)、メカトロニクス(653名)、コンピューター(651名)、機械工学(637名)の順である¹⁵⁹。

¹⁵⁸ 韓国技術教育大学 能力開発教育院ウェブサイト
<http://hrdi.kut.ac.kr/pro/p1.asp#>

¹⁵⁹ 『2013年雇用労働白書』（雇用労働部、2013.7）

表 1-34 韓国技術教育大学の職業能力開発訓練教師及び職業訓練担当者の正規・養成課程（年度別・学科別）実績¹⁶⁰

（単位：名）

年度	合計	産業	生産	制御	動力	機械金型	電気	電子	情報通信	コンピューター	産業デザイン	建築	金属材料	応用化学	産業経営
1994	705	89	87	88	88	-	89	89	90	-	85	-	-	-	-
1995	928	119	117	117	116	-	115	114	117	-	113	-	-	-	-
1996	1161	149	139	144	148	-	144	144	149	-	144	-	-	-	-
1997	1402	184	170	177	181	-	173	170	177	-	170	-	-	-	-
1998	1837	212	203	208	207	40	202	200	206	400	200	40	39	40	-
1999	2269	機械工学系列 991					電気電子工学系列 745					造形 211	建築化学材料 工学系列 237		85

年度	合計	機械工学	制御システム	メカトロニクス	電気電子通信	コンピューター	デザイン	建築	エネルギー 新素材化学	産業経営
2000	2740	500	257	381	843	-	226	130	234	169
2001	3261	517	447	266	965	-	226	180	314	346
2002	3736	585	279	443	1107	-	230	211	379	502
2003	4137	559	286	531	1058	189	226	225	425	638
2004	4526	602	289	580	1059	322	227	235	472	740
2005	5053	681	-	916	1121	460	238	259	502	276
2006	5146	699	-	906	1047	586	222	241	514	931
2007	5398	756	-	905	1087	674	224	255	520	977
2008	5511	777	-	906	1100	699	229	257	520	1023
2009	5631	831	-	926	1130	736	236	252	521	999
2010	5685	872	-	947	939	939	243	262	523	960
2011	5714	915	-	937	938	892	259	282	523	968
2012	4164	637	-	653	676	651	219	215	384	729

教科編成

職業能力開発訓練教師の養成機関である韓国技術教育大学（Korea University of Technology and Education:KUT）の能力開発教育院で実施する教職訓練課程と向上訓練課程の教科編成は以下のとおりである。

¹⁶⁰ 『2013年雇用労働白書』（雇用労働部、2013.7）

表 1-35 教職訓練課程の教科編成¹⁶¹

区分	教科編成			訓練設備基準
	領域	教科内容	期間	
専門教科 教師課程	[訓練期間]		[4週以上の場合 140時間以上、 6週以下の場合 210時間以下]	教室 視聴覚室 視聴覚設備
	教養	職業訓練動向 及び関係法令	20%	
	教職	職業能力開発訓練概論 訓練指導技法 訓練指導実習	80%	

表 1-36 向上訓練課程の教科編成¹⁶²

	区分	教科編成			訓練設備基準
		領域	教科内容	比率(%)	
訓練教師 1級課程	訓練教師 2級取得 後、3年以 上の教育 訓練経歴 のある者	[訓練期間]		[2週以上の場合 70時間以上、 3週以下の場合 105時間以下]	教室 視聴覚室 視聴覚設備
		教養	職業訓練動向 及び労使関係法令	20%	
		教職	教育心理演習(I) 教科指導技法(I) 生活指導技法(I) 職業能力開発訓練 行政及び経営(I)	40%	
		専攻	理論及び実習	40%	必要 施設 及び 装備
訓練教師 2級課程	訓練教師 3級取得 後、3年以 上の教育 訓練経歴 のある者	[訓練期間]		[2週以上の場合 70時間以上、 3週以下の場合 105時間以下]	
		教養	職業訓練動向 及び労使関係法令	20%	
		教職	教育心理練習(II)	40%	

¹⁶¹ 韓国技術教育大学 能力開発教育院ウェブサイト
http://hrdi.kut.ac.kr/pro/p1_pop.asp?num=11

¹⁶² 韓国技術教育大学 能力開発教育院ウェブサイト
http://hrdi.kut.ac.kr/pro/p1_pop.asp?num=11

	区分	教科編成			訓練 設備 基準
		領域	教科内容	比率(%)	
			教科指導技法(II) 生活指導技法(II) 職業能力開発訓練 行政及び経営(II)		
		専攻	理論及び実習	40%	

修了者の就業・進学に関する基準

該当する情報が得られなかった。

エ 教育施設・設備に係る基準

教育施設や教育設備の設置に係る基準

職業能力開発訓練教師の養成のための訓練施設または訓練課程を設置・運営する者は「勤労者職業能力開発法 施行規則¹⁶³」第18条により定められている。

第18条（職業能力開発訓練教師の養成のための訓練課程等）第3項及び第4項
法第36条第1項により職業能力開発訓練教師の養成のための訓練施設または訓練課程を設置・運営する者は1年以上の教育訓練実施経歴と「高等教育法¹⁶⁴」及び「大学設立・運営規定」による大学の設立基準に準ずる人材・施設等を備えなければならない。

法第36条第1項後段により公共団体または雇用労働部長官が告示する法人・団体は職業能力開発訓練教師の養成のための訓練施設または訓練課程の設置・運営について承認を受けようとする場合には、訓練3か月前まで承認申請書に職業能力開発訓練教師訓練施設または訓練課程の設置・運営に関する計画書を添付して雇用労働部長官に提出しなければならない。

施設・設備導入に関する資金援助等

「勤労者職業能力開発法 施行令¹⁶⁵」第29条により、職業能力開発訓練教師の能力開発に関する費用支援等に対して定められており、2012年度の職業能力開発事

¹⁶³ 勤労者職業能力開発法 施行規則

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=126070&efYd=20120702>

¹⁶⁴ 高等教育法

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=136604&efYd=20130323>

¹⁶⁵ 勤労者職業能力開発法 施行令

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=141403&efYd=20130701>

業執行額総計 1兆 3743億ウォンのうち、韓国技術教育大学¹⁶⁶の運営支援に 261億ウォン、韓国技術教育大学の能力開発事業支援に 307億ウォン（職業訓練教員及び HRD 担当者養成 130億ウォン、職業訓練教員技術開発研修 57億ウォン、新技術教育訓練媒体開発 19億ウォン、職業能力開発老朽装備交換 100億ウォン）を支援している。

第 29 条（ 職業能力開発訓練教師の能力開発支援 ）

雇用労働部長官は法第 37 条により、職業能力開発訓練教師の能力開発のための事業として次の各号の事業を直接実施するか、これを実施する者にその実施に必要な費用を支援または融資することができる。

1. 教育訓練事業
2. 訓練媒体、訓練課程、訓練方法等の開発・普及事業
3. 国際交流及び国際協力事業
4. 調査・研究事業

¹⁶⁶ 韓国技術教育大学校は 1991 年雇用労働部（当時労働部）が全額政府出捐で設立された特殊目的大学である。技術分野の人材養成が目的で、工学分野と人力開発分野の専門家を養成しており、2013 年現在 9 学部及び学科と 3 大学院で構成されている。学部及び学科は機械工学部、メカトロニクス工学部、電気・電子・通信工学部、コンピューター工学部、デザイン工学科、建築工学部、エネルギー・新素材・化学工学部、産業経営学部、教養学部で構成され、大学院は一般大学院、テクノ人力開発専門大学院、産業大学院で構成されている。附属機関としては雇用労働研修院、能力開発教育院、学術情報院、産学協力団、国際教育センター、工学教育革新センター、HRD 研究センター、LINC 事業団、MSC 学習センターなどがある。

第2章 オーストラリアにおける 資格枠組みと職業教育に関する調査研究

1 オーストラリアにおける資格枠組みの調査

(1) 資格枠組み

ア 資格枠組みの内容

(ア) 発展の経緯

オーストラリアには、全国的な資格枠組み「豪州資格枠組み（Australian Qualifications Framework:AQF、以下 AQF という）」がある。AQF は、州・準州・連邦政府の教育・訓練担当大臣による会議の結果を受けて1995年に初めて導入された。1995年に発行されたハンドブック「AQF 実施ハンドブック（AQF Implementation Handbook）」（第1版）では、「資格（Qualifications）」とは「個人的・専門的ニーズあるいは業界・社会が求めるニーズに関連する学習成果を個人が達成したことを、認定機関が認めて発行する公式な証明である」と定義している¹⁶⁷。また、学校教育・職業教育・高等教育におけるそれぞれの資格について、以下のように説明している。

- ・ **学校教育（school education）における資格**：必要な課程と成績を修めて中等教育¹⁶⁸を修了したことを示すもの。その修了資格をもって就職あるいは職業教育・大学教育を受けるための条件が得られる。
- ・ **職業教育訓練（vocational education and training:VET）における資格**：職場や職業で求められる基準に見合った知識と技術の両方を適用できる「コンピテンシー（competency）」があることを示すもの。
- ・ **大学など高等教育（higher education）における資格**：従来は19世紀の英国の

¹⁶⁷ AQF Implementation Handbook 第1版では資格を以下のように定義している。

"Qualification" is defined as follows:

"formal certification, issued by a relevant approved body, in recognition that a person has achieved learning outcomes relevant to identified individual, professional, industry or community needs"

¹⁶⁸ オーストラリアの中等教育は州・準州によって学年や対象年齢が若干異なるものの、主に secondary school と senior secondary school に分かれており、日本の中学・高校に該当する。義務教育は secondary school（16歳）までである。

大学システムにならった学位を指していたが、今日では引き続き学位を資格としながらも国際社会で専門性を発揮できるような人材を育成することを大学に求めている。

AQF は、こうした学校教育・職業教育・高等教育の3つのセクターにわたる資格を一つの枠組みとしてまとめ、相互に連携できるようにしたものである。義務教育後のすべての資格を包括的に捉えて全国統一基準を示しながらも柔軟性のある枠組みであり、1995年1月1日に全国で導入された。AQFでは、それぞれの資格のレベル、名前、ガイドラインを設定している。以下の図は、セクターごとに資格の名前とレベルを表したものである¹⁶⁹。また、このハンドブックには、ガイドラインとして各資格の定義などが詳細に説明されている。

表 2-1 1995年のAQF概念図

学校教育セクター	職業教育セクター	高等教育セクター
<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期中等教育修了証明書 (Senior Secondary Certificate of Education) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上級ディプロマ (Advanced Diploma) ・ ディプロマ (Diploma) ・ 修了証明証 (Certificate) ・ 修了証明証 (Certificate) ・ 修了証明証 (Certificate) ・ 修了証明証 (Certificate) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 博士 (Doctoral Degree) ・ 修士 (Masters Degree) ・ 準修士ディプロマ (Graduate Diploma) ・ 準修士修了証明証 (Graduate Certificate) ・ 学士 (Bachelor Degree) ・ 上級ディプロマ (Advanced Diploma) ・ ディプロマ (Diploma)

(出典：Australian Qualification Framework: AQF Implementation Handbook, First edition, 1995)

学校教育セクターには、義務教育後の資格として後期中等教育修了証明書 (Senior Secondary Certificate of Education:SSCE) (日本の高卒資格に該当)がある。職業教育セクターと高等教育セクターでは、DiplomaとAdvanced Diplomaの2つが共通の資格として設定されている。例えば、職業教育で取得したDiplomaの資格を持つ人が大学に編入する際、Diplomaの上のコースに入ることができる。

AQFの導入は1995年に始まったが、以前の制度から移行するため5年間にわた

¹⁶⁹ Australian Qualification Framework: AQF Implementation Handbook, First edition, 1995.
http://www.aqf.edu.au/Portals/0/Documents/Handbook/AQF_implementation%20HB%201st%20Edition.CV01.pdf

って段階的な導入が行われ、2000年1月に完全実施された¹⁷⁰。実施に伴って部分的な更新があり、ハンドブック「AQF実施ハンドブック」は1998年に第2版、2002年に第3版、2007年に第4版が発行されている¹⁷¹。第3版では、学校教育（後期中等教育）セクターで職業教育が多数行われるようになった背景を受けて、学校教育の後期中等教育修了資格を、職業教育のCertificate から に該当しうるとし、概念図は以下のように変更された¹⁷²。

表 2-2 2002 年の AQF 概念図

学校教育セクター	職業教育セクター	高等教育セクター
<ul style="list-style-type: none"> ・後期中等教育修了証明書 (Senior Secondary Certificate of Education) 	<ul style="list-style-type: none"> ・上級ディプロマ (Advanced Diploma) ・ディプロマ (Diploma) ・修了証明書 (Certificate) ・修了証明書 (Certificate) ・修了証明書 (Certificate) ・修了証明書 (Certificate) 	<ul style="list-style-type: none"> ・博士 (Doctoral Degree) ・修士 (Masters Degree) ・準修士ディプロマ (Graduate Diploma) ・準修士修了書 (Graduate Certificate) ・学士 (Bachelor Degree) ・上級ディプロマ (Advanced Diploma) ・ディプロマ (Diploma)

(出典 : Australian Qualification Framework: AQF Implementation Handbook, Third edition, 2002)

また、2004年には高等教育セクターに Associate Degree が追加、2005年には職業教育セクターに Vocational Graduate Certificate と Vocational Graduate Diploma が追加された¹⁷³。2007年に発行されたハンドブック第4版のAQF概念図は以下のとおりである¹⁷⁴。

¹⁷⁰ Australian Qualification Framework: History of the AQF

<http://www.aqf.edu.au/AbouttheAQF/TheAQF/HistoryoftheAQF/tabid/95/Default.aspx>

¹⁷¹ Australian Qualification Framework: Policies & Publications

<http://www.aqf.edu.au/PoliciesPublications/tabid/196/Default.aspx>

¹⁷² Australian Qualification Framework: AQF Implementation Handbook, Third edition, 2002.

<http://www.aqf.edu.au/Portals/0/Documents/Handbook/AQF%20Handbook%203rd%20edition.pdf>

¹⁷³ 杉本和弘「豪州資格枠組 (AQF) の構築と展開 - 職業教育の質保証を事例に - 」(文部科学省「海外における生涯学習の推進状況に係る勉強会」プレゼン資料、2012年9月7日)

¹⁷⁴ Australian Qualification Framework: AQF Implementation Handbook, Fourth edition, 2007.

http://www.aqf.edu.au/Portals/0/Documents/Handbook/AQF_Handbook_07.pdf

表 2-3 2007 年の AQF 概念図

学校教育セクター	職業教育セクター	高等教育セクター
<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期中等教育修了証明書 (Senior Secondary Certificate of Education) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業準修士ディプロマ (Vocational Graduate Diploma) ・ 職業準修士修了証明書 (Vocational Graduate Certificate) ・ 上級ディプロマ (Advanced Diploma) ・ ディプロマ (Diploma) ・ 修了証明書 (Certificate) ・ 修了証明書 (Certificate) ・ 修了証明書 (Certificate) ・ 修了証明書 (Certificate) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 博士 (Doctoral Degree) ・ 修士 (Masters Degree) ・ 準修士ディプロマ (Graduate Diploma) ・ 準修士修了証明書 (Graduate Certificate) ・ 学士 (Bachelor Degree) ・ 準学士 (Associate Degree) ・ 上級ディプロマ (Advanced Diploma) ・ ディプロマ (Diploma)

(出典 : Australian Qualification Framework: AQF Implementation Handbook, Fourth edition, 2007)

その後、AQF は 1995 年以降の内外の環境変化に対応するため、全体的な見直しが行われた。国内においては、労働環境の変化に伴って従来とは異なる需要が増加していることを受け、転居先での学習継続や生涯学習の増加に対応した資格の連携や、職業経験など非公式の学習を資格につなげるための履修単位の適用などが、学生・企業・社会から求められるようになった。また、若者の失業対策として、職業教育訓練 (VET) の機会をすべての若者に提供できるようにする必要性も出てきた。一方、国際的な動向への対応として、グローバル化に伴い教育機関や勤務地の選択肢が拡大してきていることから、他国の資格枠組みから学べる点を取り入れて改善していくことを検討する必要性が出てきた。さらに、従来の AQF の問題点として、資格の記述がセクターによって異なるなど一貫性に欠ける部分があり内容にも不明確な点があることや、学習者のニーズに応えられるような階層構造になっていないことなどがあげられた¹⁷⁵。このような問題を解決するため、また時代やニーズの変化に対応するため、2008 年に AQF カウンシルが設置されて見直しが進められ、2011 年 7 月に改定版として「豪州資格枠組み」(第 1 版)¹⁷⁶が

¹⁷⁵ AQF Council (2009), Australian Qualifications Framework: Strengthening the AQF, Consultation Paper, May 2009. http://www.aqf.edu.au/Portals/0/Documents/022105r08_AQF_StrengtheningTheAQF_A4_HR.pdf

¹⁷⁶ AQF Council (2011), Australian Qualifications Framework, First Edition, July 2011. http://www.aqf.edu.au/Portals/0/Documents/Handbook/Aust%20Qualifications%20Framework%20First%20Edition%20July%202011_FINAL_LOCKED.pdf

発行された。最新版は2013年1月に発行された「豪州資格枠組み」(第2版)¹⁷⁷である。改定による大きな違いは、資格を学習成果に基づいて分類し直して10のレベルに再編成したこと、各レベル及び資格に関する記述を見直したことである。記述内容はセクター間共通である。以下の表は、レベルごとの学習成果概要と各レベルに応じた資格の名称を一覧にしたものである。

表2-4 各レベルの学習成果と資格名

レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
学習成果概要	初歩的な業務遂行、地域活動や継続的学習に向けた知識・技能の習得。	一定範囲の業務遂行や継続的学習に向けた知識・技能の習得。	業務遂行や継続的学習に向けた理論的・実践的な知識・技能の習得。	専門的な業務遂行、熟練を要する業務、継続的学習に向けた理論的・実践的な知識・技能の習得。	熟練を要する業務や準専門的な業務の遂行、継続的学習に向けた専門的知識・技能の習得。
資格タイプ	修了証明書 (Certificate)	修了証明書 (Certificate)	修了証明書 (Certificate)	修了証明書 (Certificate)	ディプロマ (Diploma)

レベル	レベル6	レベル7	レベル8	レベル9	レベル10
学習成果概要	準専門的な業務や高度の熟練を要する業務の遂行、継続的学習に向けた広範な知識・技能の習得。	専門的な業務遂行や継続的学習に向けた広範かつ一貫性のある知識・技能の習得。	高度な専門性・熟練度が要求される業務の遂行や、継続的学習に向けた高度な知識・技能の習得。	研究業務や専門職業の遂行、継続的学習に向けた専門的知識・技能の習得。	学習深化・専門業務遂行に向けた複合的学習分野についての体系的理解、研究手法の習得。
資格タイプ	・準学士 (Associate Degree) ・上級ディプロマ (Advanced Diploma)	学士 (Bachelor Degree)	・優等学士 (Bachelor Honours Degree) ・準修士修了証明書 (Graduate Certificate) ・準修士ディプロマ (Graduate Diploma)	修士 (Masters Degree)	博士 (Doctoral Degree)

¹⁷⁷ AQF Council (2013), Australian Qualifications Framework, Second Edition, January 2013.

<http://www.aqf.edu.au/Portals/0/Documents/2013%20docs/AQF%202nd%20Edition%20January%202013.pdf>

(出典 : Australian Qualifications Framework, Second edition, 2013)

レベル1から6まではいわゆる職業教育であり、このうちレベル1から2は初歩的な職業教育、レベル3から6まではより専門的な職業教育である。レベル5及びレベル6の資格は大学編入審査を受けられる資格である。職業資格によるキャリアアップから学位取得によるアカデミックキャリアへ変更ができる。レベル7は大学の学士、レベル8は学士取得後の職業教育及び学士の優等学位、レベル9は修士、レベル10は博士である。

セクター間共通の資格枠組みを強調するためか、セクター（学校教育・職業教育・高等教育）という切り口での分類は行われていない。また、日本の高卒にあたる後期中等教育修了証明書である Senior Secondary Certificate of Education は、改定版のAQFに記述はあるものの、10のレベルには関連付けられていない。

改定後のAQFでは記述内容をわかりやすく見直し、以下のように、「知識」「技能」及び「知識・技能の応用」というように、学習成果の側面が3つに区分されており、各資格の学習量・期間も記載されている。

表 2-5 各レベルの概要、知識・技能とその応用（レベル1～5の例）¹⁷⁸

レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
学習成果概要	初歩的な業務遂行、地域活動や継続的・技能の習得。	一定範囲の業務遂行や継続的学習に向けた知識・技能の習得。	業務遂行や継続的学習に向けた理論的・実践的な知識・技能の習得。	専門的な業務遂行、熟練を要する業務、継続的学習に向けた理論的・実践的な知識・技能の習得。	熟練を要する業務や準専門的な業務の遂行、継続的学習に向けた専門的知識・技能の習得。
有すべき知識	日常生活、継続的学習、初歩的な業務準備のための基礎的知識を有する。	一定分野の業務及び学習における事実、技術、手順に関する基本的知識を有する。	特定分野の業務及び学習における事実、技術、手順、及びある程度の理論に関する知識を有する。	特定分野又は広範な業務及び学習における、広範囲な事実、技術、及びある程度の理論についての知識を有する。	特定分野又は広範な業務・学習における技術的、理論的知識を有する。
有すべき技能	知覚、技術、コミュニケー	知覚、技術、コミュニケー	知覚、技術、コミュニケー	知覚、技術、コミュニケー	知覚、技術、コミュニケー

¹⁷⁸ Australian Qualification Framework: Australian Qualifications Framework, Second Edition, January 2013
<http://www.aqf.edu.au/Portals/0/Documents/2013%20docs/AQF%202nd%20Edition%20January%202013.pdf>

	<p>シヨンにおける基礎的技能を有し、以下が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決められた定型業務を行う。 ・初歩的な事項・課題の特定・報告を行う。 	<p>シヨンにおける基礎的技能を有し、以下を遂行するにあたり適切な方法、ツール、素材、既存情報を利用することが可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の業務を行う。 ・限定された範囲内において予測可能な問題の解決を図る。 	<p>シヨンにおける様々な技能を有し、以下を遂行するにあたり、特定範囲内で方法、ツール、素材、情報を選択し利用することが可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定型業務を完了する。 ・予測可能、または場合により予測不可能な問題に解決法を与え、その伝達を行う。 	<p>シヨンにおける広範な技能を有し、以下を遂行するにあたり、様々な方法、ツール、素材、情報を選択し利用することが可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定型業務及び非定型業務を完了する。 ・予測可能、または場合により予測不可能な様々な問題に解決法を与え、その伝達を行う。 	<p>シヨンにおける広範な技能を有し、以下を遂行する方法、技術を選択し利用することが可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報分析を行った上で多様な活動を完了する。 ・問題（複雑である場合を含む）について解決法を与え、その伝達を行う。 ・他者に対し情報や技能の伝達を行う。
知識・技能の応用	<p>高度に体系化され安定した枠組みにおいて、狭い範囲内での自立的行動のために知識・技能を応用。</p>	<p>体系化され安定した枠組みにおいて、狭い範囲内での自立的行動及び限定的判断を行うために知識・技能を応用。</p>	<p>既知の安定した状況において、定められた範囲内での自立的行動や、限定的責任を負うために知識・技能を応用。</p>	<p>既知の、又は変化を伴う状況において、定められた範囲内での自立的行動、判断を行い、限定的責任を負うために知識・技能を応用。</p>	<p>既知の、又は変化を伴う状況において、広範であるが定められた枠内での自立的行動、判断を行い、一定の責任を負うために知識・技能を応用。</p>

(出典 : Australian Qualifications Framework, Second edition, 2013)

改定前の AQF 時代から、他教育機関での修得単位や職業経験を学習成果として認定する「既習歴認定 (Recognition of Prior Learning:RPL) 」という審査システムが存在し、これを利用することによって、転学先の機関で学習を継続したり、職業経験を資格として学業を続けたりすることができた。既習歴認定 (RPL) は移民の技能評価にも用いられ、申請者は出身国での職業経験をオーストラリアの資格として審査請求して技術移住ビザを申請することができる。既習歴認定 (RPL) は、AQF 改定後も「 AQF 資格間経路に関する方針 (AQF Qualifications Pathway Policy) 」

に記載されている。

2013年7月時点のAQFの10のレベルと資格名を対応させた一覧表は以下のとおりである。

表 2-6 AQF レベルと資格名対応表¹⁷⁹

AQF レベル	資格タイプ	資格名
	後期中等教育修了証明書 (Senior Secondary Certificate of Education)	州・地方によって異なる。本資格名に言及する際は次の表現を用いる。 「()は AQF 枠組みの後期中等教育修了証に該当する」(カッコ内 = 言及される修了証名称)
1	修了証明書 (Certificate)	修了証明書 (学習分野・領域名)
2	修了証明書 (Certificate)	修了証明書 (学習分野・領域名)
3	修了証明書 (Certificate)	修了証明書 (学習分野・領域名)
4	修了証明書 (Certificate)	修了証明書 (学習分野・領域名)
5	ディプロマ (Diploma)	ディプロマ (学習分野・領域名)
6	上級ディプロマ (Advanced Diploma)	上級ディプロマ (学習分野・領域名)
6	準学士 (Associate Degree)	準学士 (学習分野・領域名)
7	学士 (Bachelor Degree)	学士 (学習分野・領域名)
8	優等学士 (Bachelor Honours Degree)	学士 (学習分野・領域名)(優等)
8	職業準修士修了証明書 (Vocational Graduate Certificate)	職業準修士修了証明書 (学習分野・領域名)
8	職業準修士ディプロマ (Vocational Graduate Diploma)	職業準修士ディプロマ (学習分野・領域名)
8	準修士修了証明書 (Graduate Certificate)	準修士修了証明書 (学習分野・領域名)
8	準修士ディプロマ (Graduate Diploma)	準修士ディプロマ (学習分野・領域名)
9	修士 (研究) (Masters Degree (Research))	修士 (学習分野・領域名)
9	修士 (授業) (Masters Degree (Coursework))	修士 (学習分野・領域名)
9	修士 (専門) (Masters Degree (Extended))	修士 (学習分野・領域名) ただし例外あり。欄外を参照。
10	博士 (Doctoral Degree)	博士 (学習分野・領域名)
10	上級博士 (Higher Doctoral Degree)	博士 (学習分野・領域名)

¹⁷⁹ Australian Qualification Framework: Issuance of AQF Qualifications
<http://www.aqf.edu.au/AbouttheAQF/AQFQualifications/IssuanceofAQFQualifications/tabid/195/Default.aspx>

(イ) 資格枠組みの活用状況

AQFの資格枠組みを用いて職業教育訓練(VET)を提供するには、実施機関や提供するコースがあらかじめ登録認定されていなければならない。2011年全国職業教育訓練規制法(National Vocational Education and Training Regulator Act 2011:NVR法)において、職業訓練機関の登録やコースの認定は、連邦政府機関である豪州技能質保証機構(Australian Skills Quality Authority:ASQA)が担うことが定められた。この変更は全国統一の基準を職業訓練機関やコースに適用するためである。

豪州技能質保証機構(ASQA)は、職業訓練機関の基準を示しているVET Quality Frameworkに基づいて、職業訓練機関の登録認可を行う。VET Quality Frameworkは2011年7月1日から適用開始され、当初はニューサウスウェールズ州、首都準州、北部準州で運営されている登録済の訓練機関(RTO)すべてに適用されることになった。さらに2012年には、クィーンズランド州、タスマニア州、南オーストラリア州の登録訓練機関にも、VET Quality Frameworkが適用されるようになった。ビクトリア州と西オーストラリア州については、従来通り、州政府機関(ビクトリア州:Victorian Registration and Qualifications Authority:VRQA)、西オーストラリア州:Training and Accreditation Council:TAC)が登録認可を行っているものの、両州でCRICOS(留学生受入機関)として留学生を受け入れている、あるいは他州で教育サービスを提供している職業教育機関は、豪州技能質保証機構(ASQA)による登録認可を受けなければならないようになっている。このように、職業教育訓練(VET)に対する政府規制は、近年豪州技能質保証機構(ASQA)による規制拡大を通して、連邦政府が全国統一的に担うようになっている¹⁸⁰。

登録済の職業訓練機関(RTO)及び認定コースは、連邦政府主導の州・準州合同データベース「training.gov.au」¹⁸¹で確認することができる。例えば、全国における現時点で有効な登録済の職業訓練機関(RTO)を検索するには、RTO Listのページで条件を選択してデータを表示する。

¹⁸⁰ Australian Skills Quality Authority (ASQA): National VET regulation
<http://www.asqa.gov.au/about-asqa/national-vet-regulation/national-vet-regulation.html>
Australian Skills Quality Authority (ASQA): ASQA's jurisdiction
<http://www.asqa.gov.au/about-asqa/asqas-jurisdiction.html>

¹⁸¹ training.gov.au <http://training.gov.au/>

図 2-1 RTO リストのデータ選択例¹⁸²

The screenshot shows a web interface for searching RTOs. At the top, there is a navigation bar with links for Home, Search, Reports, Links, and Site map. Below this, the breadcrumb path is Home > Report list > RTO List. The main heading is "Report parameters" followed by "RTO List". A sub-heading states "A list of RTOs based on a particular jurisdiction and status." Below this, a section titled "Please enter parameter values" contains a note: "All fields marked with * must be completed". Two parameters are listed:

- * Registration manager: A list box with the following options, all of which are checked:
 - All
 - ACT DET
 - ASQA
 - QLD DETE
 - NSW VETAB
 - NT DET
 - Tas TQA
 - SA DFEEST
 - TVET
 - Vic VRQA
- * Registration status: A list box with the following options, where "Current" is checked:
 - All
 - Cancelled
 - Non-Current
 - Current
 - Current (Suspended)
 - Current (Re-registration pending)

¹⁸² training.gov.au: RTO List search

Home Search Reports Links Site map

[Home](#) > [Report list](#) > RTO List

Report parameters

RTO List

A list of RTOs based on a particular jurisdiction and status.

Please enter parameter values

All fields marked with * must be completed

* Registration manager:

- All
- ACT DET
- ASQA
- QLD DETE
- NSW VETAB
- NT DET
- Tas TQA
- SA DFEEST
- TVET
- Vic VRQA

* Registration status:

- All
- Cancelled
- Non-Current
- Current
- Current (Suspended)
- Current (Re-registration pending)

2013年7月24日時点での登録済件数は4806件であった。リストの結果を見ると、登録済の職業訓練機関（RTO）は、いわゆる職業訓練校のほか、一般企業や政府関係機関、大学など多岐にわたっている。

図 2-2 登録訓練機関のリスト例

RTO List (登録訓練機関リスト)
管轄および状態から集計したRTOのリスト
A list of RTOs based on a particular jurisdiction and status



Registration manager: ACT DET, ASQA, QLD DETE, NSW VETAB, NT DET, Tas TQA, SA DFEEST, TVET, Vic VRQA, WA TAC

登録管理者

Registration status: Current 現行

登録状況

Expire date:

有効期限

RCAB	Code	Name	Start Date	End Date	Status
ASQA	0022	Adelaide Training and Employment Centre Inc	26/Mar/2012	27/Oct/2013	Current
ASQA	0029	Australian Taxation Office	01/Jul/2011	01/Mar/2017	Current
ASQA	0036	Transport Training Centre Inc	26/Mar/2012	29/Apr/2014	Current
WA TAC	0038	Adam Voak	11/Nov/2009	30/Sep/2014	Current
ASQA	0049	AUSTRALIAN INSTITUTE OF MANAGEMENT - QLD & NT	29/Jun/2012	31/Dec/2016	Current
ASQA	0050	Australian Army	01/Jul/2011	30/Nov/2013	Current
ASQA	0058	Australian Institute of Management HRD Inc	31/Aug/2012	30/Aug/2017	Current
ASQA	0064	University of Notre Dame Australia	01/Jul/2011	31/May/2014	Current
ASQA	0067	Harvest Bible College Inc	01/Mar/2013	28/Feb/2018	Current
ASQA	0071	VOCATIONAL EDUCATION AND TRAINING	01/Oct/2012	30/Sep/2017	Current
ASQA	0080	Heather Langton Pty Ltd	01/Jul/2013	30/Jun/2018	Current
ASQA	0083	Department of Education, Training and Employment	01/Mar/2013	28/Feb/2018	Current

職業教育には、取得できる AQF 資格と認定基準、評価方法がまとめられたトレーニングパッケージ (training packages) と呼ばれる職業教育用のツールがある。トレーニングパッケージは産業技能評議会 (Industry Skills Councils: ISC) や企業が全国的な資格基準¹⁸³に基づいて開発したものであり、トレーニングによって得られる知識や技能についても記述されている。また、その他の補足資料や教材が含まれている場合もある。産業技能評議会 (ISC) によって開発・策定されたトレーニングパッケージは全国技能基準審議会 (National Skills Standards Council: NSSC) による承認を受けて、実際に利用されることになる。

training.gov.au の「Qualification classification」レポートでは、トレーニングパッケージ別に取得できる AQF 資格を一覧することができる¹⁸⁴。

以下は、IT 関係のトレーニングパッケージと AQF 資格の例である。

¹⁸³ トレーニングパッケージは従来、Training Package Development Handbook に基づいて認証されていたが、新しい策定基準 (Standards for Training Packages) が NSSC によって策定され、2012 年 11 月 SCOTese によって承認されている。同基準は、12 の基準 (Standard) から構成されている。新基準が策定されたことで、Industry Skills Councils は 2015 年 12 月までにそれぞれが開発しているトレーニングパッケージを新基準に沿ったものに改定することが必要になっている。

http://www.nssc.natese.gov.au/_data/assets/pdf_file/0014/71510/NSSC_-_Standards_for_Training_Packages_v1.0.pdf

¹⁸⁴ CITT: Training Packages <http://www.citt.com.au/training/what-training-package>

図 2-3 IT 関係の AQF 資格とトレーニングパッケージの例

Report view レポート表示

Go back and edit the [report parameters](#) for Qualification classification report or go back to the [report list](#).

レポートパラメーターに戻って資格分類を編集する。または、レポートリストに戻る。

TP code	TP title	Qual level	Qual code	Qual title	ASCO code	ASCO title
ICA05	Information and Communications Technology Training Package	資格レベル	ICA50305	Diploma of In (Systems Administration)	2231-11	Systems Manager
ICA11	Information and Communications Technology Training Package	Diploma	ICA50311	Diploma of Information Technology Systems Administration	2231-11	Systems Manager
ICA99	Information Technology (Superseded by ICA05)	Diploma	ICA50399	Diploma of Information Technology (Business Analysis)	2231-17	Applications And Analyst Programmer
ICA05	Information and Communications Technology Training Package	Diploma	ICA50405	Diploma of Information Technology (Networking)	2231	Computing Professionals
ICA11	Information and Communications Technology Training Package	Diploma	ICA50411	Diploma of Information Technology Networking	2231	Computing Professionals
ICA99	Information Technology (Superseded by ICA05)	Diploma	ICA50499	Diploma of Information Technology (Network Engineering)	2231-11	Systems Manager
ICA05	Information and Communications Technology Training Package	Diploma	ICA50505	Diploma of Information Technology (Database Design and Development)	2231	Computing Professionals

イ 実施に関わる公的機関

オーストラリアでは、教育・訓練にかかわる行政を連邦政府と州・準州政府が担っており、AQF は各政府の教育・訓練・雇用関係の大臣が合同で所管している。2013 年現在、AQF 実施に関わる公的機関としては以下の機関があげられる（一部、民間も含まれる）¹⁸⁵。

- ・各州・準州政府公認の法的機関：後期中等教育修了証 (Senior Secondary Certificate of Education) の開発・認定・発行を行う。
- ・豪州技能質保証機構 (Australian Skills Quality Authority:ASQA)：AQF 資格の認定や登録訓練機関 (RTO) の認可を行う。
- ・ビクトリア州と西オーストラリア州において豪州技能質保証機構 (ASQA) と同様の役割を担う州政府の認可局
- ・全国技能基準審議会 (National Skills Standards Council : NSSC)：全国的なトレーニングパッケージの AQF 資格を承認する。第三段階教育技能雇用審議会 (Standing Council on Tertiary Education Skills and Employment : SCOTESE) の委員会の一つ。
- ・高等教育質基準機構 (Tertiary Education Quality and Standards Agency:TEQSA)：大学などの高等教育機関の認可及び、AQF 資格の認定を行っていない非自己認証型の高等教育機関 (non-self-accrediting higher education providers) に代わって AQF 資格を認定する。

¹⁸⁵ Australian Qualification Framework: Australian Qualifications Framework, Second Edition, January 2013
<http://www.aqf.edu.au/Portals/0/Documents/2013%20docs/AQF%202nd%20Edition%20January%202013.pdf>

- **産業技能カウンシル** (Industry Skills Councils:ISC): 全国的なトレーニングパッケージ向けに AQF 資格を開発している。全国技能基準審議会 (NSSC) の承認が必要。
- **自己認証型** (self-accrediting) の**高等教育機関** (大学など): 自ら実施する高等教育で用いる AQF 資格の開発・認定・発行を行う。
- **非自己認証型の高等教育機関** (non-self-accrediting higher education providers): 自らの高等教育で用いる AQF 資格の開発・発行を行う。資格の開発にあたっては第三段階教育の品質・基準局 (TEQSA) の承認が必要。
- **登録訓練機関** (RTO) や**その他の職業教育訓練を行う関連団体** : 自らの職業教育で用いる AQF 資格の開発・発行を行う。資格の開発にあたっては政府認定機関の承認が必要。

上記で述べた産業技能評議会 (ISC) は業界と政府の橋渡し役であり、業界が求めている職業教育訓練ニーズに関して連邦政府や州・準州政府に助言を行っている。産業技能評議会 (ISC) 自体は連邦政府によって作られ、連邦補助金を受けている非営利の保証有限責任会社であり、以下の 11 の団体から構成されている。

- AgriFood Skills Australia
- Community Services and Health Industry Skills Council
- Construction and Property Services Industry Skills Council
- EE-Oz Training Standards
- ForestWorks
- Government Skills Australia
- Innovation and Business Skills Australia
- Manufacturing Skills Australia
- SkillsDMC
- Service Skills Australia
- Transport and Logistics Industry Skills Council

なお、上記 11 団体とは別に、自動車業界の職業教育に関しては Auto Skills Australia (ASA) が連邦政府から直接資金提供を受けている。しかし、将来的には、上記 11 団体に自動車業界が追加される可能性もある¹⁸⁶。

¹⁸⁶ 東北大学 高等教育開発促進センター 高等教育開発部 高等教育開発室 杉本和弘准教授への意見聴取結果に基づく。

ウ 実施に関わる民間機関

実施に関わる民間機関としては、前項で述べた機関のうち、一部の登録訓練機関（RTO）及び高等教育機関があげられる。

（2）IT 各分野における職業資格の概要

ICT（Information and communications technology、情報通信技術）分野においても、上記 AQF の資格枠組みに従って 10 のレベルに応じた資格が国内では用いられている。

産業技能評議会（ISC）の一つで、ICT 分野のトレーニングパッケージ開発を行っている全国技術革新・商業評議会（Innovation & Business Skills Australia: IBSA）によると、ICT 分野には ICT と電気通信の 2 つのトレーニングパッケージがある。以下にそれぞれの概要と取得できる AQF 資格を示す。

ICT トレーニングパッケージ(ICA11)（第1版）

<概要>

当 ICT トレーニングパッケージは、2011 年 5 月 9 日に NQC（National Quality Council）¹⁸⁷に承認された。パッケージには、397 ユニットのコンピテンシー（competency）、29 の資格、他のトレーニングパッケージから関連するコンピテンシーとして 80 ユニット、パッケージ基準に基づく認可コースが含まれる。当トレーニングパッケージは、全国基準を満たすものとして産業界や訓練機関で認められ、ICT 業界で必要とされる知識・技能を習得する教育を行う際に用いられる。資格やコンピテンシーは、時代の変化や要請に応じて見直しが行われる。特に以下の分野に重点を置いて見直しを進めている。

- ・ 双方向型デジタルゲーム
- ・ デジタルメディア・テクノロジー
- ・ ブロードバンド、ワイヤレス
- ・ クラウドコンピューティング
- ・ ソーシャルウェブ・テクノロジー
- ・ 携帯端末
- ・ ネットワーク・セキュリティ
- ・ デジタルリテラシー

¹⁸⁷ NQC は 2011 年 6 月に廃止され、同年 7 月以降はその機能が National Skills Standards Council (NSSC)に移管されている。

<AQF 資格>

ICT トレーニングパッケージによって取得できる職業教育の AQF 資格は以下のとおりである¹⁸⁸。資格名の冒頭にあるコード番号（例：ICA10111）で、その資格取得に必要な履修科目とその説明、コースを提供している登録訓練機関（RTO）といった詳細な情報を training.gov.au のサイトで検索して確認することができる。

表 2-7 ICT トレーニングパッケージによって取得できる AQF 資格

レベル	資格	資格名
1	Certificate I (修了証明書)	ICA10111 Certificate I in Information, Digital Media and Technology (「情報、デジタルメディア、技術」に関する修了証明書 I)
2	Certificate II (修了証明書)	ICA20111 Certificate II in Information, Digital Media and Technology (「情報、デジタルメディア、技術」に関する修了証明書)
3	Certificate III (修了証明書)	ICA30111 Certificate III in Information, Digital Media and Technology (「情報、デジタルメディア、技術」に関する修了証明書)
4	Certificate IV (修了証明書)	ICA40111 Certificate IV in Information Technology (「情報技術」の修了証明書)
		ICA40211 Certificate IV in Information Technology Support (「情報技術関連サポート」の修了証明書)
		ICA40311 Certificate IV in Web-Based Technologies (「Web 関連技術」の修了証)
		ICA40411 Certificate IV in Information Technology Networking (「情報ネットワーク」の修了証明書)
		ICA40511 Certificate IV in Programming (「プログラミング」の修了証明書)
		ICA40611 Certificate IV in Information Technology Testing(「情報技術関連テスト」の修了証明書)
		ICA40711 Certificate IV in Systems Analysis and Design(「システム解析・設計」の修了証明書)
		ICA40811 Certificate IV in Digital Media Technologies (「デジタルメディア技術」の修了証明書)
		ICA40911 Certificate IV in Digital and Interactive Games(「デジタルゲーム及び対話型ゲーム」の修了証明書)
		ICA41011 Certificate IV in Computer Systems Technology (「コンピューターシステム技術」の修了証明書)
5	Diploma	ICA50111 Diploma of Information Technology

¹⁸⁸ IBSA: Information & Communications Technology ICA information
<https://ibsa.org.au/information-communications-technology-ica-information>
 このページに記載されているコード番号から training.gov.au の該当ページにリンクしている。

	(ディプロマ)	(「情報技術」のディプロマ)
		ICA50211 Diploma of Digital and Interactive Games (「デジタルゲーム及び対話型ゲーム」のディプロマ)
		ICA50311 Diploma of Information Technology Systems Administration (「情報システム管理」のディプロマ)
		ICA50411 Diploma of Information Technology Networking(「情報ネットワーク」のディプロマ)
		ICA50511 Diploma of Database Design and Development (「データベース設計・開発」のディプロマ)
		ICA50611 Diploma of Website Development (「Web サイト開発」のディプロマ)
		ICA50711 Diploma of Software Development (「ソフトウェア開発」のディプロマ)
		ICA50811 Diploma of Systems Analysis and Design (「システム解析・開発」のディプロマ)
		ICA50911 Diploma of Digital Media Technologies (「デジタルメディア技術」のディプロマ)
6	Advanced Diploma (上級ディプロマ)	ICA60111 Advanced Diploma of Information Technology(「情報技術」の上級ディプロマ)
		ICA60211 Advanced Diploma of Network Security (「ネットワーク・セキュリティ」の上級ディプロマ)
		ICA60311 Advanced Diploma of Information Technology Business Analysis (「情報技術ビジネス解析」の上級ディプロマ)
		ICA60411 Advanced Diploma of Information Technology Project Management (「情報技術プロジェクト管理」の上級ディプロマ)
		ICA60511 Advanced Diploma of Computer Systems Technology (「コンピューターシステム技術」の上級ディプロマ)
8	Vocational Graduate Certificate (職業準修士修了証明書)	ICA70111 Vocational Graduate Certificate in Information Technology and Strategic Management (「情報技術・技術戦略」の職業準修士修了証明書)
		ICA70211 Vocational Graduate Certificate in Information Technology Sustainability (「情報技術持続可能性」の職業準修士修了証明書)

図 2-4 コード番号から詳細情報を表示 (ICA70111 Vocational Graduate Certificate in Information Technology and Strategic Management のコンピテンシーの例) ¹⁸⁹

The screenshot shows the 'Qualification components' section for ICA70111. It lists training packages and units of competency. The 'Units of competency' table is as follows:

Code	Title
BSBRBL701A	Develop and cultivate collaborative partnerships and relationships
ICAICT701A	Lead research into identifying new marketplace opportunities
ICAICT702A	Direct ICT services
ICAICT703A	Endorse business plan components for a new initiative
ICAICT704A	Direct ICT in a supply chain
ICAICT705A	Direct ICT procurement
ICAICT706A	Direct outsourced ICT services
ICAICT707A	Direct research and business response to new ICT technology
ICAICT708A	Direct the development of a knowledge management strategy for a business
ICAICT709A	Facilitate business analysis

■統合型電気通信トレーニングパッケージ (ICT10) (第1版)

< 概要 >

統合型電気通信トレーニングパッケージでは、電気通信業界で求められる技術や知識といった能力向上及びその評価をするための全国的な能力基準、評価ガイドライン、資格枠組みを提供している。

当パッケージは、業界最先端の技術習得を目指して変更が加えられている。現在のパッケージは2010年4月13日にNQC (National Quality Council) に承認されたものである。

連邦政府の様々な取組 (全国ブロードバンドネットワーク、デジタル教育改革、二酸化炭素及び温室効果ガスの排出を抑制するための持続可能な実践など) に向けて関連業界や社会のニーズに応えられるよう、今後もトレーニングパッケージを見直していくことが求められている。

現在のパッケージには、238 ユニットのコンピテンシー、26 の資格、20 の電気通信スキルセットが含まれている。

¹⁸⁹ training.gov.au: Qualification Details – ICA70111
<http://training.gov.au/Training/Details/ICA70111>

<AQF 資格>

統合型電気通信トレーニングパッケージで提供している AQF 資格は以下のとおりである¹⁹⁰。ICT トレーニングパッケージ同様、資格名の冒頭にあるコード番号（例：ICA10111）で、その資格取得に必要な学習単位とその説明、コースを提供している登録訓練機関（RTO）といった詳細な情報を training.gov.au のサイトで検索して確認することができる。

表 2-8 統合型電気通信トレーニングパッケージで取得できる AQF 資格

レベル	資格	資格名
2	Certificate II (修了証明書)	ICT20110 Certificate II in Telecommunications Technology (通信技術の修了証明書)
		ICT20210 Certificate II in Telecommunications (通信の修了証明書)
		ICT20310 Certificate II in Telecommunications Cabling (有線通信技術の修了証明書)
		ICT20410 Certificate II in Telecommunications Digital Reception Technology (デジタル受信技術の修了証明書)
		ICT20510 Certificate II in Telecommunications Rigging Installation (通信設備敷設の修了証明書)
3	Certificate III (修了証明書)	ICT30110 Certificate III in Broadband and Wireless Networks Technology (ブロードバンド及び無線ネットワーク技術の修了証明書)
		ICT30210 Certificate III in Telecommunications (通信の修了証明書)
		ICT30310 Certificate III in Telecommunications Cabling (有線通信技術の修了証明書)
		ICT30410 Certificate III in Telecommunications Digital Reception Technology (デジタル受信技術の修了証明書)
		ICT30510 Certificate III in Telecommunications Rigging Installation (通信設備施設の修了証明書)
		ICT30610 Certificate III in Broadband and Wireless Networks (ブロードバンド及び無線ネットワークの修了証明書)
4	Certificate IV (修了証明書)	ICT40110 Certificate IV in Optical Networks (光通信網の修了証明書)
		ICT40210 Certificate IV in Telecommunications Network Engineering (通信ネットワーク工学の修了証明書)

¹⁹⁰ IBSA : Integrated Telecommunications ICT information
<https://ibsa.org.au/integrated-telecommunications-ict-information>

第1部 第2章 オーストラリアにおける資格枠組みと職業教育に関する調査研究

		ICT40310 Certificate IV in Telecommunications Radio Communications (無線電話通信の修了証明書)
		ICT40410 Certificate IV in Radio Frequency Networks (無線周波数ネットワークの修了証明書)
		ICT40510 Certificate IV in Telecommunications Network Planning (電話通信網計画の修了証明書)
		ICT40610 Certificate IV in Telecommunications Networks Technology (電話通信技術の修了証明書)
5	Diploma (ディプロマ)	ICT50110 Diploma of Optical Networks (光通信網のディプロマ)
		ICT50210 Diploma of Telecommunications Network Engineering (電話通信網工学のディプロマ)
		ICT50310 Diploma of Telecommunications Management (電話通信管理のディプロマ)
		ICT50410 Diploma of Radio Frequency Networks (無線周波数ネットワークのディプロマ)
		ICT50510 Diploma of Telecommunications Planning and Design (電話通信網計画・設計のディプロマ)
6	Advanced Diploma(上級ディプロマ)	ICT60110 Advanced Diploma of Optical Networks (光通信網の上級ディプロマ)
		ICT60210 Advanced Diploma of Telecommunications Network Engineering (電話通信網工学の上級ディプロマ)
8	Vocational Graduate Certificate (職業準修士修了証明書)	ICT70110 Vocational Graduate Certificate in Telecommunications Network Engineering (電話通信網工学の職業準修士修了証明書)
8	Vocational Graduate Diploma (職業準修士ディプロマ)	ICT80110 Vocational Graduate Diploma of Telecommunications Network Engineering (電話通信網工学の職業準修士ディプロマ)

図 2-5 コード番号から詳細情報を表示

(ICT80110 Vocational Graduate Diploma of Telecommunications Network Engineering のコースを提供している登録訓練機関 (RTO) の表示例)¹⁹¹

The screenshot shows the 'Qualification details' page for ICT80110. The page title is 'Qualification details' with a subtitle '資格証明詳細' and '電話通信網工学の職業準学士ディプロマ'. The main heading is 'ICT80110 - Vocational Graduate Diploma of Telecommunications Network Engineering'. Under the 'Summary' section, the following information is displayed:

- Code: ICT80110
- Title: Vocational Graduate Diploma of Telecommunications Network Engineering (電話通信網工学の職業準学士ディプロマ)
- Release: 1
- Release status: **Current** (現行)
- Usage recommendation: **Current**
- Delivery: [Find RTOs approved to deliver this qualification.](#)

Below the summary, there is a link: 'この資格証明書の発行を認可したRTOを検索する'. Below the main content, there is a 'Search results' section with the heading '検索結果'. The search results are presented in a table:

Code	Name ▲	Website
121966	BJSB Pty Ltd <i>Trading as:</i> • The Imperial College of Australia	Visit website
91430	NSW TAFE Commission <i>Trading as:</i> • TAFE NSW	Visit website
90008	TAFE NSW - South Western Sydney Institute	Visit website

上記のように、各業界の職業教育訓練を管轄する業界団体 (ICT 分野の場合は全国技術革新・商業評議会 (IBSA)) でトレーニングパッケージの概要情報を得て、そこから連邦政府のデータベースサイト training.gov.au にアクセスすることでより詳細な情報 (履修単位とその内容、コース提供機関) を得ることができる。また、トレーニングパッケージや資格名のコード番号がわかっている場合は、連邦政府のデータベースサイト training.gov.au で直接検索することもできる (コード番号が不明でも検索できるが、その場合は検索結果が膨大になる可能性がある)。

ア 各職業資格の各レベルに対応した評価基準及び教育プログラムの認証基準とそれらの作成・更新方法

AQF 資格は職業教育・高等教育共通の全国的な統一枠組みであり、資格基準も基

¹⁹¹ training.gov.au: <http://training.gov.au/Training/Details/ICT80110>
<http://training.gov.au/Search/SearchOrganisation?nrtCodeTitle=ICT80110&scopeItem=Qualification&tabIndex=1&ImplicitNrtScope=True&orgSearchByScopeSubmit=Search>

本概念は業界共通である。まず、AQF のレベル（1～10）があり、各レベルに対応する AQF 資格（Certificate ～、Diploma など）があり、その AQF 資格に該当する資格名（Certificate IV in Digital Media Technologies、Diploma of Telecommunications Management など）があるという構造である。技能と経験はレベルごと、あるいは資格ごとに設定されている。それに基づいて、各業界の産業技能評議会（ISC）が分野別のトレーニングパッケージ（コンピテンシー、資格認定基準と評価）を開発している。また、トレーニングパッケージ開発向けに、全国技能基準審議会（NSSC）が業界共通の基準やテンプレートを提供しており、このテンプレートを利用することで NSSC 基準に対応したトレーニングパッケージを開発できるように設計されている¹⁹²。

また、既存のトレーニングパッケージを更新する場合の方法としては、以下の事例が参考になる。

< ICA11 Information and Communications Training Package の更新事例 >¹⁹³

ICA11 トレーニングパッケージは提供開始後も時代に合わせた見直しをするため検討が行われている。政府関係機関や業界からはクラウド及び仮想化技術の分野に対応する必要性が指摘された。そこで、この分野に対応するトレーニングパッケージを検討する ICT クラウドコンピューティング検討プロジェクトが2012年8月に始まった。このプロジェクトでは以下のことが実施された。

- ・ National Project Reference Group (NPRG) の設立
- ・ クラウドコンピューティングや仮想化技術に関連する業界団体への接触
- ・ テレビ会議、業界団体の会議、Wiki フォーラムなどによるコミュニケーション戦略の構築及び研究報告書や関連情報の検討
- ・ コンピテンシー（units of competency）と資格の草案を作成し、Wiki や Review and Feedback Register of the IBSA のウェブサイトアップロードして、草案に対する関係者からのフィードバックを収集
- ・ 関係者の全国会議において草案を了承、フィードバックを盛り込んだ最終案を作成
- ・ 2013年3月26日の NPRG 会議で最終案の同意を得て、正式な承認を得るための申請書を全国技能基準審議会（NSSC）に提出

¹⁹² National Skills Standards Council: Standards for Training Packages

http://nssc.natese.gov.au/__data/assets/pdf_file/0014/71510/NSSC_-_Standards_for_Training_Packages_v1.0.pdf

¹⁹³ IBSA "CASE FOR ENDORSEMENT, ICA11 Information and Communications Technology Training Package – Cloud Computing Units Update Version 2"

<https://www.ibsa.org.au/sites/default/files/media/V%2005%20ICA11%20V1%201%20CfE.pdf>

この検討作業により既存のトレーニングパッケージに大きな追加・変更が加えられ、「ICA11 Information and Communications Training Package Version 2」が作成された。今回の更新によって、クラウドコンピューティングやビッグデータ、仮想化技術の分野における現在及び今後求められるニーズに対応できるようになっている。

イ 資格認定団体の活動概要

全国的な資格枠組みである AQF 資格の認定は、資格の認定・発行が法的に認められた機関のみが行うことができる。職業教育に関しては、主に登録訓練機関（RTO）が学習や訓練を終えた者に資格認定を行っており、ICT 分野においても同様である。

一方、ICT 業務や人材のグローバル化への対応として、ICT 業界団体のオーストラリアコンピューター協会（Australian Computer Society）は、イギリス発の国際資格 SFIA（Skills Framework for the Information Age）も採用している。SFIA は ICT 能力を分類する国際的な指標であり、技術内容によってレベルが設定されている。例えば、連邦政府と IP3（International Professional Practice Partnership）¹⁹⁴ が認定する CP（Certified Professional）と認められるには、SFIA のどれか一つのカテゴリでレベル 5（SFIA 独自のレベル）¹⁹⁵ のコンピテンシーを有する必要がある¹⁹⁶。

ウ 認証プログラム提供機関数

連邦政府の職業教育データベース training.gov.au の検索機能を用いて、ICT 関連のトレーニングパッケージを提供している登録訓練機関（RTO）を抽出したところ、2013 年 7 月時点で ICT トレーニングパッケージ（ICA11）に基づく教育プログラムを提供している機関数は 677 件、統合型電気通信トレーニングパッケージ（ICT10）の場合は 57 件であった¹⁹⁷。

¹⁹⁴ International Professional Practice Partnership <http://www.ipthree.org/>

¹⁹⁵ SFIA はコンピテンシーとして 7 つのレベルを設定している。1 は初心者、7 は IT 部門の上級管理職を想定している。 <http://www.sfia-online.org/about-sfia/sfia-and-grading/>

¹⁹⁶ Australian Computer Society: Certification
<http://www.acs.org.au/sfia-certification/acs-certification>

¹⁹⁷ training.gov.au <http://training.gov.au/Search>
<http://training.gov.au/Search/SearchOrganisation>

図 2-6 ICT トレーニングパッケージ(ICA11)を提供している機関数の検索結果

Home Search Reports Links Site map

Home > Search > Organisation search (組織/RTOの検索)

Organisation / RTO search

Your search for RTOs with any unit or qualification in the training package ICA11 currently in scope and notified delivery in NSW,VIC,QLD,SA,WA,TAS,NT,ACT,OATD,OTHR has returned 677 records.

検索条件変更 新規検索 QLD, SA, WA, TAS, NT, ACT, OATD, OTHER (←州や地域の名前など) において「トレーニングパッケージ ICA11」を提供する団体あるいは資格証明を発行するRTOの検索で667のレコードが見つかりました。

Modify search New search

Search results

Code	Name ▲	Website	General enq
90806	Academies Australasia Institute Pty Ltd	Visit website	0292245500
21282	Academies Australasia Polytechnic Pty Limited Trading as: • AMI Education	Visit website	0386104193
40358	Academy IT Pty Ltd	Visit website	0873249800

図 2-7 統合型電気通信トレーニングパッケージ(ICT10)を提供している機関数の検索結果

Organisation / RTO search

Your search for RTOs with any unit or qualification in the training package ICT10 currently in scope and notified delivery in NSW,VIC,QLD,SA,WA,TAS,NT,ACT,OATD,OTHR has returned 57 records.

Modify search New search

Search results

Code	Name ▲	Website	General enq
20749	ASH Pty Ltd Trading as: • Ashley Institute of Training	Visit website	0383600400
0050	Australian Army		0283355324
90082	Australian College of Technology Pty Ltd Trading as: • Australian College of Technology	Visit website	0292245500

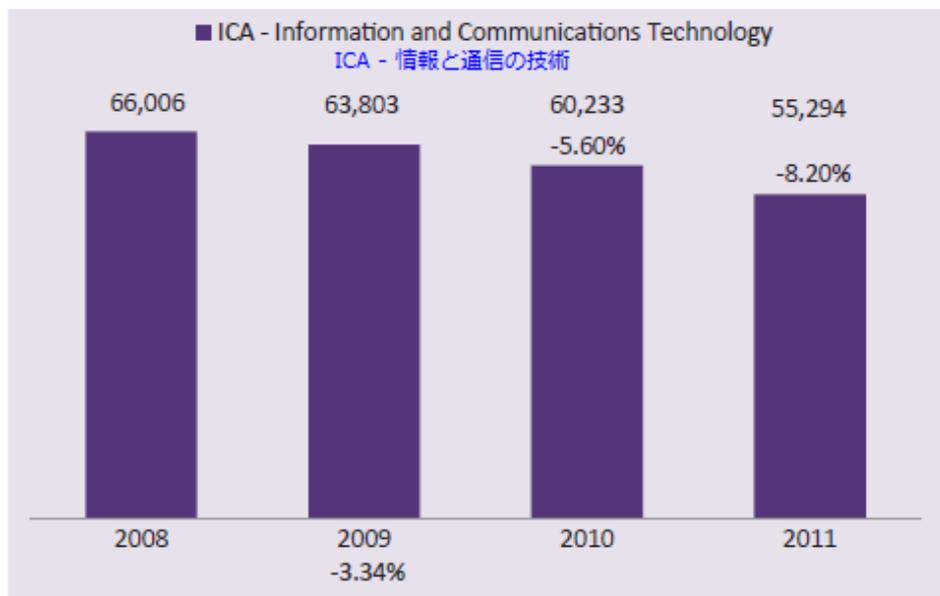
エ 資格取得者数の推移

IBSA (Innovation and Business Skills Australia) の報告書「情報通信技術及び電気通信産業環境調査 2013」¹⁹⁸によると、2008～2011年の間に ICT トレーニングパッケージ (Information and Communications Technology Training Package) (ICA11) に基づく教育プログラムの受講者数は、2008年の6万6,006人から2011年の5万5,294人へと減少傾向にある。

¹⁹⁸ IBSA (2013), Environment Scan 2013: Information and Communications Technology Industry,, Innovation and Business Skills Australia.

<https://www.ibsa.org.au/sites/default/files/media/Information%20and%20Communications%20Technology%20and%20Telecommunications%20Industries%20Environment%20Scan%202013.pdf>

図 2-8 ICTトレーニングパッケージ（ICA11）関連の受講者数の推移



Source NCVER, VET Provider Collection 2012.

(出典 : NCVER:VET Provider Collection 2012)

また、同トレーニングパッケージによる教育プログラムを修了して資格を得た人は、2009年に増えた後に減少傾向が見られ、2011年は1万2,010人であった。受講者数に占める資格取得率は20%程度である。

図 2-9 ICTトレーニングパッケージ（ICA11）による教育プログラムを修了した資格取得者数の推移

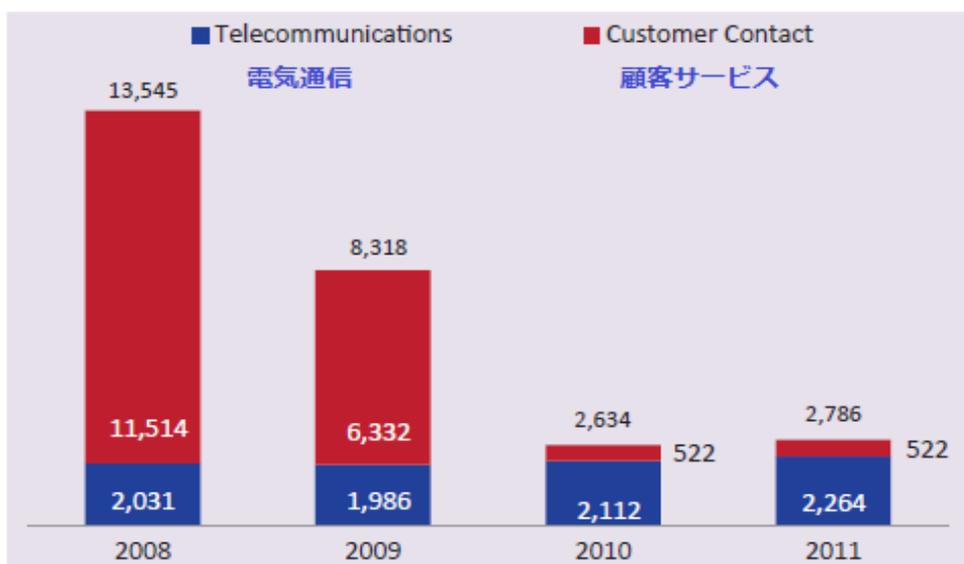


Source NCVER, VET Provider Collection 2012.

(出典 : NCVER:VET Provider Collection 2012)

一方、2008～2011年の間に統合型電気通信トレーニングパッケージ(ICT10)による教育プログラムの受講者数は、2008年の1万3,545人から2011年の2,786人へと大幅に減少している。これは、ICT10のトレーニングパッケージに含まれていた顧客サービス分野(Customer Contact)が2007年にビジネスサービス・トレーニングパッケージ(Business Services Training Package)へ移行した影響である。電気通信分野(Telecommunications)への入学者数自体は微増傾向にある。

図 2-10 統合型電気通信トレーニングパッケージ(ICT10)関連の受講者数の推移

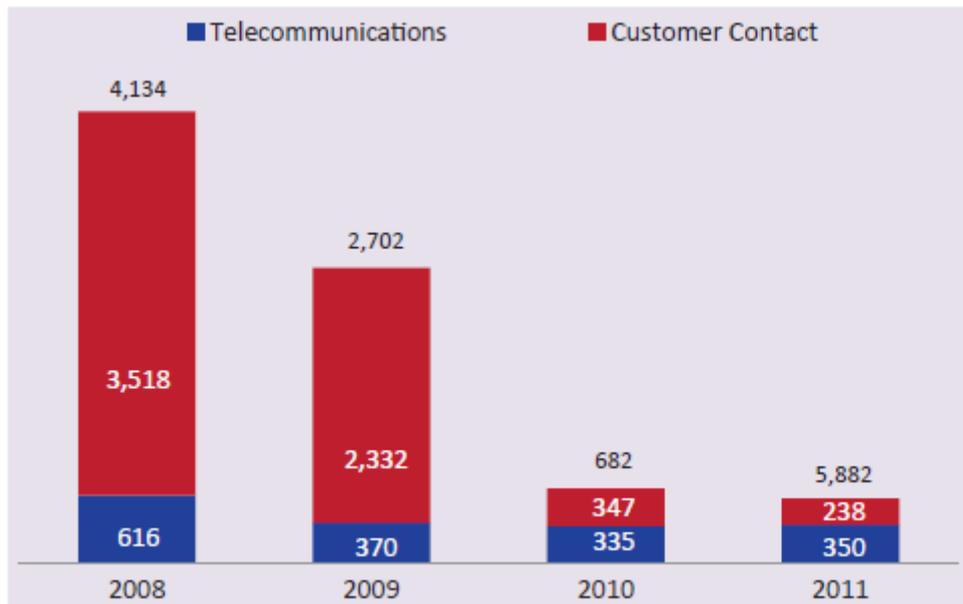


Source NCVER, VET Provider Collection 2012.

(出典 : NCVER:VET Provider Collection 2012)

電気通信分野のみで見ると、該当するトレーニングパッケージに基づく教育プログラムを修了して資格を取得した人の数は、2008年は616人、2011年は350人であった。2011年の入学者数が2,264人であったことから、入学者数に対する資格取得率は15%程度である。

図 2-11 統合型電気通信トレーニングパッケージ (ICT10) による教育プログラムを修了した資格取得者数の推移



Source NCVER, VET Provider Collection 2012.

(出典 : NCVER:VET Provider Collection 2012)

2 オーストラリアにおける職業教育機関の調査

(1) 職業教育制度の概要

ア 職業教育の体系

オーストラリアの教育制度には、学校教育、職業教育、高等教育の3つのセクターがある。学校教育 (school education) は、州・準州政府によって学年の対象年齢や期間が若干異なるものの、概ね6～16歳の10年間(1年生から10年生)が義務教育である。学校教育は、一般的に primary school (初等学校、7～8年間)、secondary school (中等学校、3～4年間)、senior secondary school (後期中等学校、2年間) という段階があり(名称も州・準州によって異なる場合がある)、primary school と secondary school が義務教育期間である¹⁹⁹。学校教育は州・準州政府に権限が委ねられており、すべての学校は州・準州政府の教育省から認可を受けていなければならない。中等教育は secondary school と senior secondary school の2つを指すが、後者は後期中等教育とも呼ばれる。学校教育セクターで提供する AQF 資格は後期中等教育修了資格 (Senior Secondary Certificate of Education²⁰⁰) だけである。後期中等教育については、連邦政府による全国統一カリキュラム導入の動きもある²⁰¹。

職業教育訓練 (VET) は、主として登録訓練機関 (RTO) で提供される教育である。職業教育訓練 (VET) は、いわゆる州立の専門学校 (Technical and Further Education: TAFE) に限らず、AQF の初期レベルは後期中等教育の一部として senior secondary school やコミュニティカレッジ (大学付属のものも含む) でも提供されている。また、従業員教育の一貫として企業や政府関係機関内で認定コースが提供される場合もある。上位レベルの職業資格は高等教育と連携しており、大学・大学院編入にも利用できる。

高等教育 (higher education) は大学または AQF 資格のレベル5～10の教育を提供する機関で行われる教育で、主として学士・修士・博士の3つの学位につながる教育を指す。学んだ期間や内容に応じて、3つの学位にはつながらない場合でも、半年あるいは1年といった決められた期間学ぶことによって別の称号 (Diploma などの資格) が付与される。

高等教育と職業教育訓練 (VET) を合わせて、中等教育後 (postsecondary) の第三

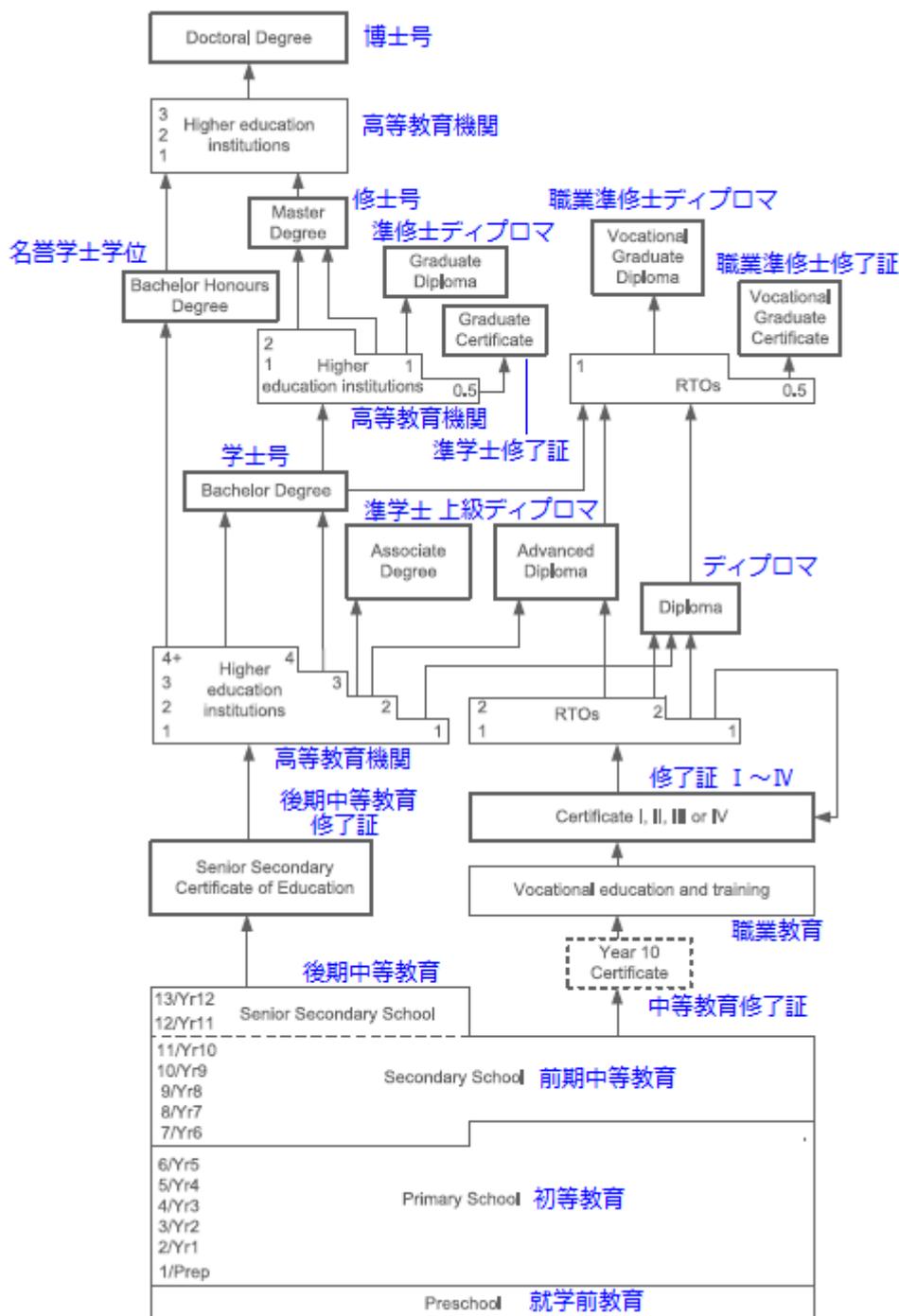
¹⁹⁹ ただし、2010年以降は、若者が教育もしくは労働に就かないままに社会に出る(その結果、社会で不利な立場に立たされる)リスクを低減させるため、10年生修了後も、17歳になるまでは正規の教育・訓練もしくは労働に従事する(州政府はそのための支援体制を整備する)ことが求められるようになっている。

²⁰⁰ この資格名称も州・準州によって異なる。

²⁰¹ Australian Government, Australian Education International: Country Education Profiles - Australia
<https://aei.gov.au/Services-And-Resources/Services/Country-Education-Profiles/About-CEP/Documents/Australia.pdf>

段階教育（tertiary education）と呼ぶこともある。

図 2-12 オーストラリアの教育制度²⁰²



²⁰² 同上

イ 所管主体

職業教育の所轄主体

職業教育訓練（VET）セクターの所轄主体は州・準州政府である。州・準州政府は、州内の計画、教育機関に対する規制（ASQAに委託する場合もある）、公立・私立教育機関への資金配分、学費の設定、専門学校（TAFE）の管理を行っている。優先事項やニーズへの対応は、連邦政府の政策枠組みに基づいて対応を行っている。州・準州政府の担当機関は職業教育担当大臣に報告をする。各州・準州の教育・職業教育担当大臣は、第三段階教育技能雇用審議会（Standing Council on Tertiary Education, Skills and Employment: SCOTESE）のメンバーであり、第三段階教育技能雇用審議会（SCOTESE）が職業教育訓練（VET）セクターにおける意志決定及び責任を担っている。第三段階教育技能雇用審議会（SCOTESE）は、連邦政府の豪州政府間会議（Council of Australian Governments: COAG）に報告を行っている。

第三段階教育技能雇用審議会（SCOTESE）は、Ministerial Council for Tertiary Education and Employment（MCTEE）に代わる組織として2011年に設立され、National Advisory for Tertiary Education, Skills and Employment（NATESE）から支援を受けている。連邦政府レベルでは、産業省（Department of Industry）²⁰³が第三段階教育を所管し、職業教育訓練（VET）セクターのリーダーとして、州・準州政府や業界の関係機関と連携しながら関連政策に関する助言を行っている²⁰⁴。

高等教育の所轄主体

高等教育セクターを所管しているのは連邦政府である。州・準州政府も法的な責任を有しているが、高等教育政策や施策を所管しているのは連邦政府の産業省（Department of Industry）である。また、高等教育予算は主に連邦政府から拠出されている。そのため、高等教育機関は2003年高等教育支援法（Higher Education Support Act 2003）に基づく品質を提供するとともに説明責任を負う義務がある。検討事項は、第三段階教育技能雇用審議会（SCOTESE）を通して、連邦政府及び州・準州政府の教育担当大臣間で行われる²⁰⁵。

²⁰³ 政権交代による省庁再編で2013年9月18日よりDepartment of Industryが前身のDepartment of Industry, Innovation, Science, Research and Tertiary Education所管の業務を引き継いでいる。

<http://www.innovation.gov.au/Pages/default.aspx>

²⁰⁴ Australian Government, Australian Education International: Country Education Profiles - Australia

<https://aei.gov.au/Services-And-Resources/Services/Country-Education-Profiles/About-CEP/Documents/Australia.pdf>

²⁰⁵ Australian Government, Australian Education International: Country Education Profiles - Australia

<https://aei.gov.au/Services-And-Resources/Services/Country-Education-Profiles/About-CEP/Documents/Australia.pdf>

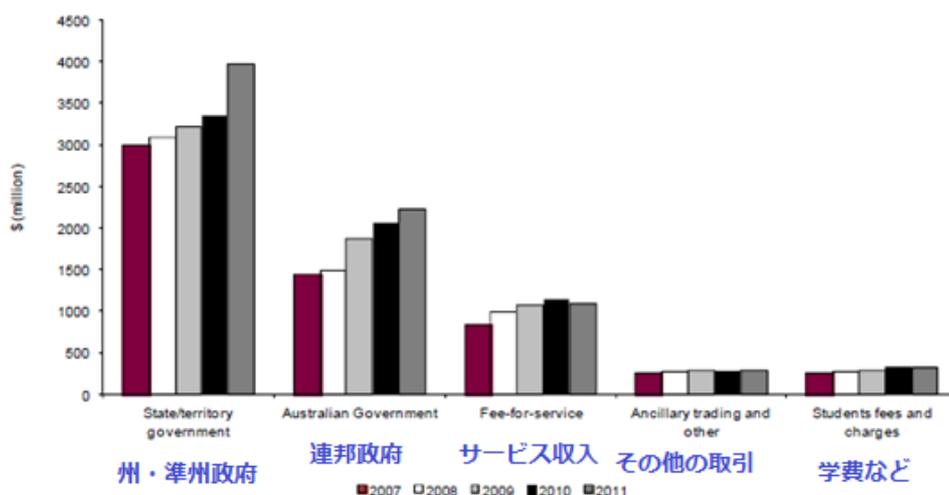
ウ 財源（過去5年間の推移）

職業教育訓練（VET）セクターの予算は、National Agreement for Skills and Workforce Development に基づいて、連邦政府が 1/3 を拠出、残りの 2/3 は州・準州政府が拠出している。連邦政府からの資金は国家の優先事項に使われ、州・準州政府からの資金は各州・準州の必要に応じて配分を行っている²⁰⁶。

具体的な金額では、公的資金を受けた職業教育訓練機関（Public RTO）²⁰⁷の2011年の収入は合計78億6,920万豪ドルであった。そのうち、39億6,330万豪ドル（50.36%）は州・準州政府から拠出、22億2,060万豪ドル（28.22%）は連邦政府から拠出、10億8,140万豪ドル（13.74%）はその他サービス収入（Fee-for-service）、3億1,350万豪ドル（3.98%）は学生からの学費など、そして残りの2億9,030万豪（3.69%）ドルが補助的な取引などによる収入という内訳になっている。

図 2-13 収入源別に見た 2007～2011 年の収入金額（単位：百万豪ドル）

Figure 1 Operating revenues by category, 2007–11 (\$ million)⁴



（出典：NCVER：Australian vocational education and training statistics: financial information 2011²⁰⁸）

²⁰⁶ Australian Government, Australian Education International: Country Education Profiles - Australia
<https://aei.gov.au/Services-And-Resources/Services/Country-Education-Profiles/About-CEP/Documents/Australia.pdf>

²⁰⁷ 連邦政府または州・準州政府が所管している職業教育訓練機関が中心だが、公的資金の提供を受けている民間の職業教育訓練機関も含まれている。

²⁰⁸ NCVER：Australian vocational education and training statistics: financial information 2011
<http://www.ncver.edu.au/publications/2550.html>
<http://www.voced.edu.au/content/ngv53345>

エ 職業教育機関での世代別受講率

公的資金を受けている教育機関で職業教育訓練(VET)を受講した人の割合を過去5年間(2008~2012年)で年代別に見ると、15~19歳の年齢層の受講率が最も多く、約1/3(2012年は33.4%)が何らかの職業教育訓練を受けている。その次に多いのは20~24歳の約20%であり、そのあとは年代が高くなるほど受講比率が下がる傾向にある。

図 2-14 職業教育機関での 2008~2012 年の世代別受講率 (単位: %)

Table 2 Participation rate⁷ (%) of Australians aged 15 years and older in VET, 2008-12

Age group	2008 %	2009 %	2010 %	2011 %	2012 %
15 to 19 years	30.4	30.4	31.5	32.8	33.4
20 to 24 years	18.2	18.1	19.1	19.9	20.5
25 to 44 years	9.8	9.7	10.3	10.7	11.0
45 to 64 years	6.0	5.7	6.1	6.3	6.5
65 years and over	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8
15 to 64 years	11.3	11.2	11.8	12.2	12.5

For notes on tables, see pages 24-5, or <www.ncver.edu.au/statistics/vet/ann12/table_notes.pdf>.

Sources: NCVER National VET Provider Collection 2008-12; Australian Bureau of Statistics, *Australian Demographic Statistics*, September 2012, table 59, cat.no.3101.0.

(出典: NCVER: National VET Provider Collection, 2008-2012)

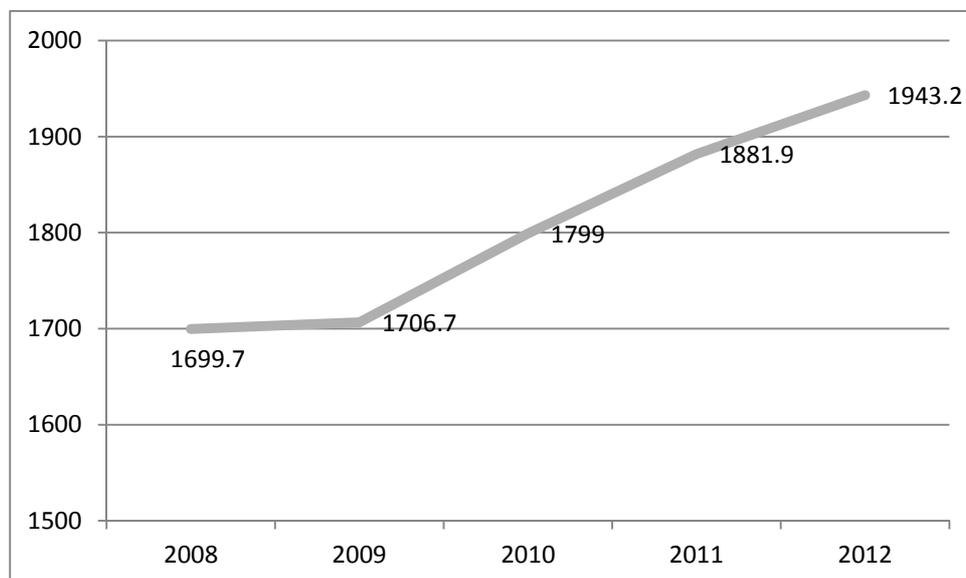
オ 学生数

全体学生数の過去5年間の推移

専門学校(TAFE)などの公的資金を受けた職業教育訓練機関における学生数の推移は以下のグラフのとおりである。過去5年間を見ると、2008年から2012年まで増加傾向にあり、2008年の学生数が169万9,700人だったのが2012年には194万3,200人に増えている。なお、NCVER(The National Center of Vocational Education Research)が把握している職業教育訓練機関の数は、2012年時点で全国で約2,110であった²⁰⁹。

²⁰⁹ 公的資金を得るために州政府に申請を行った職業教育訓練機関の数。Australian vocational education and training statistics: students and courses 2012 - publicly funded training providers <http://www.ncver.edu.au/publications/2634.html>

図 2-15 公的資金を受けた職業訓練機関における過去5年間の学生数の推移(単位:千人)



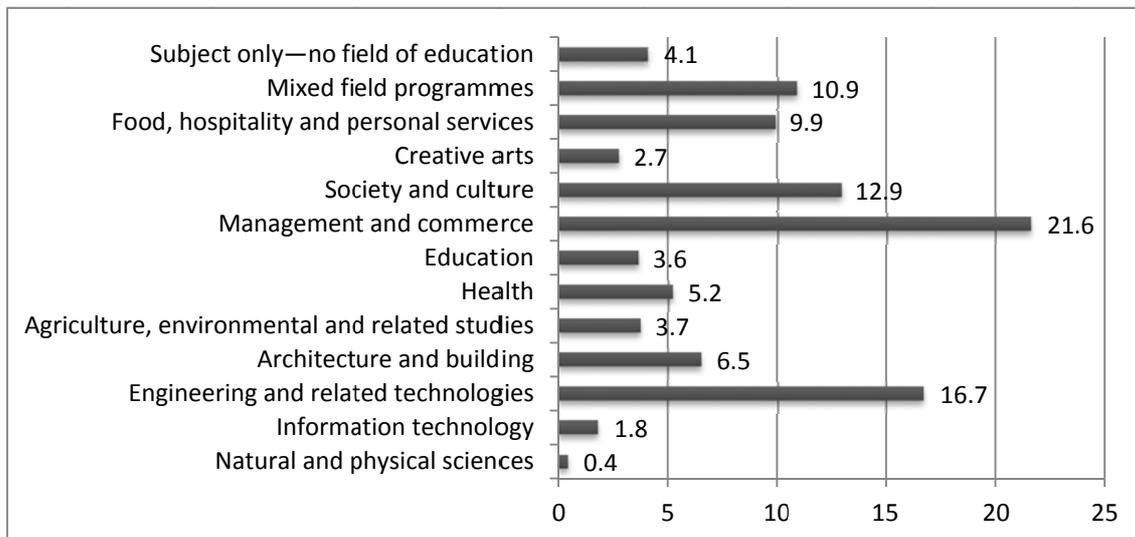
(出典: Australian vocational education and training statistics: students and courses 2012 - publicly funded training providers²¹⁰のデータを元に作図)

分野別の学生数の分布

以下のグラフは、公的資金を受けた職業教育訓練機関における2012年の受講者分布を示している。なお、年内に複数受講している場合は、AQF資格がより高レベルのもの(該当年における最終受講分野)を対象としている。分野別で最も受講者が多いのは、マネジメント・商業関係(Management and commerce)21.6%であり、次いでエンジニア及び関連技術(Engineering and related technologies)16.7%、社会・文化関係(Society and culture)12.9%であった。IT関係(Information technology)は全体の1.8%にとどまっている。IT関係の教育は民間の機関でより多く行われている可能性がある。

²¹⁰ Australian vocational education and training statistics: students and courses 2012 - publicly funded training providers
<http://www.ncver.edu.au/publications/2634.html>

図 2-16 公的資金を受けた職業訓練機関における 2012 年の受講分野（単位：％）



Subject only - no field of education	科目のみ（教育領域なし）
Mixed field programmes	複合領域プログラム
Food, hospitality and personal services	食品、ホスピタリティ、個人サービス
Creative arts	創造芸術
Society and culture	社会・文化
Management and commerce	経営・商業
Education	教育
Health	健康
Agriculture, environmental and related studies	農業・環境、及び関連分野
Architecture and building	建造・建築
Engineering and related technologies	工業及び関連技術
Information technology	情報技術
Natural and physical sciences	自然科学・物理科学

（出典：Australian vocational education and training statistics: students and courses 2012 - publicly funded training providers²¹¹のデータを元に作成）

分野別の学生数の過去5年間の推移

以下の表は、過去5年間に公的な資金を受けた職業教育訓練機関（Public RTO）で学んだ学生を分野別にまとめたものである。2012年に最も多かったマネジメント・商業関係（Management and commerce）は5年間を通して学生数が最も多く増加傾向にあり、2008年の34万5,300人から2012年は41万9,700人に増えている。二番目、三番目に比率の高いエンジニア及び関連技術（Engineering and related

²¹¹ Australian vocational education and training statistics: students and courses 2012 - publicly funded training providers
<http://www.ncver.edu.au/publications/2634.html>

technologies)と社会・文化関係(Society and culture)の学生数も5年間で増加している。2012年の学生数は、エンジニア及び関連技術が32万4,300人、社会・文化関係が25万1,600人であった。IT関係(Information technology)は、2011年にいったん減少したが2012年に増加に転じており、2012年の学生数は3万5,200人であった。

表 2-9 公的な資金を受けた職業訓練機関における2012年の受講分野別学生数(単位:千人)

分野	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
Natural and physical sciences	6	6.3	7.5	7.8	8.3
Information technology	32.9	33.2	37.3	28.6	35.2
Engineering and related technologies	282.4	283.6	303.7	324.1	324.3
Architecture and building	120.2	126.1	142.4	135.7	126
Agriculture, environmental and related studies	71	71	77.2	79.7	71.1
Health	80.3	89.3	97.5	99.8	100.5
Education	49.7	57.2	62.1	64.3	69.5
Management and commerce	345.3	328.4	358.4	408.8	419.7
Society and culture	176.7	176.4	205.5	233.6	251.6
Creative arts	43.6	49.4	53.6	53.3	52
Food, hospitality and personal services	181.8	183.4	182.7	188.9	193.3
Mixed field programmes	194.5	195	195.4	183.2	212
Subject only—no field of education	115.4	107.5	75.6	74	79.8
生徒数合計	1699.7	1706.7	1799	1881.9	1943.2

(出典: Australian vocational education and training statistics: students and courses 2012 - publicly funded training providers²¹²のデータを元に作成)

産業技能評議会(ISC)ごとに見た学生数の過去五年間の推移は以下の表のとおりである。最も学生が多かったISCはInnovation and Business(2012年の学生数、38万6,300人)であり、次いでService(同、27万3,600人)、Community Services and Health(同、23万人)であった。IT分野はInnovation and Businessに含まれる。これらの学生は産業技能評議会(ISC)が開発したトレーニングパッケージに基づく教育訓練を受けた学生数である。

²¹² Australian vocational education and training statistics: students and courses 2012 - publicly funded training providers
<http://www.ncver.edu.au/publications/2634.html>

図 2-17 ISC ごとに見た過去 5 年間の学生数 (単位: 千人)

Table 7 Students ('000) by industry skills councils,¹⁶ 2008–12 業界技能評議会の生徒

Industry skills council	2008	2009 ^{2,3,4}	2010 ⁵	2011 ^{1,5}	2012
Agri-Food 農業・食品	80.9	83.5	87.8	91.6	90.7
Auto Skills Australia 自動車業界	40.4	38.9	40.1	40.8	44.1
Community Services and Health 地域サービス・健康	137.6	172.2	204.2	230.0	253.8
Construction and Property Services 建築・不動産サービス	84.1	97.8	125.2	128.6	125.2
E-oz Energy エネルギー関連	41.5	44.7	51.4	54.7	54.0
ForestWorks 林業	5.1	5.1	4.8	4.9	2.8
Government 政府	11.6	9.2	10.8	12.6	11.7
Innovation and Business 革新とビジネス	296.2	304.7	336.9	386.3	403.0
Manufacturing 製造	80.7	80.9	87.3	96.7	105.0
Service サービス	228.7	236.9	248.5	273.6	282.6
SkillsDMC	16.4	15.0	18.2	26.4	34.6
Transport and Logistics 運送・物流	35.9	41.1	43.5	53.6	58.1
Total training packages assigned to industry skills councils 業界技能評議会の工業トレーニングパッケージ	1 059.1	1 130.0	1 258.7	1 399.8	1 465.5
Total non-training packages トレーニングパッケージ以外	640.6	576.7	540.3	482.1	477.7
Total students 各学習の合計	1 699.7	1 706.7	1 799.0	1 881.9	1 943.2

For notes on tables, see pages 24–5, or <www.ncver.edu.au/statistics/vet/ann12/table_notes.pdf>.

(出典 : Australian vocational education and training statistics: students and courses 2012 - publicly funded training providers²¹³)

また、上位 20 のトレーニングパッケージの過去 5 年間の学生数をまとめた表を以下に示す。最も学生が多かったトレーニングパッケージは Business Services(2012 年の学生数は 23 万 3,900 人)、次いで Community Services(同、19 万 5,000 人)、Tourism, Hospitality and Events(同、14 万 7,300 人)であった。ICT 分野である Information and Communication Technology のトレーニングパッケージを 2012 年に学んだのは 3 万 8,500 人であった。

²¹³ Australian vocational education and training statistics: students and courses 2012 - publicly funded training providers
<http://www.ncver.edu.au/publications/2634.html>

図 2-18 上位 20 のトレーニングパッケージ別の学生数（単位：千人）

Table 8 Students in top 20 parent training packages,¹⁷ 2008–12

Training packages	2008 (’000)	2009 ^{2,3,4} (’000)	2010 ⁵ (’000)	2011 ^{1,5} (’000)	2012 (’000)	%
Business Services (BSA, BSB)	138.0	145.4	174.7	221.5	233.9	16.0
Community Services (CHC)	108.2	120.6	144.2	171.8	195.0	13.3
Tourism, Hospitality and Events (SIT, THH, THT)	132.0	139.5	136.2	142.0	147.3	10.1
Construction, Plumbing & Services Integrated Framework (BCF, BCG, BCP, CPC)	65.5	75.6	101.0	101.3	99.9	6.8
Retail Services (SIR, WRP, WRR, WRW)	50.6	47.0	52.0	60.0	62.5	4.3
Health (HLT)	29.4	51.6	60.1	58.3	58.9	4.0
Metal and Engineering (MEM)	52.4	50.8	49.9	50.5	53.0	3.6
Transport and Logistics (TDT, TLI)	29.7	35.7	37.9	48.0	52.3	3.6
Agriculture, Horticulture and Conservation and Land Management (AHC, RTD, RTE, RTF, RUA, RUH)	46.9	50.1	53.2	54.5	52.2	3.6
Electrotechnology (UEE, UTE, UTL)	39.6	42.5	49.3	52.2	51.4	3.5
Financial Services (FNA, FNB, FNS)	36.0	39.9	43.3	47.8	48.3	3.3
Automotive Industry Retail, Service and Repair (AUR)	39.8	38.5	39.6	40.3	43.4	3.0
Training and Education (BSZ, TAA, TAE)	27.1	30.7	34.4	36.6	40.3	2.8
Information and Communications Technology (ICA)	49.1	47.2	44.2	40.7	38.5	2.6
Sport, Fitness and Recreation (SIS, SRC, SRF, SRO, SRS)	18.2	21.0	25.9	35.2	36.4	2.5
Resources and Infrastructure (BCC, DRT, MNC, MNM, MNQ, RII)	16.4	15.0	18.2	26.4	34.6	2.4
Property Services (CPP, PRD, PRM, PRS)	18.7	22.2	24.2	27.3	25.3	1.7
Manufacturing (MCM, MSA)	3.5	5.8	9.8	16.6	21.2	1.4
Hairdressing (SIH, WRH)	18.2	18.5	21.2	21.1	20.1	1.4
Beauty (SIB, WRB)	7.2	8.2	10.7	13.2	14.4	1.0
Students in top 20 training packages	926.4	1 005.7	1 130.1	1 265.2	1 328.9	90.7
Other training packages	132.7	124.3	128.6	134.6	136.6	9.3
Total training packages	1 059.1	1 130.0	1 258.7	1 399.8	1 465.5	100.0

For notes on tables, see pages 24–5, or <www.ncver.edu.au/statistics/vet/ann12/table_notes.pdf>.

Business Services	ビジネスサービス
Community services	地域サービス
Tourism, Hospitality and Events	旅行、ホスピタリティ、イベント
Constitution, Plumbing & Services Integrated Framework	構造・配管・サービス統合枠組み
Retail Services	小売業
Health	健康
Metal and Engineering	金属・鋳業
Transport and Logistics	運送・物流
Agriculture, Horticulture and Conservation and Land Management	農業・園芸・資源・土壌管理
Electrotechnology	電力
Financial Services	金融サービス
Automotive Industry Retail, Service and Repair	自動車業界（販売・サービス・修理）
Training and Education	訓練・教育
Information and Communications Technology	情報通信技術

Sport, Fitness and Recreation	スポーツ・健康・レクリエーション
Resources and Infrastructure	資源・社会基盤
Property Services	不動産サービス
Manufacturing	製造業
Hairdressing	理容
Beauty	美容

(出典：Australian vocational education and training statistics: students and courses 2012 - publicly funded training providers²¹⁴)

分野別の志願者数の推移

オーストラリアの職業教育訓練(VET)セクターについては、データ捕捉の手段が整備されていなかったこともあり、志願者数のデータは取られていない。そもそも、職業教育においては、基本的にオープン・アドミッションであり、あまり選抜性は高くない。教育プログラムが初心者向けのものから段階的にコースやクラスが整備されており、入学時に保有している知識・経験・能力・資格によって受講コースが決まる。そのため、経験がない場合は初心者向けのコースやクラスからスタートし、修了すれば次の段階に進むことができる。したがって、志願者数は学生数とほぼ同じ規模と考えられ、その大まかな傾向は前出の分野別学生数の推移で把握することができる。

入学選考方法

職業教育訓練(VET)を受けるための要件は分野や資格内容によって異なる。主な要件としては、義務教育修了(10年生)、後期中等教育修了(12年生)、受講資格より前のレベルのAQF資格を修了していること、職業経験があることなどがあげられる。分野を限定しているものもあり、例えばDiploma of Community Services Managementを受講するには、Certificate IV in community service、もしくはCertificate III in aged careの資格を得ていることが要件となる。職業経験や能力・興味があることを示すことによって、あるいは面接を受けることによって入学を認められる場合もあるが、これらは付随的なものであり、要件に見合った段階的な資格を保有していることが優先される²¹⁵。

入学定員

²¹⁴ Australian vocational education and training statistics: students and courses 2012 - publicly funded training providers
<http://www.ncver.edu.au/publications/2634.html>

²¹⁵ Australian Government, Australian Education International: Country Education Profiles - Australia
<https://aei.gov.au/Services-And-Resources/Services/Country-Education-Profiles/About-CEP/Documents/Australia.pdf>

各実施機関によって異なる。州・準州政府管轄の職業教育訓練機関（後期高等教育を含む）は、州・準州政府の取り決めに従う。

カ 機関数

全体機関数の過去5年間の推移

教育訓練機関及び認定コースの情報を提供している training.gov.au によると、2013年10月現在の全体機関数は4,740であった。そのうちの3,156は民間の機関である²¹⁶。過去のデータは公開されていない。

図 2-19 認証機関別の教育訓練機関の数

RTO type	ASQA	VIC	WA	Total
Community Based Adult Education Provider	203	127	18	348
Education/training Business Or Centre: Privately Operated Registered Training Organisation	2725	186	245	3156
Enterprise - Government	80	11	13	104
Enterprise - Non-Government	149	14	22	185
Equipment And/or Product Manufacturer Or Supplier	5	0	0	5
Industry Association	198	28	12	238
Other - Not Elsewhere Classified	74	6	11	91
Professional Association	29	3	1	33
School - Catholic	90	10	1	101
School - Government	240	40	20	300
School - Independent	87	22	1	110
Technical And Further Education Institute, Skills Institute Or Polytechnic	48	0	11	59
University - Government	9	0	0	9
University - Non-Government Catholic	1	0	0	1
	3938	447	355	4740

（出典：training.gov.au）

一方、NCVERによると、2012年時点の公的資金を受けた職業教育訓練機関（Public RTO）の数は2,110であった。以下の表は、州ごとに見た機関数である。専門学校（TAFE）はすべての州・準州にあるが、一つの機関で多数のコースを扱っている場合が多いためか、数は限られている。

²¹⁶ training.gov.au の Report ページから RTO Type で認証機関別のデータを出力した結果である。ビクトリア州・西オーストラリア州の教育訓練機関を除く機関はすべて ASQA によって認証されている。

図 2-20 州別に見た公的職業教育訓練機関数

Table 14 Provider type profile, 2012

	Training providers				Training providers reporting ²⁴
	TAFE	Other government providers	Community education providers	Other providers	
New South Wales	11	1	44	572	628
Victoria	18	-	153	427	598
Queensland	13	1	32	560	606
South Australia ²⁵	3	-	69	312	384
Western Australia	11	8	15	331	365
Tasmania	2	-	-	121	123
Northern Territory	2	-	-	102	104
Australian Capital Territory	1	-	-	80	81
Distinct number of training providers²⁶	61	10	312	1 817	2 110

A dash (-) represents a true zero figure, with no data reported in this category.

For notes on tables, see pages 24–5, or <www.ncver.edu.au/statistics/vet/ann12/table_notes.pdf>.

(出典 : Australian vocational education and training statistics: students and courses 2012 - publicly funded training providers²¹⁷)

機関別の学生数を見ると、専門学校(TAFE)で学ぶ学生が全体の64.7%を占め、専門学校(TAFE)が中心的な職業教育訓練機関であることがわかる。一方、その他の登録機関(Other registered providers)で学ぶ学生も全体の28.3%と三分の一近くを占めている。

²¹⁷ Australian vocational education and training statistics: students and courses 2012 - publicly funded training providers

<http://www.ncver.edu.au/publications/2634.html>

図 2-21 機関別に見た 2008 から 2012 年の学生数 (単位:千人)

Table 11 Provider type profile by number of students, hours of delivery and full-year training equivalents, 2008–12

	2008 (’000)	2009 ^{2,3,4} (’000)	2010 ⁶ (’000)	2011 ^{1,5} (’000)	2012 (’000)	%	2011–12 % change
Number of students							
TAFE and other government providers ¹⁹	1 290.2	1 274.4	1 298.8	1 248.1	1 257.6	64.7	0.8
Community education providers	156.3	151.9	135.9	130.0	115.0	5.9	-11.6
Other registered providers ¹⁹	242.4	267.3	347.6	482.8	550.7	28.3	14.1
Students attending various providers	10.8	13.1	16.7	21.0	20.0	1.0	-4.8
Total students	1 699.7	1 706.7	1 799.0	1 881.9	1 943.2	100.0	3.3
Number of full-year training equivalents²⁰							
TAFE and other government providers ¹⁹	479.2	511.5	522.1	510.4	530.2	68.4	3.9
Community education providers	24.0	25.5	24.9	26.0	29.8	3.8	14.6
Other registered providers ¹⁹	65.1	72.5	108.9	175.3	215.6	27.8	23.0
Total full-year training equivalents	568.4	609.6	655.8	711.7	775.5	100.0	9.0
Number of hours of delivery							
TAFE and other government providers ¹⁹	345 056.7	368 290.7	375 877.2	367 500.3	381 716.9	68.4	3.9
Community education providers	17 277.8	18 388.1	17 909.2	18 708.3	21 436.1	3.8	14.6
Other registered providers ¹⁹	46 882.7	52 221.2	78 399.3	126 243.0	155 222.4	27.8	23.0
Total hours of delivery	409 217.3	438 900.0	472 185.7	512 451.6	558 375.3	100.0	9.0

For notes on tables, see pages 24–5, or <www.ncver.edu.au/statistics/vet/ann12/table_notes.pdf>.

(出典: Australian vocational education and training statistics: students and courses 2012 - publicly funded training providers²¹⁸)

分野別の機関数の分布

一つの教育訓練機関で複数分野の教育プログラムを提供しているケースがあり、分野別機関数の分布データはない。

分野別の機関

分野別の現時点の機関数は training.gov.au で検索することによって件数を出すことができる。Organisation/RTO search の画面で Search by scope をクリックし、NRT (Nationally Recognised Training) Code に、トレーニングパッケージや認定コースのコード番号を入力すると、それぞれ該当する教育訓練機関が一覧表示される。例えば、前述したように ICT 関係のトレーニングパッケージである ICA11 を入力すると、ICA11 に関連する教育プログラムを提供している教育訓練機関の一覧が表示され、各機関のウェブサイトなど詳細な情報を得ることができる。

キ 修了者の就業・進学状況

公的資金を受けた職業教育訓練機関 (Public RTO) で職業教育訓練 (VET) を修了して資格を得た卒業生 (Graduates) のコース修了後の雇用率は 77.8%であった (2012

²¹⁸ Australian vocational education and training statistics: students and courses 2012 - publicly funded training providers

<http://www.ncver.edu.au/publications/2634.html>

年5月25日時点)。コース受講前の雇用率が70.9%のため、コース受講によって雇用率が6.9%増えたことになる。一方、資格取得後も雇用されていない卒業生(Unemployed)の割合は12.5%であった。また、コース修了後に次の教育や訓練に進んだ卒業生の割合は36.1%であり、そのうち7.8%が大学、17.2%が専門学校(TAFE)、10.7%が民間の職業教育訓練機関などに進学していた。以下の表は2011年と2012年の学生の進路を表している。(注: Module completers とは、コースを一部受講して退学したため資格を得ていない元学生を指す)

図 2-22 2011年と2012年の学生の進路(単位: %)

Table 1 Key findings for graduates and module completers, 2011 and 2012 (%)

	Graduates		Module completers	
	2011	2012	2011	2012
Employment and further study outcomes				
After training (as at 25 May 2012)				
Employed	78.7	77.8	75.5	73.2
Not employed ¹	21.3	22.2	24.5	26.8
Unemployed	12.6	12.5	11.2	12.2
Not in the labour force	8.5	9.5	12.8	14.2
Employed before training	72.4	70.9	73.1	70.3
Difference in proportion employed from before training to after	6.3	6.9	2.4	2.9
Employed in first full-time job, started after training ^{2,3}	5.1	6.2	2.8	3.6
Employed or in further study after training ⁵	88.3	88.0	77.0	74.8
Enrolled in further study after training ⁵	34.6	36.1	4.3	4.7
Studying at university	7.4	7.8	4.3	4.7
Studying at TAFE institute	18.1	17.2	na	na
Studying at private provider or other registered provider	8.8	10.7	na	na

(出典: NCVER: Australian vocational education and training statistics: student outcomes 2012²¹⁹)

取得した資格別に進路を見ると、Certificate I から Diploma へと資格レベルが高くなるほど、職業教育訓練修了後の雇用率が高くなる傾向がある。

分野別では、資格取得後の雇用率が高いのは、教育(Education)91.1%、建築関係(Architecture and building)85.5%、エンジニア及び関連技術(Engineering and related technologies)83.9%であった。

²¹⁹ NCVER: Australian vocational education and training statistics: student outcomes 2012
<http://www.ncver.edu.au/publications/2572.html>

図 2-23 取得資格別・分野別の雇用状況（単位：％）

Table 10 Findings for graduates by various training characteristics, 2012 (%)

	Employed after training	Difference in proportion employed from before training to after	Employed or in further study	Fully or partly achieved their main reason for doing the training	Satisfied with the overall quality of training
Qualification					
Diploma or higher	83.2	3.6	91.9	83.1	86.3
Certificate IV	84.0	1.7	92.1	84.9	87.3
Certificate III	79.2	10.1	88.0	87.1	90.1
Certificate II	61.8	9.9	78.8	80.9	92.0
Certificate I	50.5	14.2	72.5	82.8	91.5
Field of education					
Natural and physical sciences	68.3	13.7	82.3	81.8	94.6
Information technology	57.3	9.4	81.9	75.0	85.8
Engineering and related technologies	83.9	5.3	90.3	85.9	90.3
Architecture and building	85.5	10.6	91.4	85.5	87.8
Agriculture, environmental and related studies	81.0	8.3	88.7	87.3	91.1
Health	83.2	4.9	91.6	89.2	89.5
Education	91.1	1.0	93.5	85.9	85.3
Management and commerce	77.8	5.3	88.0	80.8	88.3
Society and culture	76.3	11.5	87.0	89.2	90.4
Creative arts	58.5	2.3	80.9	76.7	84.9
Food, hospitality and personal services	74.6	8.3	84.7	87.6	90.5
Mixed field programmes	42.0	12.6	74.9	86.4	91.0

（出典：NCVER：Australian vocational education and training statistics: student outcomes 2012²²⁰）

ク 取得学位・就業資格等：取得学位と就業資格の関係性

学んだ分野と実際の職業との関係を見ると、職業訓練の内容と同じ職業についている人の割合は、技術者・商業関係（Technicians and trades workers）の55.1%とコミュニティ・サービスワーカー（Community and personal service workers）²²¹の39.4%が比較的高い。一方、職業訓練の内容と就いている職業が異なる割合は、管理職（Managers）が62.6%で最も多かった。オーストラリアの企業組織では、一般的に管理職は当該訓練を受けた人が就く職階のため（社内での昇進というケースもあるが）、職業教育訓練として管理職を学ぶ人が多く、そのような背景がこの数字に影響している可能性もある。以下の表の Intended occupation of training activity は、職業教育訓練の受講時に目的として想定していた職業であり、実際に雇用された（Employed）職業が目的どおりの職業であった場合（In same occupation group）、目的とは違うが受講した職業教育訓練に関連する職業に就いた場合（In different occupation – training

²²⁰ NCVER：Australian vocational education and training statistics: student outcomes 2012

<http://www.ncver.edu.au/publications/2572.html>

²²¹ コミュニティ・サービスワーカーとは、医療、福祉、観光、スポーツ、社会公共サービス（警察・消防など）といった分野に従事するものを指す。参考：豪州統計局

<http://www.abs.gov.au/Ausstats/ABS@.nsf/0/F4EA4182214AF2CBCA2571E20083551A?opendocument>

was relevant to current job)、目的とは違う職業で受講した職業教育訓練とも異なる職業に就いた場合 (In different occupation – training was not relevant to current job) の比率をそれぞれ表している。

図 2-24 学んだ分野と実際の職業との関係 (単位 : %)

Table 14 Occupational destination and training relevance² for graduates by various training characteristics, 2012 (%)

	Employed				Total employed ¹⁰	Not employed ¹	Total
	In same occupation group ⁹ (as training course)	In different occupation (to training course)—training was relevant to current job	In different occupation (to training course)—training was not relevant to current job	Occupation after training not known			
Intended occupation of training activity⁹							
Managers	10.4	62.6	12.3	0.6*	86.3	13.7	100.0
Professionals	19.1	37.3	21.5	0.5*	78.6	21.4	100.0
Technicians and trades workers	55.1	20.8	9.6	0.3*	86.0	14.0	100.0
Community and personal service workers	39.4	21.1	14.7	0.8*	76.2	23.8	100.0
Clerical and administrative workers	17.4	44.3	13.8	1.3*	77.2	22.8	100.0
Sales workers	29.0	32.5	13.8	1.1*	76.5	23.5	100.0
Machinery operators and drivers	26.3	30.1	14.7	**	71.9	28.1	100.0
Labourers	24.1	33.3	18.3	0.6*	76.3	23.7	100.0
Training was part of an apprenticeship or traineeship							
In a trade occupation course ¹¹	77.0	10.9	4.7	0.3*	92.9	7.1	100.0
In a non-trade occupation course ¹²	34.5	37.9	10.3	0.6*	83.3	16.7	100.0
All graduates ¹³	32.7	32.3	13.6	0.8	79.6	20.4	100.0
All graduates ¹³ in 2011	33.3	31.7	12.7	3.3	81.1	18.9	100.0

For notes on tables, see page 21.

(出典 : NCVET : Australian vocational education and training statistics: student outcomes 2012²²²)

(2) 後期中等教育後の職業教育機関

ア 教員組織に係る基準

大学など教育機関内での教育組織に係る明確な基準は特に存在しない。

職業教育を行う教員のための全国的な組織は VET network Australia である。VET network Australia は、教員のほか、職業教育に関わる進路アドバイザーやプログラムコーディネーター、職業教育訓練機関の運営管理担当者も対象としている。最初は 1995 年に首都準州の後期中等教育の教員が立ち上げた組織だったが、カンファレンス開催によって職業教育の教員・関係者が集まり、会員制の全国組織に拡大してい

²²² NCVET : Australian vocational education and training statistics: student outcomes 2012
<http://www.ncver.edu.au/publications/2572.html>

った。しかし、基本的に若者の職業教育に重きを置いている。²²³

イ 教員の資格に係る基準

職業教育訓練機関に関する法律である「2011年全国職業教育訓練規制法(NVR法)」²²⁴によると、職業教育訓練機関は「2012年NVR登録訓練機関基準(Standards for NVR Registered Training Organisations 2012)」の基準を満たす必要があると明記されている。そのSNR4の4.4項に教員の資格に関連して以下の記載がある。²²⁵

申請機関は、以下の条件を満たす教員(指導者・評価者)によって指導や評価が行われるよう、戦略・手順・手段をあらかじめ有する必要がある。

- ・NSSCまたはその後継機関が定めた指導・評価に関する必須コンピテンシーを有すること
- ・該当する職業分野において、指導・評価を行うレベル以上のコンピテンシーを有すること
- ・指導・評価に直接関連する業界の最新技能を身につけていること
- ・該当する職業教育訓練に関する知識や技能を向上させ、業界動向を踏まえ、指導及び評価を行う者としてのコンピテンシーを高め続けること

職業教育訓練(VET)の教員(トレーナーや講師なども含む)となるためには、少なくとも教える分野に関する職業資格を持ち、かつ指導者としての資格であるCertificate IV in Training and Education(TAE)を有することが必須条件である。この要件は、当初VET National Quality Council(NQC)によって定められた。その後、NQCが2011年6月に解散したのに伴い、2011年7月からは全国技能基準審議会(NSSC)が高等教育技能雇用審議会(SCOTESE)の委員会として活動を開始、職業教育訓練に関連する規制や全国統一基準を作成するとともに教育機関への情報提供や高等教育技能雇用審議会(SCOTESE)への提言などを行っている²²⁶。また、職業教育訓練(VET)セクターの教員のコンピテンシー基準も策定している。全国技能基準審議会(NSSC)によると、VET教員になるための現在の必須条件は、*TAE10 Training and Education トレーニングパッケージのTAE40110 Certificate IV in Training and Assessment*の資格を有することである。当該資格を持たずにボランティアなどで指導する場合

²²³ VETnetwork Australia: About us

http://www.vetnetwork.org.au/01_cms/details.asp?ID=1

²²⁴ National Vocational Education and Training Regulator Act 2011

<http://www.comlaw.gov.au/Details/C2011A00012>

²²⁵ <http://www.comlaw.gov.au/Details/F2013L00167/Download>

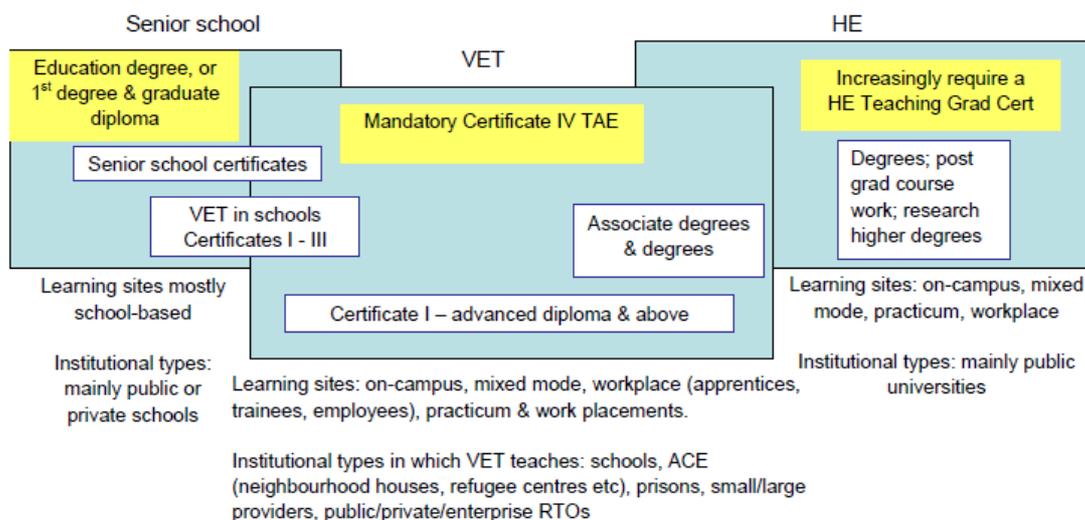
²²⁶ NSSC: About the NSSC

<http://www.nssc.natese.gov.au/about>

は、有資格者の監督が必要になる²²⁷。

以下は、各セクターの教員に必要とされる資格・学位と、各セクターで授与される資格・学位（教員が教育対象とする資格・学位）の概念図である。

図 2-25 各セクターの教員資格と指導する資格名の概念図



(出典 : Leesa Wheelahan, The quality of teaching in VET: final report and recommendations²²⁸)

黄色のボックスは各セクターの教員資格である。従来、高等教育の教員は教員資格が必須要件ではなかったが、現在では多くの大学で高等教育の教授・学習に係るプログラム（Graduate Certificate）の修了者を採用するようになってきている。白いボックスは教員が教える資格の名前である。

ウ 教育課程に係る基準

職業教育訓練機関では、コンピテンシー・資格・評価・単位互換(credit arrangements)をパッケージ化したトレーニングパッケージに基づいて教育が行われている。トレーニングパッケージは全国統一基準に基づいて開発されており、その基準は全国技能基準審議会(NSSC)が策定している。最新の基準は2012年11月16日に第三段階教育技能雇用審議会(SCOTESE)から承認されたもので、従来よりもトレーニングパッケージ内容の品質向上が強化されている。新基準への移行に伴い、2013年12月31日までは従来のハンドブック「トレーニングパッケージ開発ハンドブック

²²⁷ NSSC: Determination for trainer and assessor competencies

http://www.nssc.natese.gov.au/policies/determination_for_trainer_and_assessor_competencies

²²⁸ Leesa Wheelahan, The quality of teaching in VET: final report and recommendations.

http://www.lhmartinstitute.edu.au/userfiles/files/research/quality_vetteaching_final_report%281%29.pdf

(Training Package Development Handbook)」に基づくトレーニングパッケージの承認申請 (ISC から NSSC へ申請) も受け付けるが、2014 年 1 月からは新規受付は新基準に基づくトレーニングパッケージのみとし、2015 年 12 月 31 日まではすべてのトレーニングパッケージを新基準に基づくものにしていく予定である²²⁹。新基準は、トレーニングパッケージ開発向け方針 (NSSC Training Package Products Policy) と、トレーニングパッケージ承認プロセスポリシー (NSSC Training Package Development and Endorsement Process Policy) の 2 つのポリシーに基づいて作成されている。新基準の詳細は冊子「トレーニングパッケージの基準 (Standards for Training Packages)」に記載されている。この冊子にはテンプレートが含まれており、テンプレートを用いてトレーニングパッケージを開発できるようになっている。²³⁰「Standards for Training Packages」によると、新基準におけるトレーニングパッケージは、コンピテンシー、資格、評価、単位互換 (credit arrangements)、品質保証のための手引き書 (Companion Volume Implementation Guide) の 5 つから構成されている。具体的には、当該トレーニングパッケージによってどのような知識や技能の習得を目指し、どのように評価されて資格取得につながるのか、職業教育と大学教育との単位互換はどのようなのか、プログラム内容の品質がどのように保証されているのかを表している²³¹。履修科目の必修・選択については特に触れられていないが、training.gov.au のサイトでトレーニングパッケージを検索して表示される科目一覧の中で必修科目・選択科目について述べている場合もあるため、必修・選択の記述のあるなしはトレーニングパッケージによって異なる。なお、具体例として、本章の「1 (2) IT 各分野における職業資格の概要」において、IT 関連のトレーニングパッケージでどのような資格が得られるのかを training.gov.au の検索結果画面とともに紹介している。

エ 教育施設・設備に係る基準

「2012 年 NVR 登録訓練機関基準」における教育施設・設備の設置に関する基準に関しては、以下のような記述があるのみである。まず、第 4.3 項において、教育訓練機関として申請するには、該当するトレーニングパッケージや認定コースの要件又は申請機関自らの教育・評価方針に基づき、業界の指導を受けながら、スタッフや施設、設備、教材、評価方針を開発する必要があると述べられている。また、第 15.3 項において、すでに認定されている教育訓練機関は上記の要件・条件を満たすよう、

²²⁹ NSSC: Special Bulletin - New Standards for Training Packages
http://www.nssc.natese.gov.au/_data/assets/pdf_file/0009/72765/NSSC-SB-03_-_Standards_for_Training_Packages.pdf

²³⁰ NSSC: New Training Package Standards & Policies
http://www.nssc.natese.gov.au/training_packages

²³¹ NSSC: Standards for Training Packages
http://www.nssc.natese.gov.au/_data/assets/pdf_file/0014/71510/NSSC_-_Standards_for_Training_Packages_v1.0.pdf

スタッフや施設、設備、教材、評価方針を開発していくことが述べられている。さらに、学生に提供する「サービス」の用語説明において、「サービス」には障がいを持つ学生の学ぶ機会を増やすような設備、リソース、プログラムなどの提供が含まれることが明記されている²³²。いずれも、具体的な設置基準までは言及していない。

オ その他

NCVER が 2011 年に全国の雇用主を対象に VET システム（正式認定された職業教育訓練）に関するアンケート調査を行った。この調査における雇用主は従業員を 1 人以上雇っている人で、従業員には正社員・契約社員・パートタイム・臨時アルバイトが含まれている。調査結果によると、53.9%の雇用主が VET システムを過去 1 年間に活用した。その理由は、資格の必要な職務があるため（34.5%）、実習生や見習いがいたため（29.0%）、従業員が認定資格を取得できるよう支援又は職業訓練を行ったため（21.7%）であった。いずれの場合にも、80%以上の雇用主が VET システムに満足していた。しかし、雇用主が VET システムを利用する割合は 2009 年から 2.8%減少しており、資格の必要な職務や見習いの状況は変わらない中、VET システムの活用が減っていることが明らかになった。VET システムを利用した雇用主は全体の 21.7%で、そのうちの 88.5%が満足と回答した一方で 4.6%の雇用主は不満と回答しており、不満の理由として教育プログラムの品質や基準が低いことや教育訓練内容が必要な技能と合っていなかったことがあげられた。また、全体の 46.5%の雇用主は正式認定されていない職業教育訓練を利用していた。その理由は、職務に必要な技能を提供していたから（認定されていない職業教育訓練を利用した雇用主の 42.9%）、専門的な水準・業界水準に適合していたから（同 22.1%）であり、満足度は 96.1%にのぼった²³³。

NCVER による雇用主を対象とした調査で教育訓練機関について見ると、VET システムを活用した雇用主のうち、43.7%が主に民間の職業教育訓練機関を利用していた。民間の機関を利用した雇用主の満足度は 92.2%であった。一方、公立機関である専門学校（TAFE）を利用した雇用主は 23.2%にとどまった。また、専門学校（TAFE）利用の満足度は 90.3%であった。民間・公立の利用状況及びそれぞれの満足度は 2009 年調査と同様である。認定されていない職業教育訓練を利用した雇用主について見ると、そのうちの 32.5%は民間の職業教育訓練機関を利用、24.8%は設備や製品の業者による職業教育訓練を利用、20.3%は業界関連団体による職業教育訓練を利用していた。いずれの場合も利用満足度は 90%以上であった²³⁴。この結果から、正式認定

²³² Standards for NVR Registered Training Organisations 2012
<http://www.comlaw.gov.au/Details/F2013L00167>

²³³ NCVER: Employers' use & views of the VET system
<http://www.ncver.edu.au/publications/2409.html>

²³⁴ 同上。

された職業教育訓練は公立よりも民間で受ける傾向が高く、認定されていない職業教育訓練であっても職業や現場のニーズに合うものであれば民間機関や業界団体による教育訓練を取り入れる傾向がある。つまり、産業界としては正式認定されているかどうかよりも実践的で役立つ職業教育訓練を求めていると言える。

第2部 分析の結果

第1章 比較分析結果

1 資格枠組みの調査

	韓国	オーストラリア
(1) 資格枠組み	<p>官民ともに複数の資格枠組みがあり、それらを統合する制度を策定中。</p> <p>【既存枠組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家資格 <ul style="list-style-type: none"> 国家技術資格 国家専門資格 ・ 民間資格 <ul style="list-style-type: none"> 公認民間資格 民間資格 事業内資格 <p>【策定検討中の枠組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 韓国資格枠組み (Korean Qualifications Framework:KQF): 学位、職業等の様々な学習結果を資格として認めるための資格水準体系 (Qualification Level System) ・ 国家職務能力標準 (National Competency Standards、NCS): 企業が必要とする人材の知識や技術、素養等について、産業分野別・水準別に体系化したもの。KQF によって管理 (レベル名称は KVQ (Korean Vocational 	<p>国の一元的な枠組みである豪州資格枠組み (Australian Qualifications Framework:AQF) が導入されている。</p> <p>AQF は学校教育 (school education)、職業教育 (vocational education and training:VET)、高等教育 (higher education) の各セクターをまとめ、相互連携を図る目的で 1995 年にスタート。資格レベル、レベルの名称、各レベルの学習成果概要等を定める。職業教育もすべて AQF の枠組み内で行われる。</p>

	Qualification) によってされている。	
ア 資格枠組みの内容		
(ア) 発展の経緯	<p>国家技術資格の発展</p> <p>分散管理期(第1期:1958~1973年)</p> <p>統合管理体系の導入期(第2期:1973~1981年)</p> <p>資格拡大及び事後管理体系の強化期(第3期:1982~1996年)</p> <p>資格制度の変化政策転換期(第4期:1997~2006年)</p> <p>第1次国家技術資格制度の発展基本計画(第5期:2007~2009年)</p> <p>第2次国家技術資格制度の発展基本計画(第6期:2010~2012年)</p> <p>第3次国家技術資格制度の発展基本計画(第7期:2013~2017年)</p>	<p>AQFは1995年導入。</p> <p>その後部分的な改定を経て、社会環境の変化(労働環境の変化、セクター間の移動後の学習継続や生涯学習の増加等)や若者の失業、またグローバル化といった課題への対応のため、2008年に制度見直しに着手。2011年に制度再編が行われた。</p> <p>2011年の再編の主眼は、各セクターにおける資格呼称の統一、資格の再編(学習成果に基づき10のレベルに再分類)。</p>
(イ) 資格枠組みの活用状況	<p>専門大学の設置</p> <p>社会発展に資する専門職業人の養成が目的。短期大学、専門学校、看護学校等短期教育期間を一元化し1979年に設置。産学連携のもと実践的な教育課程を設けている。</p> <p>専門大学や大学等の教育機関における学歴と職務水準、NCS資格の関連についてはP14の表1-5「職務水準と韓国資格枠組み(KQF)の水準比較」を参照。</p>	<p>AQF枠組み活用のための職業訓練機関の登録認可や教育訓練コースの認定を行う連邦レベルの機関が豪州技能質保証機構(ASQA)である。なお独自の認定機関を持つ州も2州あるものの、事実上は全国統一が図られている。</p> <p>登録認可等を行う基準となるのがVET Quality Frameworkである(2011年7月適用開始)。</p> <p>登録認可された職業訓練機関はRTOと呼ばれ、オンライン検索が可能。</p> <p>職業教育セクターにおける訓</p>

		<p>練の基準としてトレーニングパッケージがある。トレーニングパッケージは、産業技能評議会（ISC）や企業が全国的な資格基準に基づいて開発する。</p> <p>これらのパッケージのうち、産業技能評議会（ISC）によって開発・策定されたトレーニングパッケージは、全国技能基準審議会（NSSC）の承認を受けたものである。</p>
<p>イ 実施に関わる 公的機関</p>	<p>実施機関、監督機関は多岐にわたる。</p> <p>【国家技術資格】</p> <p><実施機関></p> <p>韓国産業人力公団 韓国コンテンツ振興院 韓国放送通信電波振興院 韓国鉱害管理公団 大韓商工会議所 韓国原子力安全技術院 韓国インターネット振興院 映画振興委員会 韓国技術資格検定院</p> <p><関連行政機関></p> <p>企画財政部、教育部、統計庁、未来創造科学部、国防部、安全行政部、警察庁、消防防災庁、文化体育観光部、農林畜産食品部、農村振興庁、山林庁、産業通商資源部、保健福祉部、環境部、気象庁、雇用労働部、国道交通部、海洋水産部、食品医薬品安全処、公正取引委員会</p> <p>【国家専門資格】</p>	<p>以下に大別される。</p> <p><AQFの資格の登録認可、認定を行う機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各州・準州における後期中等教育修了証明書（Senior Secondary Certificate of Education）を認定する各州・準州政府の公的機関 ・豪州技能質保証機構（ASQA）：連邦政府による認定機関（職業訓練機関登録認可・AQF資格認定） ・ビクトリア州職業訓練登録認可機関（VRQA） ・西オーストラリア州職業訓練登録認可機関（TAC） ・全国技能基準審議会（NSSC）：トレーニングパッケージにおけるAQF資格承認。行政組織、第三段階教育技能雇用審議会（SCOTESE）の委員会の一つ。 ・高等教育質基準機構（TEQSA）：大学等の高等教育機関の認証及び、AQF資格の認定を行っていない非自己認証型の高等教育機関（non-self-accrediting higher education providers）に代わって

	<p>< 資格制度設置・運営機関 > 保健福祉部、環境部、雇用労働部、海洋水産部、中小企業庁、警察庁、公正取引委員会、消防防災庁、文化体育観光部、放送通信委員会、文化財庁、関税庁、女性家族部、未来創造科学部、安全行政部、農林畜産食品部、産業通商資源部、国道交通部、教育部、国税庁、特許庁、海洋警察庁、法務部、法院行政庁、金融委員会</p>	<p>AQF 資格を認定。 ・AQF 資格の認定を自ら行っている自己認証型 (self-accrediting) の大学等の高等教育機関。</p> <p>< AQF 資格の開発を行う機関 (developers of AQF qualifications) > ></p> <p>・各州・準州政府の公的機関：各州・準州における後期中等教育修了証明書 (Senior Secondary Certificate of Education) を認定。</p> <p>・産業技能評議会 (ISC): 全国技能基準審議会 (NSSC) に承認されるような AQF 資格を、職業教育訓練のための全国的なトレーニングパッケージ向けに開発。農業、製造業、運輸、公的部門等 11 の業界団体から構成される。</p> <p>・登録訓練機関 (RTO) 及び関連団体：政府公認の職業教育訓練として認定されるために AQF 資格の開発を実施。 (RTO : 認定機関である全国技能基準審議会 (ASQA) により登録認可された職業訓練機関)。</p> <p>・非自己認証型の高等教育機関 (non-self-accrediting higher education providers) : AQF 資格の開発を行い、高等教育質基準機構 (TEQSA) に認定を受ける。</p> <p>・AQF 資格の認定・開発を自ら行っている自己認証型 (self-accrediting) の大学等の高等教育機関。</p>
--	--	--

		<p>< AQF 資格の発行を行う機関 (authorised issuing organisations) ></p> <p>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各州・準州政府の公的機関：各州・準州における後期中等教育修了証明書 (Senior Secondary Certificate of Education) を発行する。 ・登録訓練機関(RTO): Australian Skills Quality Authority (ASQA) およびビクトリア州・西オーストラリア州の州政府公認機関によって認定された、職業教育訓練に関する AQF 資格を発行する。 ・非自己認定型の高等教育機関 (non-self-accrediting higher education providers) : 高等教育における AQF 資格を発行するために高等教育質基準機構 (TEQSA) から認定を受けている。 ・高等教育における AQF 資格を発行するために高等教育質基準機構 (TEQSA) から認定を受けている、自己認定型(self-accrediting) の大学等の高等教育機関。
<p>ウ 実施に関わる民間機関</p>	<p>民間の個人、法人、団体 (「公認民間資格」「民間資格」の管理運営は政府傘下の韓国職業能力開発院が行う。また企業が単独または共同で労働者の職業能力開発のために運営する資格である「事業内資格」の開発・運営を実施した際の費用については韓国産業人力公団への申請を通じ政府から補助を受けることができる。)</p>	<p>一部の RTO 及び高等教育機関。 Auto Skills Australia(産業技能評議会 (ISC) 未加盟、自動車業界の職業教育を行う。) 将来的には産業技能評議会 (ISC) に加入する可能性もある。</p>

(2) IT 各分野における職業資格の概要		
	<p>官民双方に IT 分野の資格あり (民間資格も国公認の資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家資格 <p>分野：技術・技能分野及びサービス分野</p> <p>技術・技能分野の区分：技術士、技能長、技師、産業技師、技能士+技能士補</p> <p>サービス分野の区分：単一等級、1級、2級、3級</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公認民間資格 <p>関連部処：未来創造科学部、雇用労働部。</p>	<p>IT 分野においても AQF 枠組みが適用される。訓練プログラムの作成基準として、全国技術革新・商業評議会 (IBSA) (産業技能評議会 (ISC) 加盟団体の一つ) が開発した以下 2 種のトレーニングパッケージがあり、履修内容及び履修修了後に取得できる資格が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT (情報通信技術) トレーニングパッケージ：ICT 業界向け。 ・ 総合型電気通信トレーニングパッケージ：電機通信業界向け。
ア 各職業資格の各レベルに対応した評価基準及び教育プログラムの認証基準とそれらの作成・更新方法	上記(2)に同じ。	<p>AQF 枠組みが適用され、各業界の職業教育訓練団体が分野別の資格認定基準と評価(トレーニングパッケージ)を開発。</p> <p>更新の際は業界団体等関係者と協議の上、変更案を作成し NSSC 承認を得るための申請書を提出。(ICA11 トレーニングパッケージの更新事例)</p>
イ 資格認定団体の活動概要	-	<p>AQF の枠組み内での資格認定に加え、ICT 業界団体では国際資格 (Skills Framework for the Information Age、SFIA) も採用。</p>
ウ 認証プログラム提供機関数	<p>P24 表 1-10「国家技術資格法における IT 分野の国家資格」及び P26 表 1-11「IT 分野の部処別公認民間資格の現況」を参照。</p>	<p>ICT トレーニングパッケージに基づく教育プログラム提供機関数：677</p> <p>総合型電気通信トレーニングパッケージに基づく教育プログラム提供機関数：57</p> <p>(ともに 2013 年 7 月時点)</p>
エ 資格取得者数の推移	<p><2008 年以降の推移></p> <p>資格取得者は一部増加も見ら</p>	<p>ICT トレーニングパッケージに基づく教育プログラム修了後の</p>

	<p>れるものの全体的には減少傾向。</p> <p>技能長は直近5年間で取得が倍増。技能士も資格取得が増したが、他は減少。</p> <p>若年層取得者が減少、一方で中高年取得者が増加。</p> <p>詳細についてはP28～P30の表を参照。</p>	<p>資格取得者数は2009年以降減少傾向。</p> <p>総合型電気通信トレーニングパッケージに基づく教育プログラム修了後の資格取得者数も減少傾向。教育プログラムに含まれていた「顧客サービス」が他のトレーニングパッケージの教育プログラムに移行した影響とみられるが、「顧客サービス」以外の教育プログラムに基づく資格取得者は直近データでやや持ち直している。</p> <p>(ともに2008～2011年データ)</p> <p>詳細はP86 図2-9「ICTトレーニングパッケージ(ICA11)による教育プログラムを修了した資格取得者数の推移」、P88 図2-11「統合型電気通信トレーニングパッケージ(ICT10)による教育プログラムを修了した資格取得者数の推移」を参照。</p>
--	--	--

2 職業教育機関の調査

	韓国	オーストラリア
(1) 職業教育制度の概要		
ア 職業教育の体系	<p>正規教育制度内の職業教育と社会人の職業能力養成の枠組みである職業訓練に大別。</p> <p>職業教育は義務教育(小学校6年、中学校3年)修了後に進学する職業系高等学校(特性化高等学校、マイスター高等学校)、高校卒業後の進学先となる</p>	<p>職業教育は、基本的には教育の3セクター(学校教育、職業教育、高等教育)のうち職業教育セクターの枠内で行われる。</p> <p>ただし教育プログラムを提供する機関には学校教育セクター及び高等教育セクターの機関、また企業、政府関連機関も含まれる</p>

	<p>専門大学が該当。マイスター高等学校（卒業後の選択肢は就業のみ）は少数精鋭の学生向けの教育機関で、国が集中投資を行っている。</p> <p>現在職業訓練の施策は失業者、低所得層等の就業促進と在職勤労者の職業能力向上に主眼が置かれる。</p>	<p>（いずれも RTO として登録された機関）。</p>
イ 所管主体	<p>基本的には以下の中央政府機関が所轄する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業教育：教育部（正規教育制度内） ・職業訓練：雇用労働部（一般勤労者の職業能力を養成・向上） <p>また上記以外に、労働部の所轄する機関（韓国産業人力公団、韓国ポリテック大学、韓国技術大学校）、大韓商工会議所が所轄する大韓商工会議所人力開発院が存在する。</p>	<p>職業教育セクターの所管は州及び準州（州に準じた機能・権限を持つ）政府であり、連邦政府は州政府・関係機関と連携し助言を行う。</p> <p>学校教育セクターは州・準州が、高等教育セクターは連邦政府が所管する。</p>
ウ 財源	<p>職業訓練に関わる予算については P37 表 1-17「職業能力開発訓練の実施現況」、P39 表 1-16「大学研究開発費」を参照。</p>	<p>職業教育セクターの予算は National Agreement for Skills and Workforce Development に基づき連邦政府が 1/3、州・準州政府が 2/3 を拠出。またその他の政府拠出金や学費収入も財源となっている。</p>
エ 職業教育機関への進学率	<p>職業教育：高等学校学生総数に占める職業系高等学校の学生数の割合は 22.1%（2012 年）、年々減少傾向。</p>	<p>公的資金を受けた教育機関での職業教育訓練受講率は増加傾向にあり、年代別では 15～19 歳の受講率が約 33.4%と高い。（2008～2012 年データ）</p> <p>日本とオーストラリアでは「進学率」の概念が異なり進学率の公式データがないため、受講率を記</p>

		載した。
オ 学生数	<p>職業教育：職業系高等学校学生数約42万人（2012年）、分野別では技術・工業分野の学生が半数近くを占め最多。</p> <p>専門大学の学生数は2001年をピークに減少傾向、分野別では社会系専攻学生の割合が27.6%と最多。</p> <p>詳細はP39 図1-19「一般系と職業系高等学校の在 student 数(1965~2012年)」、P40 表1-17「高等学校年度別の学生数」、P41 図1-21「高等教育機関在 student 数の変化推移(1965~2012年)」、P42 表1-18「大学年度別の在 student 数(在籍 student 数から休 student 数を除く)」、P42 表1-19「職業系高等学校の専攻分野別の学生数及び割合(2012年)」、P43 表1-21「専門大学の専攻分野別の学生数及び割合(2012年)」を参照。</p>	<p>【公的資金を受けた職業教育訓練機関のデータ】(2008~2012年)教育訓練受講者数約1,943千人(2012年)</p> <p>直近5年間で増加傾向。</p> <p>分野別では「マネジメント・商業(Management and commerce)」が最多の受講者数(約419千人/2012年)で、同分野の受講者数の全分野受講者数に占める割合は約21.6%。同分野の受講者数は5年前の345.3千人から21.5%の増加。</p> <p>産業技能評議会(ISC)の各Council別では「革新とビジネス」の受講者数がトップ(約386千人/2012年)。</p> <p>またトレーニングパッケージ別では「ビジネスサービス(約233千人/2012年)の受講者数が最多。</p> <p>詳細は2(1)オ項の図を参照。</p>
カ 機関数	<p>職業教育：職業系高等学校数499(2012年)、減少傾向にある。</p> <p>詳細はP47 表1-26「高等学校年度別の学校数」を参照。</p>	<p>職業教育訓練機関数4,740(うち民間機関3,156)。</p>
キ 修了者の就業・進学状況	<p>政府による職業教育政策促進の結果、特性化高等学校卒業生の就業率が増加。</p> <p>専門大学卒業生の就業率は一般大学卒業生のそれを上回る。</p>	<p>職業教育修了後に資格取得をした卒業生のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用された者の率：77.8% ・別の教育や訓練コースに進んだ者の率：36.1% <p>取得した資格レベルが高いほど職業教育修了後の雇用率が高くなる。</p>
ク 取得学位・就業資格等：取得学位と	-	<p>職業訓練と同内容の職業に就いている者の割合が高いのは技</p>

第2部 第1章 比較分析結果

<p>就業資格の関係性</p>		<p>術者・商業関係 (Technicians and trades workers) で 55.1%(2012年)、また、職業訓練と異なる内容の職業に就いている者の割合が高いのは管理職 (Manager) で 62.6% (2012年)。</p>
<p>(2) 後期中等教育後の職業教育機関</p>		
<p>ア 教員組織に係る基準</p>	<p>職業教育を行う教員は、職業能力開発訓練教師またはその他該当分野において知識のある者。</p>	<p>VET network Australia: 職業教育を行う教員のための全国的な組織。若者の職業教育に重点を置く。</p>
<p>イ 教員の資格に係る基準</p>	<p>職業能力開発訓練教師またはその他該当分野において専門知識のある者。 職業能力開発訓練教師の資格基準は国によって定められている。専門分野や訓練・実務実績に基づく基準である。 詳細は P53～P56 の表を参照。</p>	<p>基準は全国技能基準審議会 (NSSC) が定める。 教員となるためには教育対象の分野に関する職業資格、かつ指導者資格 (Certificate IV in Training and Education、TAE) を有することが必須。</p>
<p>ウ 教育課程に係る基準</p>	<p>職業能力開発訓練教師の教育課程は国によって定められている。過程は養成訓練課程、向上訓練課程及び教職訓練課程に3区分され、区分ごとに入学資格、訓練機関等が定められている。 カリキュラム詳細については韓国技術教育大学 (KUT) の例 (P56 表 1-34 「韓国技術教育大学の職業能力開発訓練教師及び職業訓練担当者正規・養成課程実績」、P59 表 1-35 「教職訓練課程の教科編成」、表 1-36 「向上訓練課程の教科編成」) を参照。</p>	<p>全国技能基準審議会 (NSSC) が策定する基準に基づき作成されたトレーニングパッケージをもとに教育課程が組まれている。 2012年11月に新基準が導入された。従来の基準よりも品質保証が強化されている。</p>
<p>エ 教育施設・設備に係る基準</p>	<p>職業能力開発訓練教師養成のための訓練施設または訓練課程を設置・運営する者の要件 (教育</p>	<p>「2011年全国職業教育訓練規制法 (NVR法)」に基づく「2012年 NVR法登録訓練機関基準」が</p>

第2部 第1章 比較分析結果

	<p>訓練実績や大学設立基準に準じる施設・マンパワーの規模等)が国によって定められている。</p> <p>国の資金援助も行われている(職業能力開発訓練教師の能力開発のため、国は教育訓練等を直接実施するか、または実施者に対して必要な費用を支援することができる)と定められている。</p>	<p>設けられているが、方向性(訓練機関自体の方針に基づき、業界の指導を受けながらスタッフ、施設等を開発)についての記載のみで具体的基準には触れていない。</p>
<p>オ その他</p>		<p>【職業訓練に関する企業アンケート(政府関連機関 NCVER 調査、2011年)】</p> <p>従業員1名以上の雇用主を対象とした調査。</p> <p>訓練内容が認定されているか否かより、実践的で役立つ職業訓練を取り入れる傾向が見られた。</p>

第2章 本調査結果から得られた示唆・課題等

1 我が国における資格枠組みの確立の必要性

- ・我が国では、学校教育法、学位規則（省令）、規程（告示）等によって学位や称号が規定され、各教育課程の修了者に各学位・称号が授与されている。しかし、修了要件が相互に互換可能な形式で記述されているわけではない。学士等の学位は基本的に単位数が基準であり、専門士等の称号は授業時間数が基準となっている。現行のシステムでは、キャリアアップや余暇の充実等のために幅広く学習しようとする人々が、自らの学修のプロセスや到達点を把握することが難しい状況にある。
- ・この改善のためにも、オーストラリアの先行例や韓国の作成検討例にあるように、学習成果を統一的に記述した資格枠組みを確立することが、21世紀日本に必要な人材育成を図る上で喫緊の課題である。
- ・上記の通り、我が国の学位・称号は、国際的にも理解しやすいように整理・明示されているわけではない。資格枠組みを整備することのメリットの一つに、海外に対して視覚的にわかりやすい資格体系を示すことができる点にある。このことは、グローバル化によって学習者・労働者の移動がさらに活発化することが予想される中であって、今後縮小していく可能性が高い我が国の労働市場の活性化を図り、我が国全体の国際的プレゼンスを維持していく上で重要性が一層増すと考えられる。我が国の人材育成の形を明示的に示す参照枠の一つとして、資格枠組みのもつ意義は極めて大きいと言える。
- ・産業界のニーズに基づく職業教育の整備という点では、すでに内閣府の「キャリア段位制度」や厚生労働省の「職業能力評価制度」といった取組が進められており、注目に値する。ただ、文部科学省が我が国の「資格枠組み」の構築を目指すとした場合、既存の二つの制度との整合性を確保する必要がある。

2 我が国における職業教育と産業界の連携強化

- ・すでに、中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」でも指摘されたように、キャリア教育や職業教育は産業界との密接な関係性の中で構築され提供される必要がある。
- ・オーストラリアの取組は、この点で多くの示唆を与えるものである。すなわち、Industry Skills Councils (ISC) によるトレーニングパッケージ (TP) の開発は、産業界のニーズに基づくコンピテンシー・アプローチを基本とし、それを職業教育訓練の場で実現しようとしている。TP が大部な書類となり、必ずしも関係者が十分に理解し切れないというデメリットはあるが、少なくとも毎年、ISC が業界関係者から現場で求められる (不足している) スキルや新しい動向を聴取し、それを職業教育機関にもつないで広く議論や調整を行っていることは、職業教育に対して政府が主導しつつ社会全体で取り組んでいるという点で、我が国が参考にできるところである。また、これだけのシステマティックな取組は相応のリソースを投じなければ実現するものではない。我が国で求められている職業教育と産業界の連携関係を模索する上で、オーストラリアの仕組みと運営方法 (財源) は、継続的に注目していくに値する経験を含んでいる。
- ・また、韓国では、「第2次国家技術資格制度の発展基本計画 (2013~2017年)」において、「産業現場に合致する国家技術資格制度の再設計」、「国家技術資格制度運営の産業現場性の強化」、「資格取得者に対する活用支援の強化」、「国家技術資格制度インフラの拡充」の政策領域における課題推進を掲げており、さらに、「第3次国家技術資格制度の発展基本計画 (2013~2017年)」においては、「仕事 - 教育 - 資格」の連携強化、「産業現場に応じた資格種目・等級運営」、「現場性の高い資格検定の施行」、「雇用及び社会統合の促進」、「生涯能力開発の支援」を掲げており、職業教育、産業界のニーズへの対応、そのための資格整備、さらには資格取得者に対する資格の活用支援にいたるまで、教育内容が産業界で十分に活用されるための施策整備が行われているところであり、このような取組も、我が国における職業教育と産業界の連携強化施策を検討する上で注目に値する示唆である。
- ・さらに、韓国の国政課題にも掲げられている、実力・能力が重んじられる弾力性のある労働市場実現のための推進計画も、参考に値する施策であると考えられる。

平成 25 年度
文部科学省生涯学習政策局参事官付企画係
委託事業

「生涯学習施策に関する調査研究～アジア諸国等における
資格枠組みと職業教育に関する調査研究～」
報告書

平成 25 年 11 月 30 日
© 文部科学省

調査委託：ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社
(略称：WIP ジャパン株式会社)

〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-6-8 平河町貝坂ビル 電話：03-3230-8200

japan.wipgroup.com